

14.5

54

別書誌
合2冊



始



14.5-54



1200501213058

14.5
54

司 法 資 料

第 三 百 三 號

英國陪審の組織資格選定召集等に関する省取調委員會報告書
第二卷(其二)

〔禁轉載〕(昭和二年二月)

司 法 省 調 查 課

14.5-54



昭和二年二月

する省取調委員會報告書第二卷の續編にして同號と共に判事安田幹太氏に
囑して之を邦譯し筆寫に代へて排印せり

本號は曩に本資料第九十四號に於て紹介したる一九一三年英國陪審に關

日
澤寄贈本

司法大臣官房調査課



目次

第三日 千九百十二年一月十一日(木曜日) (一)
證人 Mr. Justice Channell の取調 (一)
證人 Mr. G. I. Simey の取調 (三五)
第四日 千九百十二年一月十三日(土曜日) (二七)
證人 Mr. W. G. Andrews の取調 (二七)
證人 Sir Herbert Stephen, Bart. の取調 (二七)
第五日 千九百十二年二月十五日(木曜日) (三四)
證人 Master T. Willes Chitty の取調 (三四)
證人 Arthur Dennan の取調 (五六)
證人 Mr. Richard Winfrey, M. P. の取調 (六九)

目次終

司法資料
第百三號

英國陪審の組織資格選定召集等に関する
省取調委員會報告書 第二卷(其二)

第三日 千九百二十二年一月十一日 木曜日



出席者 The Right Hon. Lord Mersey of Joxteth (議長)

Mr. E. R. H. Backwell, C. B. Mr. W. English Harrison, K. C.

Mr. Jubell Burrell. The Right Hon. Henry Hobhouse.

Mr. Ellis W. Davies, M. P. Mr. Philip Snowden, M. P.

Mr. S. Cwynne, M. P. Mr. Michael Heseltine (書記)

證人 The Hon. Mr. Justice Channell 出頭取調ふるに左の如し

(一) (議長) 判事チャネル氏を取調ふる前に予は當市に於ける大ソリシタアたる Hollams, Son
& Coward の支配人たる Andrews 氏より受取りたる書面を朗讀せんと欲するものなり。

『貴下より現在の陪審制度の改正に關して予に意見あらは之を貴下に提議す可き旨の要求有りたるを以て予は謹んで次の如く申言す——(一)陪審の評議に附して取調ふる旨の命令は若し全部の事件に於てせず共少く共大多數の事件に於ては判事の採量に依りて之を爲すこととす可し。ジュヅイケエチュア・アクトが通過する以前に於ては特に指定せられたる數種の事件を除きては普通法事件は全部陪審の評議に附して取調へられ居たり。非陪審事件なるものは無かりき。千八百七十五年以來は陪審の評議に附せずして取調へらる事件は漸次其數を増大するの傾向を生したり。而して予は此取調方法は之を擴張して可なるものと思ふ。現在に於ては陪審の評議に附する旨の命令はサムモンズ、フオア、ゾイレクシヨンの辯論の際に孰れの當事者よりも當然の權利として之を求め得ることなり居れり。予は判事又はマスターに於て相當と認むる時は陪審の評議に附する旨の命令を發することを拒絶するの權を之等の者に與へんことを進言す。(二)一の事件を取調ふる爲めに必要とせらるる陪審員の數を減少す可し。陪審員の數か十二名ならざるへからざることにては何等の特別な理由無きもの如し。予は民事事件に於ては九名の陪審官にて充分なりと進言す。州裁判所に於ける事件の取調へに必要とせらるる陪審官の數は八名なり。之れ以前に於ては僅かに五名に過ぎざりしなり。(三)民事事件に於て陪審の評議一致せざる場合に於ては多數決に依りて定むることとなす可し。當事者に取りて最も大なる苦痛の一は長き時間と多くの費用を要する取調の後に及びて陪審の評議か一致せざる場合なり、再度の取調へも又同一の結果に終るかも測られず。斯くの如き事件に

於ては多大なる費用か浪費せられ當事者は結局和解を餘儀なくせらるるに至る。予が陪審員の數に奇數を提議したるは陪審官か賛否同數となることを防かんか爲めなり。若し陪審官の數か九名とせらるる時は勿論其處に僅か一名の多數か勝を占むることなる可し、併し乍ら兩當事者は其多數を得るに付きて孰れも平等のチャンス有するなり。訴訟か起さるる事件と全く同し額にして又之と全く同し程度に重大なる事實の争か含まれ居る争訟か仲裁手續となること屢々なり。斯くの如き場合に於ては僅かに唯一人の裁決即ち審判官或は第三者たる仲裁者の裁決か最後の決となるなり。困難なる事件に於ては如何なる場合にても二名の陪審官全部か同一の心證を得ると言ふとは殆んど望む可からざることなり。併し乍ら斯くの如き場合には通常少數者か讓歩して以て審理の無効となることを防止するなり。之は結局は外見上は全員一致の如くなり居れるも其評決なるものは事實に於ては屢々多數決に過ぎざること多きなり。(四)特別陪審員の資格の標準を引上ぐ可し。以前に於ては普通法事件に於ける特別陪審員は全部抽籤に依りて選定せられたり兩當事者は執行官代理役場に出頭し同役場の吏員は先づ四十八名の氏名を讀上ぐ此讀上げられたる氏名は其住所及せ職業と共に記入せられて當事者は之を受け取りて退出し之を一々點檢したる後更に再び執行官代理役場に出頭し其際兩當事者は各々自己の最も希望せざる者の氏名十二宛を除去す。斯くて殘餘の二十四名の者か其特定の事件の審理の爲めに呼出さる、之に Land Clauses Act に依る陪審事件に於ては現在も猶行はれ居る所なり、之は誠に費用を要する制度なりき併し乍ら現行制度の下に於けるよりも遙かに

良き陪審を得ることを得たり。或者か一年八十磅の賃料を支拂ひ居るの一事を以ては未だ其氏名を特別陪審員資格者名簿に登載するに充分なる理由となすに足らず』此資格は間違ひ居れりブラックウェル氏如何なりや?

(Mr. Blackwell) 然り百磅なり。

(議長) 而して百磅に課税評價せられ居ることなり。

(Mr. Burchell) 然り。

(議長) 田舎に於ては之は五十磅なり。

(Mr. Burchell) 然り。

(議長) 然らば彼の言ふ所は田舎に付きては正しきなり、課税評價格五十磅と言ふ時に先づ一年賃料は八十磅なり然る可し?

(Mr. Burchell) 純賃料は然り。

(Mr. Hobhouse) 此位の賃料は通常夫よりも少額の五十磅に評價せられ居れり。

(議長) 此意見は従つて田舎には適用せらるるも倫敦にはあてはまらずブラックウェル氏如何に思はるるや?

(Mr. Blackwell) 夫は人口二萬未滿の町に當てはまる説なり。

(議長) 然り。『或者か一年八十磅の賃料を支拂ひ居るの一事を以ては未だ其氏名を特別陪審員資格者名簿に登載するに充分なる理由となすに足らず』之は今迄吾人の聞きたる證言の或者とは全然反對なり。予はウェップ氏なりしかと思ふか此百磅なる資格は七十磅に引下けて可なりと言へりと思ふ。彼は左様言はさりしや?

(Mr. Burchell) 彼は左様に言ひたり。併し彼は専ら倫敦に付きて論したるなり。

(議長) 予も之を知れり併し乍ら此人の希望と思はるる所の此資格を引上く可しと言ふ説とは全然反對に彼は少く共倫敦に於ては之を引下くるか利益なりと考へ居るなり。

(Mr. Burchell) 其通りなり。

(二五三) (議長) 『其程度或は夫以上の家賃の家を占有する者は誠に多く而し之等の者は其家屋の大部分を下宿人に轉貸し賃料の大部分は之等下宿人か支拂ひ居るなり』此點は吾人の既に論したる所なり。『(五)氏名の僞稱を防止する爲めに何等かの方法を講せざる可からず』此點は吾人は今迄全く觸れざりし點なり。『検屍陪審に於ては或者か呼出されたる時其者か替玉を出頭せしむると言ふことは普通一般に行はれ居ることなり。予は斯くの如きことか時としては高等法院に於ても行はれ居れりと信す。之は陪審員か有名な人に非ざる限り之を發見せらるるの危険少し。或者の氏名か讀上げられ或者か之に應じて返答を爲す。彼は陪審官席に着くことを命せられ其通りにす。次に其者は宣誓を爲す而して其者か其氏名の男に相違無

きや否やに關しては何等の證據をも必要とせられず。故に此宣誓の形式の中に於て陪審員は自己は呼出狀に記載せられたる氏名の本人に相違無き旨を宣言することとするを可とす可し。(一六)陪審員等が裁判所の附近にて待合せざる可からざるか爲めに生せしめらるる所の時間の浪費と言ふことに對する陪審員の不平に關しては予は現在は昔各特別陪審事件毎に各二十四名宛の者か呼出され居たる時代に比して遙かに良くなり居れるものなりと考ふるものなり。予は此點に付き證人に質問せんと欲す。之は確かに遠き昔に於て廢止せられたる所の制度なる可し?——然り千八百七十五年に廢止せられたり。彼は其ことを此手紙の初めの方に記し居れり。

(一五三) 予は千八百七十五年には裁判所に居たる者なれ共之を記憶せざるか?——貴下は之を思ひ出す筈なりと思ふ。新しき制度か行はるるに至りたる後は特定の事件に付此古き制度に依りて特別陪審員を選定す可き旨の命令を求むることを申立つるを慣例とするに至りたり此申立を貴下は受けられたる可し。之は現在に於ても之を爲すことを得るものと信す。

(一五四) 予は之を知らざりき?——古き制度はアンヅリュウス氏か其手紙の初めの方に於て極めて明確に記し居れる其通りなり。

(一五五) 夫は現在に行はれざるや?——予は漸次行はれざるに至りたりと思ふ。

(Mr. Davis) 數箇月以前或誹毀事件に於て行はれたり、特別陪審員か此制度に依り選はれたり。

(Mr. Burchell) 夫は何處に於てなりや?

(Mr. Davis) 夫はノウザムプトンの陪審なりき。事件は或新聞紙に對する誹毀の訴なりき。兎に角確かに記憶せざるも代議士のグレイウッド氏か其被告の一人なりし事件なり。

(議長) 併しアンヅリュウス氏は倫敦に付てのみ言ひ居れるなり。

(Mr. Davis) 予は之に付意見を述ぶることを欲せず併し乍ら予は之か田舎の地方に於て行はれ得可しと思ふこと能はざるなり。之は全く倫敦及びミッツルセックスに限る。

(證人) 一寸中途乍ら一言挾めは、其手紙に記され居れるか如き方法に依る昔の制度を變更したるジュヅイケチュア・アクトに依る千八百七十五年の本來の規定には明白に或陪審に就きては古き制度に依る可き旨の命令を爲すことを得る旨を定め居たるなり。ジュヅイケチュア・アクトか施行せらるるに至りたる後も予の記憶にては確かに斯くの如きことか屢々行はれ居たり併し乍ら之を其後漸次減少するに至りたり。予は今述へられたる事件のことをも耳にしたり。之は或者か特種の理由有るか爲めに特定の地方に於ては公正なる評議を得る能はずとの疑有る場合に Divisional Court 又は Judge in Chambers に依りて時々行はる。斯くの如き場合には室内判事或は合議裁判所は『古き方法に依る特別陪審員の召集を求めよ、然する時は其方は四十八名登載せられ居る者の中にて何等かの爲めに偏見を有し居れりと考へらるる所に對しては自ら直接異議を述ぶることを得従つて偏見無きものと考へらるる者のみよりなる二十四名か呼出

るることなる可し』と提言す。予は近年に於ては斯くの如き場合か此方法の行はるる唯一の場合なりと思ふ。

(Mr. Davie) 夫は千八百七十年法第十七條にして其條文は『右の孰れの上級裁判所或は其裁判所の孰れの判事も若し之を便宜なりと認めたる時は或特定の特別陪審を現在の慣習に依りて選定す可き旨の命令を爲すことを得』と有り。此現在の慣習とは勿論古き慣習のことを指すなり。

(Mr. Burdell) 『斯くの如き命令有りたる時は其特定の事件に付きては其候補者名簿の作成及び陪審の構成に付き左の慣習に依ることを得』

(五六) (議長) 夫て判りたり。『陪審員等は又現在よりも一層注意して處遇し事情か之を許す場合には速かに之を解放す可きものなり。若し現在よりも一層多くの事件か判事に依りて陪審の評議に附せずして取調へらる可き旨命せられ又各事件に付きての陪審官の數か減少せしめらるることならば現在よりも可成少數の者か裁判所に出頭すれば足ることなる可し。予は當該の官吏か數個の裁判所に多くの陪審員を供給するに如何なる方法を用ひ居れるものなるかを熟知せず從つて現在の制度に於て陪審員の出頭を要する時間を更に少くし能ふものなりや之能ふとせば如何なる手段を採れば可なりやと言ふことは之を述ふることを得す。予は謹しんで閣下に以上の申言を爲す云々』予はアンヅリュウス氏の申言を有力なるものたらしめんか爲めに貴下に質問す。アンヅリュウス氏は誠に長き經驗を積み又之は貴下も認めらる可しと思

ふか極めて健全なる實際的の常識を有し居れる人なる可し? — 確かに然り其ことについては疑無き所なり。予は貴下と同じく久しき以前より彼を知り居り彼は疑も無く然ると言ふを得。

(議長) 貴下は多分彼を知ること予よりも久しきことと思ふか予か彼と相識るに至りてより既に五十年なり。

(Mr. Snowden) 其手紙は之を記録に残さんと欲せらるるや?

(議長) 然り其爲めに朗讀せるなり。

(Mr. Snowden) 貴下はアンヅリュウス氏を喚問せんと欲するや?

(議長) 否喚問を欲せず。

(Mr. Snowden) 併し乍ら彼は其書面中に於て誠に重大なる提議を爲し居れり此提議は今迄此委員會に爲されたる孰れのものよりも一層重大なるものなり而して予は此記載を委員會か直接其本人に付き審訊することを爲さずして此儘記録に止むることは誠に正當ならずと考ふ。

(議長) 然らば予は彼を喚問す可し。

※二千百十一——十三問答参照

(證人) スノウデン氏に申上げん予は夫等のことを全部陳述す可く準備し居れり。予は全部アンヅリュウス氏の意見と同一意見に非ず併し乍ら肝要なる點に於ては之と同一意見なり而して予は若しスノウデン氏

か之等のことを予に質問せらるれば予は其質問に答ふべく充分なる準備を爲し居れり。夫等の總へてのことは予も之を知れる所なり。

(一五七) (議長) 此人(アンヅリュウス)は非陪審事件を擴張すべきものと思ふと此處に言ひ居れり。貴下は之に賛成なりや? — 予は彼に賛成なり。予は此委員會に提出せんと思ひ居たる提案有り夫は全部アンヅリュウス氏の提案と同一なるものに非ず併し乍ら誠に之に近きものなり即ち次の如し。予の意見にては法律顧問か法律上の忠告を爲すに於て他の場合の如く公正に行はれざる所の事柄の一是即ち其依頼者に陪審の評議に附す可きことを求めしむ可きや否やの問題に關する事項なりとす。アンヅリュウス氏は勿論判事マシユウ氏より通常一般辯護士か行ひ居る所のこと即ち相手方の申出たることは全部之を拒絶すると言ふ主義を無視す可きことを教へられたり。若し或當事者か陪審の評議に附せざる可きことを提議する時は通常の辯護士の書記にしてサムモンズ、フォア、ヅイレクシヨンに立會ひ居れる者は多くは『相手方か陪審を欲せず故に自分の方は陪審を求めたる方が可なり』と言ふを常とす。之は勿論商事裁判に於て判事マシユウ氏か極端に嫌忌し良き辯護士事務所の良き支配人たる書記に對し斯くの如き主義に出てざる様に極力勧誘之努めて成功したる所のものなり。アンヅリュウス氏は勿論此最も好適例の一人なり。併し乍ら斯くの如きことは誠に困難なることにして容易に之を行ふことを得ることなり従つて予はマスター或は判事に此問題に立入り陪審を當然の權利として許すことを拒絶するの權を與ふ可きものと思ふ。此ことに關

する予の提案は左の如し、予は或一方の當事者か陪審の評議に附せんことを欲し居り他の當事者か之を欲せざる場合には陪審事件とならず其場合に陪審の評議に附せんことを欲する者は陪審の評議に附せらる可き所の自己の主張する事實上の問題を陳述すべく而してマスターは之等の問題は陪審の評議に附して取調へらる可くも他の點は判事の判断に依る可き旨の命令を爲すこととす可しと言ふことを提議す。

(一五六) (Mr. Davies) 若し事實問題に付協定成りたる時はマスターは右の命令を爲すを要するものなりや? — 然り予は之を要せずとするの理由を知るを得ず。

(一五九) 之は一寸重大問題なり? — 民事事件を陪審の評議に附して裁判すると言ふことに於て最も困難なる所のものは又現代に於て通常見るか如き複雑せる取引を包含する複雑せる性質の事件の取調に於て最も困難なることは此事實問題と法律問題とを分つことなり。多くの場合に於て之等全部混然として相交り居れり而して判事は陪審員に問題を指摘する際に間違を爲すこと有り。判事は勿論多くの場合辯護士より有力なる助力を受くるものなり然れ共辯護士の常に斯くの如きことを心懸け居る者に非ず従つて之等の間違へる質問か其儘陪審員に爲さるること有り而して此事件か上訴裁判所に赴きたる場合或有能なる辯護士か事後に於て之を點檢して其誤れるものにして其他に猶ほ質問せらるるを要すること有りたることを發見したるときは事件は全く覆さるることとなる。之か一番困難なる點なり。

(一五七) (議長) 予か貴下の言はるる所を纏めて言ふことを許さるるや? 貴下の言はるる通りにても誠

に明瞭なり併し乍ら予は猶一層之を簡單明瞭に言はんと欲す。貴下は陪審の評議に附すべきや否やの決定を判事又はマスターに委ねんと考へらるる可し?——予は夫に制限を附せんと欲す。

(一五七) 併し乍ら貴下は若し孰れかの當事者か陪審の評議を求めんと欲し而してマスター又は判事か其必要なしと認めたるときは之を求むる所の當事者は事實問題を確定し之を取調への際陪審の評議に附せらるると言はるるに非すや?——其通りなり。

(一五七) 而して予か貴下の謂ふ所より考ふるに之を申立つる所のものは之等の事實問題に拘束せらるることとせんとするものなる可し即ち貴下は之等の者か後に上訴裁判所に於て『正當なる事實問題か陪審の評議に附せられざりきと言ふことを主張するを許さることとせんとするものなる可し?——然り何となれば予は判事に其他の一切の問題を決するの権限を與へ従つて總へての事柄總へての事實問題及び法律問題は判事の判断を受くるものとせんとするものなればなり。予は又判事に對し一般的に修正の権限を與へんと欲す即ち判事か公判に於て夫迄は争有りと當事者か思ひ居らざりし所の明白なる事實問題か争となり來りたること明かとなり之か陪審の評議に附す可き問題となるに至りたる時は判事は之等の争點を修正して別の問題として提出することを得ることとせんと欲す。斯くする時は判事は當事者か判事一人の判断に委することを欲せず此事件は陪審の評議を求むる丈の充分の價值有る複雑せる問題の事件なりと考へ居る場合に於て初めて取らるるものなること疑無き所の此陪審の評議に附すると言ふ手續を避くることを得可し

即ち斯くする時は之等の事件は事實問題として陪審の評議に附せらるるに至ることを防止せらる可きなり。

(一五七) 此點は如何。判事或はマスターか此事件には陪審の評議に附する其兩當事者孰れにも何等の利益無しとの明確なる意見を有する場合に於ては貴下は判事又はマスターに於て『本件は陪審の評議に附せずして取調ふ』と言ふことを許すものなりや?——確かに予は之を許さんと欲す。

(一五七) (Mr. Davies) 其點に付今一度一點明かにし度し。予は貴下は若し彼等兩當事者間に事實問題の有る時はマスターは其事實問題を陪審の評議に附して取調ふる旨の命令を發せざる可からずと言へりと思ふ可か如何?——マスターは誠に公平にして物解りの良き人なりと御考になりて可なりと思ふ而して又予の知れる限りに於ては彼等は事實然るなり。困難なる點は事實問題の提出なり而して若し此事實問題を提出し得たるか如き場合には之は陪審の評議に附せらる可きものなり。斯くの如き場合は陪審は最良の裁判者なり而して予はマスターは之か正當なる時は必ず陪審を命ずるものと信するなり。予は之に對して必ず之を爲す可きことを命ずるの必要無しと思ふ。若しマスターか之を爲さざる時は判事に抗告するを得可く而して判事か之を命ずることとす可し。

(一五七) 事實は貴下の意見は陪審の評議に附して取調ふるや否やはマスターの決する所に依りて定まるとするものなるや?——貴下に於て左様に言はんと欲すれば大體左様なりと言ひても可なりと思ふ。若し事

實問題か簡單なる形として摘示せらるることを得たる場合には陪審の評議に附して判断するを最も可なりとす而して之は萬人の均しく認むる所なり而して予は之を最も良く知れる者は判事なりと信するなり、唯困難は此特定の問題を撰ひ出すことなり。事件の頭初に於てマスターか調へを行ひ居る際には大なる疑問の箇所ある可し。而して或者は『之は法律問題及び事實問題の誠に複雑せる事件なり。恐らく此争點を分離することは不可能なる可し併し予は陪審を請求す』と言ふ者有る可し。之に對してマスターは『貴下は陪審に問はんとする問題は如何なる問なりや?』と答ふ可く而して若し此者か此問を提出することを得は陪審に附する旨の命令を爲す可きは勿論のことなり。併し乍ら予の提議はマスターに陪審の評議に附することを全く拒み或は一般的に之を許すの權限を能ふるのみならず猶或特定の問題を陪審の評議に附して判断す可き旨の特別の命令を發するの權をも有せしめんとするなり何となれば斯くの如くする時は例へば或誠に複雑せる事件にして其大部分は判事に依りて決せらるるを以て最も可とする事件なるも其中一、二の問題は陪審の評議に依るを可とすると言ふか如き場合に巧みに其難點を處分することを得べきを以てなり。判事に全く陪審を許さざるの權を與ふことはアンヅリユウ氏が言へるのみならず予も又之を設けんと欲するなり併し乍ら其他に予は當事者の一方より提出せる特定の問題に付陪審の評議に附することを命ずるの權をも與へんと欲するなり其目的は斯くの如き事件に於ても其他の點は判事の判断に委せんと欲すること猶當事者か上訴裁判所に上訴し判事か或特定の問題を發せざりしことを捉へて判事は此問題を陪審

の評議に附せざりきと主張し若し判事か不當に問を遺脱し或は不當なる問を爲し居れる場合上訴裁判所か判決を破毀するに至ると言ふか如きことの生ずるを防止せんか爲めなり。唯斯くすることに於て困難なる點は若し當然陪審の評議に附せらる可き事件にして上訴せられ上訴裁判所か之を他の陪審に附したる場合なりと思ふ。予の考へ居る所は大體以上の如し。

(五七) (Mr. Gwynne) 貴下は事件の初の方に於てマスターは其事件に付僅かに知れるに過ぎざる可きに拘らず猶之を基礎として其採量に依り如何なる争點を陪審に判断せしむ可きかを定めしむることか賢明なることと思はすや? 判事か其事件全體を取調へたる時は確かに更に一層自ら之を定むることか容易なることと思はすや? 然り、併し乍ら斯くする時は陪審員は現に居るも而も事件は陪審事件となり居らざることとなる可し。若し初めより陪審員を集め置くこととならば何等面倒は省かるること無かる可きなり。之か事實なることは多分マアセイ閣下に於ては良く御承知なる可しと思ふか——當事者は事件を陪審事件として登録し置き或判事か係判事となりて出廷する時は『吾人は陪審の請求を抛棄す』と言ひ或判事か係判事と爲る時は之を言はす之か爲めに可成の不便不都合を生ずることあるは誠に通常に行はれ居る事柄なり。従つて最も良策はサムモンズ、フォア、ヅイレクションの時に此命令を得せしめ置くことなり併し乍ら予は貴下の御意見の通り未だ此際は餘りに時期か早きか爲めに事件の内容か明かに判らすして此際に此命令を得ざるに終ること屢々なる可しと思ふ。斯くの如き場合は之を救済する爲めに事件か充分準備せら

れたる時に此陪審に附すへき旨の命令を得ることを得とし前に命令が無き場合にも猶之を求むることを得は之に依りて充分に前の場合を救済し得可きなり。

(Mr. Gwynne) 予は主として貴下の提案の中マスターに特定の争点を指示して之を陪審の評議に附することを請求するや否やを確かむるの権限を與ふ可しと言はれたるも部分に付言へるなり。

(二五七) (議長) 予は貴下の提議は左様なるものなりとは思ひ居らざりき。先づ第一にマスターは絶対に事件の内容を知り居らす貴下の提議は予の承まれる所にては若し一方の當事者か陪審の評議に附せんことを主張し他の一方か『予は陪審を欲せず』と言へる場合はマスターは陪審を主張せる側の當事者に對し『貴下か陪審の評議に附せらる可きものなりと言ふは如何なる事實問題なりや』と問ふと言ふに有りたりと思ふか如何?——全く其通り。

(二五八) 而して次に其者は其事實を述ふることとなる。彼は一應其事件に關して多少のことを知り居れるものと思はるるなるへし?——然り之を知り居れり。

(二五九) 原告か被告かの代理人か?——若し其陪審の請求の申立か眞に之を欲する善意に出でたる場合なれば彼は確かに之を知り居るなり。彼か之を知らずして爲す場合は事件か複雑し自分に充分の自信が無く勝訴か困難となる可きか故に事件を攪亂せんことを企つる場合——斯くの如き事件は實際往々にして存在す——或は特別陪審か不正に構成せらるること有り又之を申立つる時は數箇月は事件か餘分に延びる

か故に斯くの如き舉に出づる場合一のみなり。

(二六〇) 誹毀事件を一例に取らん。被告は『予は予の使用者か此誹毀文書を發行したることを否認す』と言ひたりとせよ。之は予は陪審員の評議に委ねらる可き事實問題なりと思ふか如何?——然り予はマスターは誹毀事件に陪審を許さることは極めて稀なる可く假に之を許さざりしとするも上訴裁判所の判事に依りて夫か支持せらるることは極めて稀なる可しと思ふ。斯くの如き種類の事件は予か陪審の評議に附せざることなさんと欲し居る所の事件に非ず。

(二六一) 他の事件を例に取らん。被告は『原告の請求する金銭は予は既に辨済したり』とせよ。假に原告か『予は辨済を受けたることは否認す』と言へりとせば此事實問題は陪審の評議に委ねらるる問題なる可し?——然り併し乍ら若し其辨済か差引計算にて辨済となり居れるや否やに依る場合に於ては陪審は必要なきに至る可し。

(二六二) 若し彼か『若し貴下との間を差引勘定を爲す時は四五頁にも互る計算となる可きか結局貴下には借分なきこと明かとなる可し』と言へりとせば之は昔は陪審の評議に附す可き事項なりしも陪審の評議に委ぬ可き事柄に非ざることとなるや?——然り。其二つは誠に良き例證なり。

(二六三) 併し乍らジウイン氏の意見に對して貴下はマスター或は判事は其事件に付多少にても事件を知れる場合には當事者か其面前に提出したる少數の書類よりして事實問題を拾ひ出して『之丈か陪審の評議に

附して決す可き問題なり』と言ふことと爲すことに讀成せざりしか如何?——然り。

(一五四) 貴下の提議は予の解する所に依れば陪審を請求する者には『貴下の陪審員の評決に附せんとする點は如何なる問題なりや』と問ふへしと言ふ有りと思ふか如何?——然り。

(一五五) 彼自身か其問題を作る可し彼は自分の事件に付何等かの實際のことを知り居れるものと思はると言ふや?——夫か予の提案なり。

(Mr. Gwynne) 然らば判事の権限は斯くの如くして當事者の提出せる問題を陪審に附することを許すのみに限定せらるるや?

(議長) 貴下か此取調廷に來らるる前に證人は事件を審理する判事は當然疑も無く證據に依りて質問を修正することか必要なりと思はれたる時は之を修正するの権限を有すと陳述したり。

(證人) 然り。其手續は次の如し。二箇の間かマスターに對して申立てられマスターは『之等の二の間か陪審の評議に附せらる可く其他の點は總へて判事に依りて判斷せらるへし』との命令を爲したり。同時に彼は陪審員を連れ來る。其取調は同一の取調にして二箇の取調へに非ず。勿論之を分離して二箇別々の取調を行ふことと爲すことも可能なる可し併し乍ら斯くの如き手續は何等の効能もなく而も費用を多額に要す可し。予の提議は之を一箇の取調とし其一部は判事の取調にして一部は陪審の取調とするなり。斯くて事件の取調か初められ先づA及びBなる問題か順次に起る可し。然るに若し其際更に以前は争有るものと

は氣か付かさりし他の一の問題か争となりて現はれ來りたりとせよ而して若し之か事實問題なる時は判事は『予は之をも陪審の評議に附す可し而して争點を修正し第三の間を附加して更に陪審に問ふ』と言ふなり、併し乍ら判事は又總へての法律問題及び事實問題の混合せる問題並ひに現在に於ては當然陪審の評議に附せざる可からざる事實と雖も一旦彼の判斷に委ねられたる問題は全部自ら之を判斷することを得とせらるる者なるを以て若し以上の如きことを爲さずとするも當事者は上訴裁判所に上訴して『特別の事實問題を陪審の評議に附せざりき』との不服を申立て更に他の陪審の評議に附することと爲すを得ることとなるなり。

(一五六) (議長) 貴下の上に述べられたる如き註釋附にて貴下はアンヅリュウス氏の提唱は良きものなりと考ふるや?——然り予は大體に於て良き提唱なりと思ふ。

(一五七) 予は貴下の答辯の中に出て來りたる點に付一問し度し。貴下は或陪審事件の取調か確定し、陪審員は法廷に出て直ちに取調へに取かかる準備を爲し居る迄に至りて當事者は判事の顔觸を見て『此事件は之々なり。吾人は陪審を抛棄す』と言ふこと稀ならずと言へり。之は屢々起ることは吾人の知れる所なり?——然り。

(一五六) (Mr. Davies) 予は夫と誠に似通へる間を一つ尋ね度し。陪審の請求は事件か或特定の判事に依りて審理せらるべき模様有るか爲めに爲さること有り特に巡回裁判に於て之か多しと言ふことも又均しく

事實なる可し?——一般に之か判るとは予には思はれず。よし或る特定の判事か巡回裁判を爲すと言ふことか告知せられたる場合に於ても猶其判事か巡回し來るとは常に然らざるなり。

(一五九) 予は全く逆の反對の場合を言ひ居るなり即ち事實は或事件か或特定判事を避けんか爲めに陪審事件とせらるる場合を言はんとせざるなり然るに貴下自身の答か寧ろ斯くの如きことを暗示するものの如く思はる?——然り、彼等は寧ろ或判事を避けんことを目的とするものにして何人か陪審を求むる時は其係判事となる可きかは之を知らざるなり、故に彼等は若し其好むか如き判事か其事件の係となる時は其期に及んで陪審の請求は之を抛棄するを得可きことを豫期して陪審の請求を爲すなり。予は之か一般に行はるる所のものと思ふ。

(議長) 夫は即ち之等の者は『吾人は如何なる判事か係判事となるや知らず故に陪審を請求す可し』と言ふこととなる。

(Mr. Davies) 時としては彼等は其係判事となる者を知れること有り。

(議長) 常に然るには非ざる可し?

(Mr. Davies) 然り常に知るとは限らず。

(證人) 時としては彼等は其係判事か判りたりと思ひ居れるも多くの場合は間違なることも有り。

(議長) ミッツルセックスに於ては當事者は決して之を知るを得ず。

(Mr. Davies) 田舎に於ては判るなり。

(議長) 彼等は彼等の豫想の誤れることを發見し其期待するか如き判事を係に獲られざること有る可し。併し乍らミッツルセックスに於ては之は絶対に判らず且つ到底知ることを得ざるなり。

(一六〇) 其問題に關して予は此ことを質問せんとし居たり。陪審の評議に附す可きことを請求したる當事者か判事のみを取調を求むることに合意するの結果數名の陪審員は其必要無きに拘らず裁判所に呼出さるることとなる可し?——然り。

(一六一) 然るに若し貴下の言はるるか如き方法に依りて問題か豫め定めらるることとならば斯くの如く無駄に陪審員を出頭せしむると言ふか如きことは避けらるるに至る可し?——確かに然り而して若し之を爲さざる時は猶他に困難を生ずること有り。即ち次の陪審は何時頃入用となるや又今行ひ居る事件は何の位續く可きか全く豫想か付かず従つて常に次の陪審員を待合せの爲め留め置かざる可からざることとなるなり。

(一六二) 多くの特別陪審事件にして陪審員の氏名か讀上げられて法廷に入り來り十二名か選はれたる後屢々双方の辯護士か『裁判長吾人は此事件に付きての陪審は抛棄す』と言ひ其處で陪審員等は『吾人は既に宣誓を終へて着席し居れり、何故に吾人を呼出したるものなりや?』と言ふこと有るは予も知り又貴下に於ても知らるる所なり。此苦情を靜むるの方法は彼等に各々一ギイニア宛を與ふることなりや?——然り

彼等は既に宣誓を爲したる時は各々一ギイニアを受くるの権利有り。

(一五三) 宣誓せる時は然り假に未だ宣誓を爲さざる時も又之を與ふ。彼等か未だ宣誓を爲さざる時は判事は屢々夫は不當なりと言ひて宣誓せざるに拘らす一ギイニアを支拂はしむるなり如何?——然り。

(一五四) 而して此十二ギイニアは裁判費用を夫丈大くするものなる可し?——然り。

(議長) 此アンヅリウス氏の提議に關して誰か何か質問せんとせらるる方有りや?

(一五五) (Mr. Snowden) 兩當事者共陪審を欲し居る場合にも猶貴下は陪審の評議に附することを許さざる可きや?——否予は之を拒むか如きこと無かる可しと思ふ。併し乍ら予は若し予かマスターなりとせば予は其事件に付きて一應聞き而して若し其事件か一見陪審の評議に附するを適當とせざる事件なりと思はれたる時は予は『貴下は此事件を良く考へられたるや而して之に付陪審を求めらるるは如何なる理由なりや』と聞かんと思ふ。而して更に予は次の質問を爲さんと欲す『貴下か陪審の評議に附せんと思ひ居らるるは如何なる問題なりや?』と。斯くする時は予は猶双方共陪審を欲すると言ふか如きことは決して屢々生ずること無しと思ふ。貴下は商事件其他現代の商取引より生したる極めて複雑せる性質の事件にして陪審の評議に附して裁判すると全く不可能なる事件に關して此例を見る可し。之等の事件に付きて質問す可き問題は恐らく十五六に昇る可し。予は自ら此問題を作ることとは之を拒絶す而して上訴裁判所は此問題は當事者に於て之を作る可きものなりと言ふものと予は信するか併し乍ら若し斯くの如き十五六の

質問を陪審員に評議せしむるとするも予の考ふるには必ずや其に對する答の中に何等かの矛盾したる結果を生ずるや必然なり従つて予は寧ろ自ら陪審員に對して法律か如何になり居れるかを指示して彼等の評決を見出さしむることとする方を選ふなり。判事の或者は十五乃至十六の質問を陪審員に爲す而して之等の問題は陪審員の頭を混亂に陥らしむること確實なり。而して其質問其ものにも矛盾有ること極めて多し。次に判事は辯護士に『何々辯護士外に何か質問せんと欲すること有りや?』と言ふ其處て其辯護士は又他の多くの質問の中の或一間を別の言葉に於て質問することとなる斯くて其結果此種の事件に於ては誠に甚た面倒なることとなり終るなり。

(一五六) (議長) 一例として constructive total loss の問題を取らん或船舶か灘破したる場合其船か修繕の價値有りや否やの問題なり若し其船か修繕せらるるとするも其價値か其修繕費用に足らざる場合に於ては其船は constructive total loss の場合なり。若し之を修繕する時は其船の價値か其修繕費用よりも大なるもの有る場合は constructive total loss に非ず。之等のことは總へて皆事實問題なり而して之は百乃至二百と言ふ多數の問題に依つて定まるブレトを入るる費用銀を打つ費用何々の費用何々の費用等々と無數の問題に依りて定まる。斯くの如き事件は陪審の評議に附して適當に裁判することを得可きものと思ふや?——否予は之は從來多く陪審の評議に附せられ居たるも予は之を適當に陪審に依り裁判することは不能なりと思ふ。

(五九七) 之は陪審に附せらるるも誠に悪しき裁判を受け得たりや?——然り併し乍ら今日は此種の事件は商事裁判所に赴く而して商事裁判所に於ては予か前にも述べたる如く人々は判事マッシュウ氏に依りて教育せられ居り實際は何等困難なる問題を生ぜざるなり。事件の種類は誠に多數にして一寸即座には思ひ付かざる如きもの有り而も斯くの如き事件に往々遭遇するなり。予は非陪審事件を取扱ひ居れる際にも『之は陪審の評議に附す可き事件なり』と言ふこと始終有り又陪審事件を取調へ居る際に『此事件にては何の爲めに陪審を求むるや?』と問ふこと更に屢々なり。

(五九八) (Mr. Gwynne) 次に若しマスターか當事者に陪審の評議に附す可きことを認めざりし場合は判事か其取調を行ふ以前に室内判事に向ひて抗告することを得るや?——然り疑無く室内判事に抗告を爲すことを得。抗告は常に之を爲すことを得併し乍ら更に之よりも一層良き方法は(而して予は之をマスターか行ふことを希望するものなるか)判事(マスター?)は『陪審に附す可き旨の命令は發せず併し更に公判近くになりて又陪審を必要とすることか明かになり來りたる時は更に再び陪審請求の申立を爲すことは自由なり』と言ふ可きことなり。斯くする時は更に其事件か詳細に判るに至りたる時再び此申立を爲す可く其時にマスターに對し陪審の評議に附す可き或問題を容易に提出するを得るに至る可きなり。

(五九九) 次に貴下の此提唱を支持する目的は實に實際の法律制度の改善と言ふことよりも寧ろ陪審員か必要無きに拘らず呼出さるると言ふ正しからざることを生ずることを無くせんとするに有りや?——然り予は右の如きことを無くすることも賛成なり併し乍ら予の主たる目的は之等の特種の事件に於て判事か陪審に正しき間を爲さざりしか爲めに更に再び陪審を開かざる可からざるに至るか如きこと有るを防止せんことに有り。之が大なる目的なり。

(六〇〇) (議長) 而して又其結果陪審員を要求せらるる時間も大に減少することとなる可し?——然り予は全く夫を認む。予は之の結果左様なる大なる利益を生ずるものなりと斷言す併し乍ら予は之か予の考へ居れる主たる目的なりとは思はざるなり。

(六〇一) 吾人は併し其最初の方よりも寧ろ第二の方に關係深きなり?——貴下は然る可しと予は思ふ。

(六〇二) (Mr. Snowden) 貴下は貴下の提議の適用範圍を吾人か概括して商事件と唱へ居れる所の特種の事件の範圍に限らんと欲するものなりや?——否予は之に限らざらんと欲す。予の爲さんと欲することは次の如し。予は判事に若し當事者かマスターか一見して陪審の評議に附することを得るものなることか判り且つ當然陪審の評議に附す可く其他の問題は判事の判断に委す可き如く問題を定めて提出することを得るに非されは其事件は陪審の評議に附せずして取調ふ可き旨を命ずるの權を與へんと欲するなり。此點か差異なり。現行の規則に於ては全部を陪審の評議に附するか或は全部を判事の判断に委ぬるか孰れかの外無く審理を分割するの命令を得るに非されは此双方を併せて用ふることを得ず之は全く缺點なりと思ふ。

(1603) (Mr. Davies) 現在に於ては誹毀事件の陪審取調に付きては別に法律の規定無きや?——然り誹毀事件は陪審の評議に附す可きこと誠に明瞭なる事件なりと言ふ以外に別に法律の規定なしと思ふ。今日に於ては御承知の如くアンヅリュウス氏の提案の如き權を判事或はマスターは有し居らすと雖も予は之は之を有せしめたる方可なりと思ふ。判事或はマスターは斯くの如き權を有せされ共彼は當事者か其前に出頭せし場合に『之は全く陪審の評議に附す可き事件に非ず貴下は如何に思ふや?』と言ひて之を壓迫することに依りて間接の權力を有することとなるなり。併し乍ら當事者か強めて之を主張する時は其申立か適當なる時期に爲さるるに於ては彼等は陪審を求むるの權利有り。事件か此爲めに室内裁判事件として吾人の手許に來ること極めて多し。現在の陪審を請求するの權利は適當なる時期迄に之を申立つることか要件となり居れるなり而して此の時期を徒過する者屢々多く之を徒過したるか爲めに彼等は特に陪審に附する旨の命令を得ざる可からさることとなる而して吾人か處置せざる可からさるは即ち之等の場合の事件なり。

(1604) 文書誹毀及ひ口頭誹毀事件に於ては絶對的權利として陪審を許すに非ずや?——否然らず併し乍ら此處にても又再びマスターを信用せざる可からずと言ふことを言はざる可からず。如何なるマスターと雖も誹毀事件に陪審を許さざること有る無し若しマスターか之を許さざりしとするも判事か之を支持すること無し。

(1605) 彼は之を許さざることを爲すを得ざるものなりとせんと言ふは思ふ?——彼は之を爲すを欲せざるなり。

(1606) 問題は彼に之を許さざることとするの權を有せしむるや否やなり?——若し判事其他の者に付何等かの裁判所規則を設く可しと言はるるならば貴下は先づ彼等は常識を備へ居れる者なりと言ふことを考へざる可からず。彼等か誹毀事件に於ては陪審に附することを許さざることを得すと爲すの例外は之を必要とせざるなり何となれば彼等は斯くの如きことは敢て之を爲すこと無かる可く若し彼等か之を爲したりとせば其後に至りて此問題を處置するも敢て晩からさる可きを以てなり。

(Mr. Davies) 其手紙に書かれたる事柄の中に多數の事件か仲裁に附せらると言ふか如きこと有りたり。仲裁事件と判事に依る裁判との間には仲裁者は當事者に依つて指名せらると言ふ點の差別有り。

(議長) 其ことは陪審員の數に關する部分に書かれ居れることなり。

(Mr. Davies) 其通りなり。

(議長) 間も無く其點を別に調ふるに至る可し。

(Mr. Davies) 仰せは尤も乍ら之は予の言はんとする所即ち誹毀事件か判事の判断に委ねらるるや陪審の評議に附せらるるやは大部分は判事其人に依りて定まるものなりとの點に多大の關係有るなり。

(議長) 予を以て見れば誹毀事件か判事の判断に委ねらるること無く又判事も之を自ら判断することを欲

せざるものと信す。

(二六七) (Mr. Davies) 全く其通りなり。仍て予は證人に依りて爲されたる所の提案は文書誹毀及口頭誹毀事件以外の事件に限定す可しと提議するなり？——予は反對す其理由は次の如し。文書誹毀及口頭誹毀事件に於ては特に之を例外とするの必要無し。貴下は直ちに『誹毀事件は現に除外せられ居れり』云々なる議論を立てられたり。併し乍ら除外するの必要無き場合に除外例を設くることは望まじきことに非ず而して此誹毀事件を除外す可き必要は更に存せず。貴下は判事を信せざる可からず。若し予か判事或はマスターにして誹毀事件を陪審の評議に附することを許さざること無かる可きこと確かなりと信し得ざるものとせば予は寧ろ其他の事件に付きての権限を斯くの如き者に與ふ可しとの提案は全然之を爲さざらんと欲すと言ふ可きのみ。

(二六八) (議長) 夫は予も考へたる所なり。若し判事及ひマスターに信用を置くを得ずとせば彼等には如何なる権限をも與へざる方か可なり？——確かに然り。

(二六九) (Mr. Davies) 然らば斯くの如く申上げん田舎に於けるマスターはツイストリクトレヂストラアにして之は屢々法律事務を行ひ居れる訟師なること屢々なり、貴下は之にても猶斯くの如き者に其權利を有せしむ可しとの御意見なりや？——彼の命令に對しては抗告の途有り。ツイストリクトレヂストラアのことに付きては予も或場合に於ては御説の通なることを認む併し乍ら總へて然りと云ふには非ずツイスト

リクトレヂストラアの中には裁判事務に關する經驗少き者多く室内判事となる時は之等のレヂストラアに依りて誠に非常識なる命令か間々發せらるること有るを見る可し。然れ共予は之等は抗告に依りて變更することを得可く従つて之は此儘にて可なるものと認め居るなり。

(二七〇) 予は唯以上の論を予一個人の經驗に基きて爲したるのみなり。予は同一の訴訟に於てレヂストラアの爲したる命令に對し三度抗告を爲さざる可からざりしこと有り而して其結果三度共其命令は取消されたり？——予は其ことは充分に理解するを得。夫は誠に困つたことなるなり。ツイストリクトレヂストラアの仕事の甚たき大都市に於ては一般に良く行はれ居れり。之等の地方のレヂストラアは殆んどマスターと變り無き程度の者なり然れ共事務の少き田舎の地方のレヂストラアには間々仰せの如き者あり予は之等のレヂストラアは其の事務を修習せしむる爲め見習として一定期間室内判事の許に送りたらは可なる可しと考へ居るなり。

(二七一) (議長) 併しなから之等の場合には總へて室内判事に抗告するを得可し？——然り。

(二七二) (Mr. Snowlen) 議長か只今言はれたる判事に對する信用か足らすとの意見に付きて聞かん抑も陪審制度其ものか判事のみにては信するに足らす何等かの者の助力が必要なりとの考を根本と爲し居れるに非すや？——事實問題に付きては然り。現在に於ては陪審は事實問題に付きての絶對的裁判官にして判事は法律問題に付きての絶對的の裁判官となり居れり而して問題となるは少しく複雑せる事件に於ては事實

問題と法律問題とを分つことの困難なり。若し判事か全部のことを判断するものとせは何等困難は存せざるなり。

(六三) 然らは何故に事実上の問題の存す可き事件を陪審に附せざることをするや？ 勿論予は法律家に非す然れ共予は純粹なる法律問題のみの事件と言ふ如きものを想像するを得ざるなり？——然り併し乍ら予は其の事件の中に就き一の區別を設けんと努力する者なり。

(六四) (議長) 予は全く法律問題のみなる多數の事件を知れり？——夫も有る可し併し乍ら吾人の取扱ふ事件の大多數の者は法律問題のみの事件に非す之等の法律問題のみの事件にては判事は自ら之を處置して『本件は陪審の評議に附す可きものに非す』と言ひ或は陪審の評決に指示を加ふ可きなり。之等の事件は困難なる點には非す。困難なる問題の生ずるは争となれる事實問題か有り而も其問題たるや誠に法律問題と混淆し居りて判事か陪審員に對し『之々か陪審の評決す可き問題なり』と言ふこと困難なる事件の場合なり。既に述べたるか如く或判事か十五或は十六位の問題を陪審官に出し而して之か上訴裁判所に上訴せられ——之か上訴審に至るときは必ず之を爲すに相違なきことなるか——其際に至りて此陪審に出したる問題か論議せらるることは屢々生ずることなり。此場合貴下は『陪審の評決には矛盾有り』と主張すべく又十五或は十六の出されたる問題の中には多くの場合大抵は此矛盾か存するなり。又質問の中に未だ足らざる點有り又當然問ふを要する問題にして問はれ居らざるもの有るを見出す可し。斯くの如き事件は

多く其結果は右の如くなるなり。勿論若し上訴裁判所か直ちに之を裁判するならば勿論直ちに問題は無くなるか併し乍ら上訴裁判所は多くは『之は陪審の評議に附す可き問題なり。之は陪審の評議に附したる取調なりき従つて差戻して今一度陪審の評議に附せざるへからず』と云ふなり之か爲めに困難なることなるなり。

(六五) (Mr. Snowden) 夫は予か特に言はんとしたる所なり。所て先に言へるとは反對に予は殆んど事實問題のみの事件有る可しと考ふることを得るか如何？——然り。

(六六) 若し其事實か確定せらるる時は何等法律上の問題は存せざる可し？——然り。

(六七) 貴下は之等は陪審の評議に附せらる可き事件なりと考ふるや？——確かに然り。

(六八) (議長) 貴下か之に確かに然りと答ふる前に予か前に質問したる全く事實問題のみなるも定むることを要する問題に對する答を得る爲めには船の側面に入るプレートに鋸を打つ費用とか其他の多くの類似のことを調べざるへからざる所の彼の *constructive total loss* の場合のことを一考せられよ？——尤もなり。予は訂正す。勿論之等の場合は明かに事實問題のみなり而も之等は陪審の評議に附して取調ふへからざるの事件なり。

(六九) (Mr. Snowden) 予は夫に似通へる場合罷業暴動の事件を聞かん。或者は勞働爭議に關係して暴行を爲したりとの起訴を受たりとせよ確かに之は事實問題のみに過ぎざる可し？——夫は刑事事件なるへ

一六〇 然らば貴下は之は刑事事件には適用せずと提議せらるるや？——然り予は全然民事事件のみを論じ居るなり。アンヅリユラス氏の手紙も亦全く民事事件のみを取扱へるなり。刑事事件を陪審より離すことは問題とならず。

一六一 労働者賠償事件の問題は？——之等は現在も陪審に附せられ居らず。

一六二 (議長) 此事件は州裁判所に於て取調へられ高等法院に於ては取調へられず。貴下は未だ労働賠償事件を裁判したること無かる可し如何？——無し又此上訴事件をも裁判したること無し。予は未だ上訴裁判所の判事となりたること無し。猶予は民事事件のみを取扱ひ居たる者なることを明かにし置かんと欲す。

一六三 (Mr. Davies) 予の承る所にては貴下か當委員會に提出したる提案二つ有り其の第一は(而して予は委員中誰も反對する者無かりし者と思へるか)事實問題は之か陪審の評議に附せらるる前に豫め確定せられ居る可く但し判事は之を修正する權を有するとせば便宜なる可しと言ふに有り？——併し乍ら予は總ての事件に於て斯くせんと欲するに非ず。例へば貴下の述べられたる誹毀事件の如し。誹毀事件の場合には予は單に陪審の評議に附する旨の命令を爲し此の場合には特に問題を定めざることとせんとするなり。

一六四 然らば貴下は總ての事件に付きて言ふに非すや？——然り或は明白に陪審の評議に附せらるべき場合有り又或は明白に陪審の評議に附せられざる可き場合有り而して予の言へるは其兩者の混合せる場合なり。予か右の如き提案を爲すは斯くの如き事件の場合なり。

一六五 (議長) 例へば assault 事件(暴行を加へんことを以て自由を侵害したる場合)は予は判事のみ判断に委す可き事件に非すと思ふ。之は法律上の問題に非す之は全くの事實問題なり？——然り併し乍ら若し其 assault 他の何人かに依りて加へられ其者が被告の傭人なるか否やか不明なる場合は之は陪審の評議に附せらる可き事實問題なり併し乍ら其傭主か其傭人の assault に附きて責任有りや否やの法律問題は判事の判断す可きことなり。

一六六 第二のものは法律問題なりや？——然り。右は好適例なり。予は更にアンヅリユラス氏の記したる陪審員の數の問題に進むへし？ 予個人としてはアンヅリユラス氏の之に關して云へる所には賛成すること能はず。予は陪審なるものは——陪審に附せらるるか如き斯くの如き種類の問題を斯くの如き未熟の人々に問ふと言ふことは——全く極めて變則なる異常の制度なりと思ふ。之は極めて變則なる制度の一なり夫にも拘らず之は大體より見て極めて良く運用せられ居るを見るなり。予の考にては之か現在の如く良く運用せられ居ることは其數に因るものなり即ち十二名の中には必ず何人か智識及び力の有る者か有りて之か他の者を指導し他の者を甘く引廻すか爲めなりと思ふ。之か陪審の評決か現在の如く正しきを期し得

るの理由なく従つて若し此數を減すれば減する程陪審か此種の事柄を判断するに適せざる者のみに依りて構成せらるるの危険は増大す。予か州裁判所に居りたるは勿論可成前のことなり而して當時州裁判所の事件は現在の如く多からざりき。併し乍ら予の経験にては昔の五名より成る州裁判所陪審は裁判機關としては之も又同じく悪しき二名の判事を以て構成する裁判所の上に出てさるとするも今日迄存したるものの中に最悪のものなりと思ひたり。従つて予は寧ろ其數は古き儘と爲し置かんことを望む。予は果して八名か可なりや否やを疑ふなり。予は陪審制度の強弱は其數の如何に依るものにして若し此數を減する時は重大なる事柄を取扱ふに全く適せざる人々のみより成る所の陪審を獲ること屢々なるに至る可きなり。若し此數を十二名と爲し置く時は斯くの如きことは生せず必ず其中の強き善良なる人か他の者を指導す可し。其結果陪審の成績も現在の如く好結果を示すを得ることとなるなり。此故に予自身はアンヅリュウス氏の此點に關する提案に賛成せず。

(二六七) 予は夫に付きて一つ質問し度し。陪審員に良き者を得ると言ふことは重要なことと考ふるや？
——明かに然り。

(二六八) 而して貴下は陪審の數を九名乃至夫以下とする場合よりも之か十二名となり居る場合の方が此善良なる陪審官を得るのチャンス多しと考ふるものなりや？——然り。

(二六九) 貴下は或方法を採用して通常陪審に一定の割合の特別陪審員を加ふることとせば良きこととなる

へしと考へらるるや？——予は陪審の構成に手加減を用ふる (packing) とか或は陪審員の或者を特に選ぶと言ふか如き性質のことには總へて反對なり予は右の如き手段を弄するよりは物の有の儘に放任し置く方が可なりと思ふ。予は思ふに斯くの如くする時は所謂特に選ばれたる陪審員と然らざる者との間に不和か生し善良なる陪審員も其性格其智識の勢力を現在の如く他の者の上に及ぼすを得ざるに至る可し。特に選ばれたる者に非ざる者は言ふ可し『彼は我々に如何にせよと言ふことを教ふる爲めに特に加へられたる者なり』と而して彼等は之と正反對のことを爲す可し。判事か餘りに立入りて陪審員に説示を加ふる時は自己の思ふ通りに陪審を導くことを得ざるは屢々見る所なり。

(二七〇) 予は通常陪審員は其中に特別陪審員の加はり居ることは知らざる可しと考ふ？——彼等は知らざるやも知れず。

(二七一) 予か之を質問せるはエール氏——之は恐らく貴下も御記憶のことなりと思ふか——彼の裁判所のマスタアを爲し居りたるチイフ・ジャスチスの甥なり？——然り予は良く彼のことを記憶せり。

(二七二) 彼エール氏か通常陪審の中に一定數の特別陪審員を加ふる時は大なる利益有る可しとの強き意見を有し居るもの如く思はれたるを以てなり。併し乍ら貴下は左様には思はずや？——予は斯くの如くすることには利益あるへし併し乍ら同時に不利益も伴ふものと思ふ其不利益とは陪審の不正構成といふ疑の存することと陪審員間の不和の生す可きことなり。

(二六三) 貴下は現在の儘と爲し置く方が可なりと考ふるや?——然り併し乍ら現在の法律は實際其通りには行はれ居られ共特別陪審員は特別陪審員たるか故を以て通常陪審官となることを免除せられず特別陪審員も亦通常陪審官として呼出さるるものとなり居れり。

(二六四) 其處で實際の取扱方の問題に觸るることとなる?——然り。

(二六五) 之は法律上の問題に非ず實際の取扱上の問題なるか貴下は實際の取扱として通常陪審員候補者は特に資格者の中に就き特別陪審員たる者は之を除外して他の者のみを呼出すこととせず資格者全体の中より呼出すことと爲す可きなりと考ふるや?——然り予は其通りに考ふ。

(二六六) 貴下の意見は之は誠に望まじきことなりと言ふに有るか如し?——予は之は誠に望まじきことと考ふ何となれば之には別に反對すべき理由無きを以てなり。斯くの如くすることには何等陪審の構成に手加減を加ふるか或階級の者を他の階級の者に對立せしむるか之に類する所のもの無し。彼等は只通常の陪審員として陪審員候補者となるものなり而して之は利益なることなり。事實問題として斯くの如きことか如何にして生ずるやを知らずと雖も大多數の場合に於て——之は確かに町其他より招集せらるる陪審に於て生ずる所なるか——全く愚鈍なる陪審を獲ると云ふことは極めて稀なり勿論陪審員には全く愚鈍にして誠に滑稽なる質問をし事件の判断を爲すには全然適せざることを暴露する陪審員有りと雖も而も夫が爲めに陪審の評決が禍せらるると云ふことは稀なり何となれば陪審員中の他の者か之を匡正するを以てな

り。陪審の評決の多數決と云ふ點に付きては予は一定數の多數に依る陪審の評決は判事に於て之を採用するの權を有せしむ可しと考ふ。

(二六七) 一定の多數と言ふや?——然り一定の割合に依り多數なり。

(二六八) 貴下は之を望ましく考ふるや?——大体に於て然りと思ふ。勿論予はアンヅリュウスの言はるる所即ち陪審員の評議の一致せざるか爲めに誠に面倒なることと及ひ此評議の不一致は屢々自分勝手の理由を固守して動かさる執拗なる一人の爲めに生ぜしめらるること等は全く其通りなりと認む。予は斯くの如き場合は十一人の者に依る評決を採るとして可なるものと思ふ併し乍ら其規則を如何に定むべきかに付きては多少困難有り。若し陪審員を引續き十二名となすとせば予の一個の考にては九名の者の評決を採ることを得として可なりと思ふ。

(二六九) (Mr. Hobhouse) 總へての種類的事件に於てや?——予は特種的事件なるものを考へ居らす併し乍ら刑事事件は別なり。

(二七〇) (議長) 然り予は刑事事件のことを論し居らざるなり?——予は全く刑事事件のことは言ひ居らす。

(二七一) 貴下は十二名を必要とし而も其十二名の全員一致を必要とする刑事事件に於ける現行の制度に觸れんとは欲せざるものなりや?——然り予は之に觸れんと欲せず。

(一四三) 予は自身も亦左様に考へ居るを以て餘り多くを言はざる可し併し乍ら十二名の中には自己の意見に可成強情なる者か一人位加はり居ることは屢々生することに非すや?——然り。

(一四四) 其結果は此陪審を解散して更に新たなる陪審を召集するの外無きに至る可し?——然り。

(一四五) 而して之は重大なる困難を來すものなる可し?——之は大なる困難なり。勿論此場合多數に依る評決を採用するや否やを定むるの採量權を判事に與へることも可し。

(一四六) 予は判事の意見が強硬に讓歩せざりし一人の人の意見と一致し居たる場合を知れり如何?——確かに有り、陪審を存置する以上は右の如きことは行ふことを得ざるやも知れず。予は一人の者の意見の方が正しかりし多くの事例の有るを知れり。

(議長) 吾人は二つの事柄を取扱ひたり。其中陪審の多數決に依る評決を判事が採用すると言ふ方の問題は之を判事たる證人に聞くことを好まざる委員有るやも知れずと思ふなり。

(證人) 予は之に付予が強き意見を有し居れるものに非す。予は只アンヅリュウスの手紙に有りたるか故に之を一言せるのみなり。

(一四七) (Mr. Davies) 之は現在當事者の同意に依り屢々行はれ居ることに非すや?——然り行はれ居れり併し乍ら此同意に付きては二重の困難有り。先づ第一に之は何の陪審員か果して賛成にして何の陪審員か不賛成なるか判らざる様に之を試して爲さざる可からず。第二に被告側は其の同意を拒絶し原告側は

之を與へ易き傾向有り何となれば被告としては多くの場合事件を引き延して居れば勝利を得ること多きを以てなり。此故に若き辯護士は其指導者か陪審の評議中に退出する時は常に若し被告側なる時は多數決に賛成す可からずと教へられ又若し原告側なる時は『多數決か問題となる時は予は思ひ切つて之を求めたる方が可なりと思ふ』と教へらるるなり。

(一四八) 次に予の承れる所にては貴下の提案は實際上の取扱も現在法律に定め居れる通りと爲す可し即ち通常陪審は特別陪審員をも含めたる資格者名簿全體の中に就きて選ふことと爲す可しと言ふに有りたりと思ふ如何?——然り。

(一四九) 貴下は特別陪審を廢止す可しとの説に賛成なりや?——否賛成せず。

(一五〇) 吾人の獲たる證據に依れば倫敦州に於ては特別陪審員は資格者名簿中の三分の一を占め居れり然らば實際上は十二名の中特別陪審員か四名存することとなると思ふ?——予は其數幾何かは之を知らず併し乍ら予の思ふにアンヅリュウスの氏の手紙に於て此次に記し居れる所の問題——之を議長か私に質問せらるるや否やは判らざると雖も——は特別陪審員の資格のことを取扱ひ居り貴下の質問は寧ろ此問題の中に這入るものなりと思ふ。

(一五一) 予は資格のことに就き之を質問し居るに非す。予は只二種の陪審を置くことに付き果して利益有るものなりや否やを尋ね居るなり?——予は利益有るものと思ふ。予は何等かの制度の下に於て特別陪審

は存置す可しとの斷乎たる意見を有す。予は特別陪審は無くす可きものに非すと考ふ。

(二五) 總へての種類の事件に於てか或は特種の事件のみに於てなるや?——御承知の如く現在に於ては特別陪審は判事の命令に依つて行はる而して此命令を求むる者は先づ最初に判事か之を許可することを條件として其申立に付き費用を納めざる可からず。

(二五二) 特別陪審員は現在は社會の或特別の階級中より選はるものなる可し?——倫敦に於ては多くは旅館及び酒亭の主人なり。

(二五三) 田舎に於ては之は商人或は地主の中より選はるものと思ふか如何?——予は實は特別陪審員か果して如何なる者の中より選はるるやを知らず。多くの場所に於て現に法廷に立會へる陪審か果して特別陪審なりや通常陪審なりやを告ぐることは能はざる可し。特別陪審と言ふも地方に依つて斯くの如き迄に異り居れり。

(二五四) 一例としてチェシャイヤア州の如きを取れば如何? 貴下は同州のことは御存知なりと信す?——然り予は確かに屢々同州に赴きたること有り。

(二五五) 予は百姓は除かるものと思ふ何となれば百姓の農場は一年三百磅以上に課税評價せられ居らざればなり如何?——一年三百磅以上に課税評價せられ居るを要するものなりや?

(二五六) 然り?——特別陪審員たるにはか?

(二五七) 然り?——實は予は之を知らざりしなり。右の如くなり居れりとは全然之を知らざりき。

(二五八) 予の考は實に次の如し。特別陪審員は特に田舎に於ては、社會の或特種の階級の中より選定せらる従つて若し之等の者が陪審員となる時は彼等の自然的の傾向か争となり居れる事件に於て問題となり居れる思想に反するものたること有り得可し?——或は然る可しと思ふ併し乍ら予は一面に於て此階級の者は他の階級の者に比して比較的偏見に捕はるること少く若し他の階級の者より陪審を取る時は此階級の者よりも更により以上の偏見を有する者を獲可しと思ふ。

(二五九) 予の意見は之を一の階級のみより選はす一の名簿を設けて之より双方の陪審を選ふ可しと言ふなり?——我國には智能有る者よりも更に一層愚鈍無智なる者多し而して貴下は之等の無智なる者を獲るに至る可く。夫丈の話に過ぎざる可し。

(議長) アンヅリュウス氏の手紙の次の節にして特別陪審員の資格の標準のことを論し居れる部分に移る可し此文章は既に予が朗讀したるを以て再び朗讀の要無し併し夫に付きブラックウエル氏か一つ質問を希望し居れり。

(二六〇) (Mr. Blackwell) 貴下は一般に言へば特別陪審員と通常陪審員との間には其智識及び才能に於て多大の相違有りと言はるるや?——倫敦に於ては否と言はんと欲す併し乍ら田舎に於ては予は夫丈の確信無し。予は茲に一つ申上げ置き度きこと有り。予は之か此處に論し居る所と關係有るものなりやを知らず

併し乍ら之は予は當委員會の考察することを要する重大なる事項なりと思ふなり即ち田舎に於ける陪審員の免除の問題なり。今之を申上げるか果して適當なりやは之を知らず。

(三六二) (議長) 夫は今申述へらるる其別に差支へ無しと思ふ?——田舎に於ては特に或州に於ては此の點に於て大なる難點を有す。田舎の町の大部分のものは多くは四會期裁判を特有するボロウなり而して若し其町か四會期裁判ボロウなる時其ボロウ内の陪審員は巡廻裁判に陪審員として出頭するを免除せらる。彼等は其ボロウ一四會期裁判に陪審官たるの義務有り併し乍ら其結果彼等は巡廻裁判に出頭することを免除せらる。其結果之等の州に於ては屢々全部其州の農業地方より選ばれたる陪審員のみ陪審となること多し。

(三六三) 併し貴下の言はるる免除は法律に依る免除なりや或は慣習に依り生したる免除なりや?——之は法律に依るものなり。

(三六四) (Mr. Holhouse) 夫は地方自治團體法に存するものなりや?——多分其法律なりと思ふ。其法律は今も猶存置せしめられ居るものと思ふ。

(三六五) 夫は第百八十六條なり同條はコンソリデーション・アクトに依つて存置せられ居れり?——予自身は確かなることは知らず併し乍ら予は近代に於てボロウに四會期裁判を許されたる場合は其陪審員か巡廻裁判に陪審員として呼出さるる義務を無くするの效果有るものと思ふ。予は近代のものに付きては絶對

に確實に知れるに非ず併し左様なる可しと思ふ。併し古き四會期裁判の特説狀に於ては全部左様なることは確かなり。予は元求之を全く知らざりき。然るに予か之を知るに至りたるは予かハムプシャイヤアに在りたる時特に不適當なる陪審か來りて誠に奇怪なる評決か爲されたる事實有りたるか爲なりき。勿論證據明白なる場合にも猶陪審か被告を無罪放免とすることは往々其例有るとなり。併し乍ら彼等陪審員は予は絶對に有罪となす可からずと思ひたる者二人を孰れも有罪と評決したり而して此評決は上訴裁判所に於て廢棄せられたり。彼等は疑も無く劣等なる陪審なり。予か之を執行官代理に話したる所彼は次の如きことを言へり『當州に於ては吾人は陪審員を誠に邊鄙なる劣等なる地方より選はさるへからず。ウインチェスタアは四會期裁判ボロウなりサウザムプトンも四會期裁判ボロウなりボウツマスも四會期裁判ボロウなり而して之等の大都會全部よりは巡廻裁判には陪審は出てさるなり』。其結果は二重に來る。第一には先づ町に於て獲らるるか如き善き陪審員を獲ることを得ず。田舎の人は都會の人に匹敵す可くも無し。次に又此爲めに(之は予か予の一箇の問題として費用の所に至つて陳述せんと欲する所なるか)巡廻裁判の陪審員を其の巡廻裁判の開かる町内の人々にして少しも不便なる思をせずして陪審官として出頭し得る所の者より採ることを得ざるに至らしめらる。而して其代理に其州の遠隔の地方より陪審員を呼はさる可からず。此故に予は斯くの如き免除を存續するや否やは貴委員會の者に考慮を費す可き事項なりと考ふ。勿論之等の者か餘りに屢々呼出さるる可からざるとは正當なり何となれば彼等は四會期裁判ボロウ内に住む

者なればなり即ち四會期裁判に陪審官となりしことは巡廻裁判に陪審官たることを免除す可きなり併し乍ら之か免除原因は現實に陪審官となりしことなる可くして單に陪審官となる可き義務有ることのみを以て免除す可からざるなり何となれば可成のポロウ又は市に於ては四會期裁判の事件は比較的少きもの有るを以てなり。併し乍ら現在に單に四會期裁判に陪審官たるの義務を有するのみを以て巡廻裁判に陪審官となることを免れ居るなり。之は少しく不公平にして且つ不都合なり何となれば之等の者こそ最も優良なる陪審員たること多きを以てなり。予は各州に一種の陪審呼出官と言ふ如き者を設け其者をして巡廻裁判所並ひに下級裁判所及び四會期裁判所の一切の陪審を召集するを得ることなきしむ可く若し斯くすること付きて地方的に困難なる事情の存する場合には此呼出官と其地方の陪審呼出を行ふ官吏との間を互に連絡を取らしめ相互か其地方に於ては何時陪審員か陪審官となりたるかを互に知らせて其者は其正當なる順番の來る迄は之を呼出すこと無からしむることとせんことを提議せんと欲す。

(二六五) 併し乍ら陪審呼出官吏は執行官代理なるに非すや? — 然り併し乍ら執行官代理は四會期裁判ポロウの呼出官に非すと思ふ。

(議長) 四會期裁判ポロウに於ては何人か呼出官なりやバアチエル君?

(Mr. Burchell) 治安書記 (Clerk of the Peace) たりと予は思ふ。

(證人) 執行官代理の行ふことの大部分は治安書記か之を行ふ。

(議長) 然らば四會期裁判に於て陪審が必要なる時は治安書記は執行官代理に召集命令書を送付すること無く自ら之を行ふや?

(Mr. Burchell) 予は然りと信す。

(證人) 予自身は四會期裁判に於ける實際の取扱方に關しては之を陳述することを得す。予は之を知らず。

(議長) シメイ君貴下は此取扱方か如何になり居れるかを告ぐることを得るや?

(Mr. Simey) 否予は四會期裁判ポロウに付きては告ぐることを得す。

(二六六) (議長) プラシウエル氏は予の注意を “The Laws of England” なる題目の本に向けしめたり而して其本の陪審の部の免除の項目を注意するに其第十八の免除として斯くの如く記し居れり『特別の四會期裁判を有するポロウの市民は其ポロウの存する州内の治安裁判所の小陪審に陪審官たることを免除せらる』之に依りて見れば之は巡廻裁判に陪審官たることを免除せられざるもの如く見ゆるか如何? — 夫は免除せられず。其説は正當なり其處に記載し有る丈は。併し乍ら夫丈ては未だ全部を盡し居らざるもの有る可し。然り確かに全部を盡し居らざるなり。予は予か右の如く言ふ所の根據は勿論予自身も以前より知り居たる所なるか最近ハムプシャイヤアの執行官代理か其巡廻裁判の陪審員はラインチェスタ或はポウツマス、或はサウザムプトンよりは來らすと言へることに在るなりと言ふを得。予は確實ならずと雖

も同州内には猶此外に斯くの如きボロウ有りたりと思ふ唯其名前は想ひ出すことを得ざるなり。而して彼執行官代理は彼の管轄内の或地方に於ける陪審か予をして言はしむれば著しく不適當なるもの有るは全く此爲めなりと稱し居れるなり。全く此陪審員候補者名簿は甚たしく悪しきもの有るなり。

(Br. Burchell) 夫は吾人か今現に居れる所の此町も又然るなり。ウエストミンスター市の陪審員は中央刑事裁判所に陪審官たることを免除せらる。

(Mr. Hobhouse) 當市は四會期裁判ボロウに非ず。

(Mr. Burchell) 然り。

(證人) 夫には他に特に地方的の免除存するものなること疑無し。

(Mr. Burchell) 夫も亦一の免除の一例なり。

(Mr. Blackwell) 夫は千八百八十八年地方制度法に規定せらるるなり。

(證人) 予は巡迴裁判に於て或市のみの陪審に挨拶の演説を行ふこと屢々なり併し乍ら未だ嘗て之に對して反駁或は論難を聞きたること無し。巡迴裁判に於ては或市のみの特別のコミッションを有すること屢々なり而して之等に於ては一人の被告事件も無く大陪審員には何も言ふを要せざること屢々なり。予は此場合に屢々彼等か何等の事件をも有せざりしことに對して祝詞を述へ其結果彼等は州巡迴裁判には全く用事無くなりたる旨を述ふるなり併し乍ら未だ之か誤れりと言はれたるを聞かず。兎に角斯くの如き特種の

免除有り。併し之は話か側路に外れたり。

(二六七) (議長) 其外に貴下の修正或は廢止を欲する免除事項有りや? — 別に思ひ付きたるもの無し。

予は此ことを陪審員の資格と言ふ問題に付紹介したるなり即ち四會期裁判ボロウに斯くの如き規定の存することの偶然の結果として州に於ては斯くの如き規定の存せざる場合に比較して陪審員に町の住民か少くなり田舎の人々か多くなるの現象を來せり。之か即ち予か此問題を紹介したる理由なり而して若し事實予の考へ居れる如くなるならば予は須らく之は改正す可きものなりと考ふ。

(Mr. Simey) 議長閣下予は此處に予の州に於て使用し居れる陪審召集令書の謄本を所持し居れり而して予は地方自治團體法第八十六條に之に關する事項を見るを得るものと考ふ。

(Mr. Hobhouse) 夫は予か先程引證したる條文なり。

(二六八) (議長) 予は夫を朗讀す可し『特別の四會期裁判所或はボロウ民事裁判所の』——之は例へはリバアプールに於ける Court of Passage 或はマンチェスターに於ける Salford Hundred Court の如き裁判所のことなる可し——『を有する所のボロウの市民は法律に依り免除せられ或は缺格とせられ居る場合に非ざる限り皆大陪審及び之等の裁判所に於て争となりたる争點の取調の陪審に陪審官となるの資格有り』之は問題と關係無し。『治安書記は其時期と場所とに關し公の告示を爲すを要す。治安書記及びボロウ民事裁判所のレジストラは陪審員たるの資格及び義務有る者を所要の數丈呼出すことを要す』之は此地

方的裁判所に關してなり。『其呼出は呼出さる可き本人に其呼出の要項を記したる通知書を示すことに依りて爲す。陪審員たる資格及び義務ある者全員が同年度に全部一度呼出されたるに非ざる限り何人と雖も本條に依り同年度に二度以上陪審員として呼出することを得ず。本條に依り適法なる呼出を受けて出頭せざりし者は罰金に處す。右罰金の言渡を受けたる者か之を完納せざる時は其動産に付き強制執行を爲す可き旨の命令を發することを得。本法の規定は千八百七十年陪審法の規定の適用を妨けず』——千八百七十年陪審法に何等か規定か存するものと思ふ。

(三六) 千八百七十年法にてはブラックウエル氏の予に指摘せる所に依れば免除事項の中に次の如きもの有り『特別の四會期裁判所か設けられ居るボロウの市民は其ボロウの存する州内の他の四會期裁判及び治安裁判所に於て争となれる争點の取調への爲めの陪審に於ては陪審官たることを免除せらる』

『Mr. Blackwell』此中には巡廻裁判は包含せられ居らざる可し?

(證人) 其中に巡廻裁判を包含すとは讀まれます。予は唯上述の如き免除は慣習上行ひ居れる者にして或は正しからざるものなるやも知れずと言ひ得るのみ。

(三七) 予は此條文を執行官代理に依りて讀方を異にするものなりと思ふ。予はハムプシャイヤアに於ては執行官代理か此條文の中に巡廻裁判も包含せられ居るものとして取扱ひ居れるものと思ふるか如何? — 或特定の場合に誠に惡しき陪審を見たること有りと言へるはハムプシャイヤアに於てなりき。勿論

此陪審か特に惡しかりしことはほんの偶然の出來事なりき何となれば同地に於ては田舎の陪審員農村から選はれたる陪審官にして四會期裁判ボロウの市民に劣らざる程度の智能高き者多く其間に何等の變り無きを以てなり。然るに其時は例外として非常に惡しき陪審か獲られたるなり而して執行官代理か其際此理由として予に述べたるか今の事情なりしなり。彼は『貴下も御承知の如く當地に於ては比較的大なる地方は皆四會期裁判ボロウとなり居れるか爲めに陪審員は州の農業地方より呼出さざる可からずと言ふハンヂキヤツプを附けられ居れり』と言ひたるなり。

(三七) 然らば予は之等の者を呼出さざるとは法律に依るには非ずして寧ろ慣習に依るものと思ふ可なりと諸君は均しく認めらるるものと思ふ? — 不幸にして予は法律を調ふると言ふ迄に氣か付かさりき。予は其時全く其暇無かりき。予は唯右の場合に予か告げられたることを其儘申述べたるのみなり次に予は陪審を呼出す職を行ふ所の者は問題となれる所の特別陪審員の資格に關しては如何にせざる可からざるものなるかは當然之を知れるものなりと認め居たるなり。予の考にては裁判所の事務に携はる程の者は何人と雖も倫敦に於て特別陪審員の素質は以前に於けるか如きもの更に無く通常陪審員に比して優れること極めて少しと言ふことを疑ふこと無し。此原因は以前に於ては其資格取得の原因か主として商人其他何々と言ふか如く其者の業とする職業に依り居たるものなるか近年に至りて之か主として其者の課税評價に依るに至りたることに因るに非ずんは其他に予は之か原因を見ることを得ざるなり。確かに陪審に多數の旅館

及び酒店の主人の加はり居ること極めて多し而して常に一般的に然りと云ふには非され共或陪審の中半分は旅館及び酒店の主人なること屢々なり。

(二七) 予の考ふる所に依りて夫を概括的に述べて見れば特別陪審員たる資格は通常陪審員資格者名簿に登載せられ居ることと其外に猶エスクワイヤア或は商人又は銀行家たること之か一つなり。次に他の別種の資格は通常陪審員たる資格要件よりも更に高く課税評價格一年百磅以上なること之なり。概畧的に言へば斯くの如くなる可し?——而して其商人銀行家或はエスクワイヤアなる資格の方は寧ろ名義上丈のものなり。

(二七三) 予は之に貴下に質問せんと欲す。貴下は千八百二十五年の陪審法に存する通常陪審員たる者にして而も(其意味は兎も角として)商人或は銀行家或はエスクワイヤアたる者は特別陪審員とすとの規定は之を存置するの價值有る者と思ふや?——斯くの如きとは何人も自ら斯くの如き者なりと稱することを得可きものなるを以て之は完全なる資格要件と言ふを得す。併し乍ら予は更に之よりも良き資格要件を提案することを得ざるなり。予は何等かの方法に依りて今少しく優れたる特別陪審員を得んことを必要とすと思ふものなり。予はアンヅリュウス氏の(陪審の選定)を昔の慣習に復歸せよとの提案は之か多大の費用と不便とを生せしむると言ふ事實無かりせば之に賛成せんと欲す併し乍ら此方法に依れば一組の陪審員候補者を呼出す代りに各事件毎に二十四名宛を呼出すこととなるなり。

(二七四) 貴下の言ふ所は各事件毎に特別陪審員を呼出すものなりや?——予は明確なる反對即ち費用の増大と言ふことと各事件毎に十二名の必要に對して二十四名を呼出すと言ふ點の二つに反對か無ければ之に賛成せんと欲するなり。現在の制度は例へば四十八名位の一組の陪審員候補者を設けて之か恐らく二十位の多數の事件を處理するものなるに前述の如き方法に依る時は之よりも更に遙かに多數の者を呼出さざる可からざる可く而も猶之にても現在の如く充分に足らざること有る可きなり。之か即ち此方法の廢止せられたる理由たりしこと疑無し。若し何人か特別陪審員に通常陪審員より優れたる階級の者を獲ることを得る何等か之よりも一層良き方法を提案することを得ば予は誠に望まじきことなりと思ふ。予は現在の方法は決して満足なる方法なりとは思はず併し乍ら予は然らば之よりも更に良き方法有りやと言ふに之を知ることを得ざるなり。

(二七五) 特別陪審員の資格要件たる課税評價格を高くす可しとの案か提議せられたり。予の記憶に依れば或人は之を百磅の代りに三百磅とす可しと提議したり。予の想ふに彼は酒店及び旅館の主人の中にて比較的優良なる階級の者のみを特別陪審員たらしめんと目的にて此増加を提議し居るか如し。予は彼は此差別は旅館及び酒亭の主人に對してのみ之を行ふ可しと言へりと承知す。貴下は旅館及び酒亭の主人か陪審官たることに反對なりや?——否相當の數ならば反對せず。予は彼等か他の者と同様に陪審員となることか何故に不可なるかを知るを得ざるなり。併し乍ら此處に二人の男有り全く同一の智識能力の者なりとし

て此中の一人のみか偶々或特種の理由よりして特に高き課税評価格を有する例へは旅館又は酒店の如き者を所有せるか故に特別陪審員となると言ふか如きことは絶対に反対す可きことなること明かなり、予は旅館及び酒店の主人の如きは其隣に住む課税評価格八十磅の者よりも優秀なる者とは思はれず。

(一六五) 例へは八百屋の如き者よりもか？——然り八百屋よりも優れ居れりと思はす。

(一六六) (Mr. Barchell) 予は前に證言せられたる所も夫と同様なりと思ふ即ち旅館酒店の如きものは特許に依る時に高き課税評価格を有するか故に從來の資格要件たる百磅を三百磅に増加す可し然する時は其中に特許に依り高くせられ居れる價格が見込まれ居ることとなると言ふに有りたりと思ふ如何？——然り夫も一方法なる可し。猶此外に特別に高き課税評価を受くる營業も有る可し。

(一六七) (議長) 證人の一人は特別陪審員の課税評価格上の資格は(旅館及び酒店の主人の問題は暫く別とす)住宅に付きては七十磅に引下く可し何となれば一年に七十磅の家屋に住する人々は特別陪審員たるに足る丈の資格有り即ち家屋の價値は安くなりたりと提議したるか如何？——或は左様にするも効果有る可し。予は孰れ共之を知るを得ず。予は此問題に付ては多く意見を述ふるの資格無き者と思ふ。併し乍ら此一事丈は確かなり即ち如何なる標準を用ふる共其者の頭腦を検するに非されは杜撰なる標準と言はざる可からず而して教育と智識を多く有する所の者を多く採ると言ふ目的は依りて特別陪審員たる者を定義する何等かの方法の存せざる限り正確に最も優れたる者は獲るを得ざる可し。斯くの如き者こそ陪審員として望む所の者なり。

て望む所の者なり。

(一六八) 吾人の調査の初めに際して心神耗弱者が出て來ること時々有りと言ふことか述へられたり如何？——出て來ること有りと言ふを憚らす。

(一六九) 之等の者を如何にして發見するを得可きやとの質問か爲されたり。予は貴下か之等心神耗弱者の陪審官となることを防止する何等かの對策を提議し得るや否やを知らず如何？——予は確かに之を提議することを得ず。之等心神喪失と健全者との丁度中間に位する誠に厄介なる者か或程度迄陪審員として出て來ること有る可く又實際出て來り居るなり。之等の者は誠に多數に出て來り居り又予は時としては之等の者か陪審官となることさへも往々有りと言ふを得るなり。併し乍ら予の意見にては斯くの如き者の弊害を中和するは陪審員の數か十二名なることなり而して特に若し多數決制を採用するを得とせば之も亦其働きを爲す。此種の心神耗弱者は或は他の人々の意見に忍従す可く或は唯一人の少數意見者となる可く然らば之は容易に思ふ通りて處置することを得るなり。而して又陪審官に斯くの如き者か非常に多數に存すると言ふか如きことは無しと考ふるなり。

(一七〇) (議長) 予は斯くの如きことは實際問題としては問題とならざるものと思ふ？——然り及アンツリュウスの陪審員の替玉問題の如きも予の愚考する所にては實際問題とはならざるものと思ふ。

(一七一) 予は検屍陪審に付きては全く知らざるものなるか如何？——然り。予を以てして言はしむれば此

替玉と言ふことは検屍陪審に於て起ることなりと思ふ。

(一六三) 夫か起ること有る可きや?——予は實際に起ること有りと信ず。

(一六四) 予は彼等は若し之か出来得る時は其妻を代人として陪審官たらしむること有りと思ふ?——然る可し。

(Mr. Snowden) 二日程前の新聞に倫敦の検屍陪審に於て生したる其代人に關する記事か有りたるか之は御覽にならざりしものと思ふ? 之は大して長きものに非ず朗讀して可なりや?

(議長) 宜し。

(Mr. Snowden) 之は貴下の今擧げられたる點に關係有り。之は月曜日の夕刊に出て居たるものなり。其記事に曰く『二人の紳士か倫敦市検屍裁判の陪審官席に現はれ而して自分等は代人として出頭したる旨を述べたり。一人の場合は其本人か家族か急死したる爲め遠くに呼はれ行きたるなりき。検屍官は左様なる事情を承れば誠に氣の毒に耐へず併し乍ら自分は代人を承認することを得すと云へり』

(議長) 予は夫を見たり併し其先を續けて讀まれよ。

(Mr. Snowden) 『彼は言へり若し之を認むるとすれば替玉となる陪審となる可きを以てなり代人の者に於て若し差支なければ自ら自身か順番に當りて陪審官となりたる者として陪審官となることは差支無し併し乍ら代人として陪審官となることは許されずと。彼は代人を認めず又之を認むるの意見さへも有せざりし

なり。第二の場合は呼出を受けたる本人は制限年齢以上の者なりと申立てられたり』此點か寧ろ予の興味を惹きたり何となれば検屍官は次の如く言ひ居れるを以てなり『年齢に依る免除なるものは存在せず』

(議長) 此陪審には存在せず、彼の言ふ所は検屍陪審に於ては正し。

(Mr. Snowden) 通常の裁判所に適用せらるる免除は検屍裁判に適用無きや?

(議長) 然り予の解する所に依れば免除は斯くの如くなり居れり。若し六十年以上の者か資格者名簿か調製せらるる以前に其名簿に登載せられざらんことを請求したる場合には彼は名簿に登載せられざる可き權利有り。併し乍ら若し此者か之を任意に行はざりし時は彼の氏名は名簿に登載せられ其者は陪審官たるの義務有り。

(Mr. Snowden) 併し乍ら検屍官は更に此處に次の如く言ひ居れり、即ち曰く『當市に住する眞の市民にして二十一年以上の者は例へ七十年の老人たりと雖も陪審官となる可き義務有り』と。

(Mr. Blackwell) 検屍陪審には年齢に因る免除は更に存在せず。

(Mr. Snowden) 而して彼の事務員は土曜日に自分等は六十年以上にして當然呼出さる可からざりし者なりと言ふ者等より六七通の怒れる手紙を受けたり。彼等は抗告す可しと言ひたり而して今や彼等は裁判を受けたり。此次には彼等は全部出頭す可し。斯くて之に付きての印象は誠に一般的となり居れるもの如し。

(議長) 現行の法律に於ては検屍陪審には年齢に依る免除無く年齢上の問題を以て検屍陪審に陪審官たることを免かるること絶對に不可能なることは全く疑無し。

(Mr. Gwynne) 其他の免除は検屍陪審に關しても適用ありや?

(議長) 予は適用あるものと想ふも併し確かなることは知らず。

(Mr. Gwynne) 判事は検屍陪審に陪審官たる義務有りや?

(議長) 否、併し予は此返答には確信なし。

(Mr. Gwynne) 又貴族は如何?

(議長) 予は之を知らず。

(Mr. Hobhouse) 検屍陪審の陪審員は通常陪審員の中より選はるるものなりや?

(Mr. Blackwell) 否。検屍官のことに關して開かれたる省取調委員會※は検屍陪審の陪審員か選はるる所の名簿なるもの無く之等に只其近隣の世帯主より選はるるのみなりと報告し居れり。

※此委員會は千九百八年十二月十五日大臣より任命せられたり。同委員會千九百九年六月十六日同年十

二月三十一日千九百十年三月十八日同年八月二十三日報告書参照。

(議長) 検屍官は其書記を送りて街に出てしめ何の家にも扉を叩き『何々氏検屍裁判所の陪審官に貴下か入用なり因て貴下は出頭せざる可からず』と言はしむ。

(Mr. Snowden) 夫か實際の取扱方なり。

(議長) 然り名簿は存せず。

(證人) 斯るか故に或者か斯くの如き場合には高等法院其他の裁判所の場合に於けるよりも一層多く代人を送りて『自分か出て行くことは誠に都合悪し併し自分は裁判所に迷惑を懸けることを欲せず』と言ひ誰か他の人を代人に出して之て少しも差支無きものなりと思ふか如き事例を生し易きなり。予は検屍裁判所に於ては右の如きことか出來得るものなりと一般人に思はるるに至りたる所以は誠に之に因ると思ふ。

(一六五) (議長) 予は何故に斯くの如きことを許して不可なりや其理由を解するを得ず。何故に之を行ふは不可なりや? — 何となれば或特定の事件に自ら陪審官とならんことを希望する者か出て來る懼有るを以てなり。予は此事か検屍官は原則として之等の代人を拒絶し得ることとなり居れる理由なりと考ふ。

(一六六) 貴下は其事件に利害關係を有する者か陪審官となると言ふか如きこと可能なりと考ふるや? — 然り自ら志願する陪審員の時は可能なり、予を以てせしむれば若し其者の氏名か呼はれざるに拘はらず自ら進んで陪審官となんとする者有る時は予は『退いて暫く待て』と言はんと欲す何となれば予は之等の者か其陪審官とならんとして來るには必ずや其理由ある可きものと疑ふを以てなり。

(一六七) アンヅリュウス氏の手紙に歸りて聞かん通常の陪審に於ては替玉等は行はるるものに非すと貴下は考へられ居るものと承知するか如何? — 然り予は之か爲めに特に規定を設くる程の價值なきものと思

ふ。予は斯くの如きことは屢々生することなりとは思はず。

(一六八) (Mr. Snowden) 貴下は陪審員に報酬を給することならば斯くの如きこと生す可しと考ふるや？
— 若し報酬を給することならば之が生することも有る可しと考ふ。

(議長) 若し一件に付十志又は其程度の金か得らるるとせば自分か裁判所に出頭するも差支有る者は其友人に向ひて『何々君一寸君か出て行けは一件十志貰へるよ』と言ふ可きことは全く有り得可きことなりと予は考ふることを得。

(證人) 然り。アンヅリユウス氏の手紙は夫て了りなりや？

(議長) 然り。

(Mr. Snowden) 陪審員には報酬を支拂ふ可しこのことを推唱することと決するとせば貴下は替玉を出すことに罰則を設けることも亦必要なりと考へらるるや？

(一六九) (Mr. Burrell) 夫は現在にても然る可し？— 予は然りと思ふ。所て陪審員に對する支給と言ふことか問題となりたり。此報酬の支給と言ふこと少く共其陪審員の旅費の支給と言ふことは予か特別の興味を有する所の唯一の點なり。併し乍ら若し之を行ふとせば何人か各々の陪審員には各幾何宛を支給す可きかを確かめ又其者か果して其本人なるか否かを明にすることを得ざる可からず。斯るか故に此支給の證書を交付する者は之を何人とするも必ずや課税官吏或は之に類する所の者か其任に當らざる可からず。

然する時は其者は其者か果して候補者名簿に載せられ居る本人なりやを確かめ之を受取る可からざる者は決して之を與へざる様注意を拂ふことを得可し。斯くする時は予は前述の如き問題の生するを免れしむるものと思ふ。

(一七〇) (議長) 予は貴下に少しく質問せんと欲す。貴下は通常陪審員の資格要件たる課税評價格を引上げて職人及び比較的貧乏なる階級に屬する商店主を除くことは望ましきことなりと思はるるや？— 予は何故に斯くの如くするを要するや其理由を知らざるなり。予は何人をも之を陪審員より除くことを欲せず。予は何人かを除かんとするか如きことは望ましきことと思はず却つて他面に於て予は或一定の地位の者は其課税評價格の如何に拘らず陪審員の中に加へんと欲す。予は現在の資格要件たる課税評價格に付きて之を不満足なりとする何等の理由をも見るを得ず。

(一七一) 其點は其位に止む可し。貴下はフリー・ホールド及びリイス・ホールドなる資格條件は之を廢止す可きものなりと思ふや？ 予は之等の條件は實際には行はるること多からずと知るか如何？— 予は之等の條件の何たるかを解するを得ざるものなり。然れ共予は之等のものに對して別に反對す可きもの有るを見ざるなり予はフリー・ホールドを有する者を陪審員と爲したるか爲めに特に不適當なる陪審員を獲るものと考ふ可き何等の理由をも有せざるなり。

(一七二) 之を爲さんとする目的は課税評價格なる一の資格條件に統一したる制度と爲さんと欲するに有り

併し乍ら貴下は此點に付別に意見を定められたることなきや？——予は課税上の要件無きフリーボウルトの所有者か如何なる場合に陪審員資格者名簿に登載せらるるやを知らざるなり。

(三六三) 夫は予より告ぐるを得可し。若し或者かコツビイホウルド又はカストマリイ・テニユアより十磅を獲る場合には此者は陪審員たるの義務有るなり如何？——其者か百哩も離れたる所に住居する共其フリーボウルドを所有する地に於て此義務有るものなりや？

(三六四) 夫は予は知らず？——若し然りとせば予は之は不可なりと思ふ。併し乍ら斯くの如きことは無しと予は思ふ。

(三六五) 然り予は其者か其地に住居せざる可からざるものと思ふ或は又其者か二十一年以上の期間のリース・ホウルドに依り一年二十磅以上を獲る場合も同様なり？——予は今日なりせば斯くの如き資格要件は設けざる可きものと思ふ。

(議長) シメイ氏予か斯くの如き資格條件有りと云ふは間違無しと思ふか如何？

(Mr. Simey) 然り閣下其通りなり。

(議長) 之は實際上に於て重要なものなりや？

(Mr. Simey) 否重要なものとは思はず。

(議長) 之は別に重要なものに非ざるものと思は之を變更することは望まじきことに非ず。現在の法律

か何等の不都合を生ずるに非されは予は別に之を變更するの要を見ざるなり。貴下或は執行官代理或は貧民監督官は實際上陪審員資格者の中に之等の者をも包含せしむるや？

(Mr. Simey) 彼等は陪審員資格者名簿調製命令書の中に特記せられたる者に實際に該當する者のみを包含せしめて其餘の者は包含せしめず即ち之に資格者とせられ居る者のみを包含せしむ。彼等か之等の者を如何にして見出すかは予は之を知らず。

(議長) 併し乍ら命令書の中にはフリーボウルドの所有者にして其地方に住居する者及びリースボウルドの所有者を包含し居るなり。

(Mr. Simey) 然り。其地方に住居する者の氏名を包含す。

(三六六) (議長證人に對して) 併し乍ら貴下は之に對して何等の意見を立てたること無しと言ふや？——御存知の事なる可きも判事には之等か問題となること無し何となれば判事は自己の前に來る所の陪審員の資格は如何なるものなりや或は彼等か如何にして其處に呼出さるるものなりやに付きては何事をも知らざるを以てなり。併し乍ら閣下予は唯今閣下か述べられたる所の意見を將に言はんとし居たる所なり。即ち次の如し。陪審なるものは誠に變則なる制度なり、従つて之を正面より嚴格に理窟に依りて律せんとするも理論通りに行くものに非ざるなり而して若し之等の者か之迄陪審官となり來りて而も巧く行はれ居たるものとせば之迄存在したる資格を今更無くすると言ふは意義無きことなる可し。予は或者か陪審官となり

たる時其者がフリーホルダーとして課税せられ居る者なりや或は三百磅の課税評價格の者なりや或は其他の如何なる者なりやは全然之を知らざるなり。

(二六七) 之と同じ性質のものにして他に一間有り而して之に付きても貴下に於て別に意見を立てられたること無ければ予は強めて返答を求むるものに非ず。貴下は法律を修正して會社の理事成は常務理事を出頭せしむること爲す可きものなりと思はるるや其の斯くの如くす可しとの理由は左の如し。千八百二十五年以來殊に千八百七十年以來即ち現行の陪審に關する二の法律の出來たる當時より此方御承知の如く前に個人經營なりし事業の大多數のものは會社組織に變更せられ其會社か邸宅を占有し従つて個人は課税せられざることとなり之等の會社に關係する人々は他に自己に特有の資格條件を具ふる場合の外は陪審員たるを免かるるに至りたりと言ふことなるか如何？——然り。勿論大多數の場合彼等は他に自分丈の特別の資格要件を具備し従つて之に因る陪審員となり居れるものと思ふ。併し乍ら予は右の如き變更には双手を擧げて賛成するものなり何となれば之等の者は陪審官たる可き義務を免れしむ可き何等の價值無きを以てなり、彼等を陪審員たらしめざる何等の理由無し彼等は極めて價值有る陪審員たる可きなり。彼等は有能なる實業家たる可く陪審員として極めて有効なる者たる可し斯るか故に予は右の如き變更を行ふことには誠に賛成なり。

(二六八) 貴下は下宿人及び割住部屋の居住者に關して何等かの意見を有せらるるや？——予は之等の者を

陪審員と爲す可からざる何等の理由をも知るを得ざるなり併し乍ら斯くの如くすることは不必要に事柄を混雜せしむるものなりと思ふ。予は下宿人にして陪審員たる資格有る者を設け之等の者の爲めに特別の記録を設くるは果して其丈の價值有るものと思ふことを得ざる者なり。従つて貧民監督官か之等の者をも同時に陪審員として名簿に登録し得るか如き結果を與ふる所の法律を設けざる可からず而して之は少々困難なることなり。

(二六九) 予は之は租税を納め居る者即ち其割住部屋の所有者をして其賃借人に付ての申告を爲さしめ之等の者の支拂ひ居れる賃料を記載するを要することとし而して其賃料を標準として之等の者に陪審官たるの義務を負はしむることとするに依りてのみ之を爲し得るものと思ふか如何？——然り予は右の如くすることに依りて之を爲し得ると思ふ。之を行ふことか果して價值有ることなりや否やは予は判事にして之を言ふを得ざるものなり。斯くの如きことは吾人には少しも問題となること無きことなり。或は斯くの如きことを右の如き方法にて行ふも可なる可し。或は下宿人にして選舉人名簿に登録せらるるの權利を有する者或は此程度の者を陪審員資格者名簿に登録することとするも可なる可し。予は選舉權なる特權を有する者は陪審員として公の奉仕を爲す可きものなりと思ふ。斯くの如きに對しては別に反對有る可からざる可し。併し乍ら予は此下宿人に付きて更に特に陪審の爲めの資格を設けんとすることは殆んど其必要無きものと思ふ。

(一七〇) 貴下の経験より見て巡廻裁判所或はミッツルセックスの高等法院に於て呼出さるる陪審員の數は夥多に過くると思はるるや?—ミッツルセックスに於ては多きに過くるとは思はず。予の判断し得る範圍内に於ては高等法院に於ては兎も角此ことは巧みに行はれ居れり而して予は呼出を受くる者か多きに過くるとは思はず。同地に於ては現在に於ては陪審員の必要か無くなると同時に之等の者を全部退出せしむるか其他の方法か以前に於けるよりも餘程多く行はれ居れり。併し乍ら田舎に於ては此ことは地方に依り著しく異れりと思ふ。予は陪審員の數の方面及び名義上丈呼出されて候補者名簿に登録せられ居る者を眞實に出頭せしむることを確實にと言ふ方面に於て大なる改革が行はる可きものと思ふ。之は此問題に關聯したるものなるや否やを知らざるか予は執行官代理其他此ことを行ふ官吏に對して——之は予自身の思ひ付きたる提案に非ざるも予は大に賛成なる所なるか——現在有するものよりも更に大なる免除を與ふるの權限を許し其候補者名簿に登録したる丈の者は必ず眞に陪審官となすことを得ることを確實とする何等かの方法を行ふの權限を與ふるを可とするものなり。斯くの如くする時は現在の如く多數の者を呼出す必要無きに至る可し。今日に於ては候補者名簿には實際に必要な者よりも遙かに多數の者が登録せられ而も其中多くの者に對する呼出は實際は全然應せられざるか爲め現實に出頭し來る者は漸く必要數に足る程度の者なること屢々なり。

(一七一) 其問題に關して予は法律の規定に依れば執行官代理は免除の申立を受理するの權限無く只陪審員

資格者名簿より陪審員を呼出すのみにして之等の者を免除することを得ざる者なりと解するなり。併し乍ら予の告げられたる所に依れば多くの地方に於ける實際上の取扱は執行官代理は免除の申立の理由を聞き若し之が正當なりと考へらるる時は其免除を許すこととなり居れり。貴下は執行官代理に於て之等の呼出を受けたる者の中より若し裁判所に申立つる時は出頭を免除せらる可しと思料せらるる者を選び分けると言ふことか望ましきことなりと思ふや?—予は然りと思ふ。予は之は誠に有効なることなりと考ふ。

(一七二) 而して其結果現在よりも遙かに少數の者か呼出さるることとなるか之等の呼出は一層確實に應せらるるに至ると言ふや?—全く其通り。予は之は誠に價值有ることなりと思ふ。扱て次に予が痛切に感し居れる所の田舎の地方に於ける陪審員に對する旅費の支給なる問題に移りて可なりや?

(一七三) 其問題に這入る前に猶質問二つ有り。現在の如く各裁判所毎に各々七十五名宛を呼出す代りに之は倫敦の高等法院のことなるか、開廷すること有る可き總へての裁判所に於て孰れも陪審官となる可き義務有る所の陪審員數名を呼出し其數は或は百名乃至百五十名と一定せざる可きも全部之等の者を一室に入れ置き此部屋より各裁判所に必要なる者を選び出すこととせは改善となるものと貴下は思はるるや? 斯くの如くする時は百名乃至百五十名位にて足る可く現在の如く各裁判所毎に七十五名宛を呼出すよりも遙かに便宜となる可しと提唱せられ又此提唱は正しきものなるか如何?—各裁判所毎に七十五名宛を呼出すものなりや?

(七四) 然り。リイド氏の言ふ所に依れば候補者は七十五名なり而して彼は免除の申立てらるる數及び免除の有無に拘らず出頭せざる者の數並ひに第二回目の陪審の必要となること其他の諸種の事情を考慮に入るときは自分は七十五名決して多きに過ぎずと思ふと言へり? — 若し執行官代理或は其下僚と言ふか如き者に候補者に付きて豫め詮衡を爲すの權を與ふることせば七十五名を呼出すは多過くと思ふ。實際に呼出の効果を奏す可き者七十五名は必要ならざる可し従つて此數は或程度減少することを得可し。併し乍ら予は此問題に付きては予よりも遙かに有力なる意見を有せらるるものと思ふ。

(七五) 彼は既に吾人に其意見を與へたるか如何? — 予の考は先づ第一に次の如し。予は先づ此陪審員を一の部屋の中に置くと言ふことか確かに難し。之は確かに不可能なる可し。陪審員は孰れも皆好奇心に驅られて何事かを聞かんとして法廷から可成離れたる場所に停み居るを欲す可し然して斯くの如き者を斯くの如く多數に何事をも爲すこと無く無聊の儘に待合する爲めに一室に監置すると言ふことは果して如何にして出來得可きや? 彼等か室外に立出つることを妨く爲めには恐らく警官一名位を扉の所に張番に置かざる可からざる可し。之を防ぐには此の外に方法無し。斯くの如くせらるることは其本人に取りては恐らく或は無駄に待たさるること終ること有りとするも裁判所内に於て常に必ずしも興味有るものとは限らざるも彼等に取りては珍らしき物事を見聞し乍ら待合はすることよりも遙かに苦痛なる可し。予は之は實行不可能なりと思ふ併し乍ら之に依りて陪審員の數を少くすることを得可きは勿論なり。予は陪審員は

或一の裁判所の爲めに呼出されたる場合に於ても常に解散せらるる迄は他の裁判所に於ても陪審官となるの義務有るものと解し居れり。

(議長) 陪審員は特定の裁判所第何部裁判所と限りて呼出さるるなり然らずやバアチエル氏?

(Mr. Burchell) 然り。予は證人は幾何位の陪審員か呼出さるるものなりやを知らざるものと思ふ。閣下より其數を告げらるる時は恐らく證人の多大の興味を惹く可しと思ふ。

(證人) 予は誠に多數の者か呼出さるることを知れり併し乍ら予は今日のアッソシエトは以前に於けるよりも一層陪審員に對して遙かに思ひやり深しと思ふ。予か陪審事件の取調への爲めに法廷に這入りたる時陪審官席に一組の陪審員か既に着席し居る時は殆んど常にアッソシエトは予に對して曰ふ『十二名の陪審員か陪審官席に着席し居り他に十二名の者の氏名を讀上げて之等の者は止まり居らざる可からざる旨を告げたり。猶其他の者か多數裁判所に在り、貴下は氏名を讀上げたる右十二名の者のみを止め置けは充分なりとせらるるや?』と、而して予は之に對して『然り』と言ふ。然る時は他の者は全部立去りて宜しき旨を告げらる。彼等は時として或は其翌日迄或は其翌々日迄帰宅して可なりと告げらる。其數は幾何なりや予は之を知らず。之か唯今七十五名の多數なりと聞きて吃驚したり。

(七六) (Mr. Burchell) 夫は七十五名なり? — 若し夫丈の數の者か有るものことせば彼等は候補者名簿の讀上げらるる最初の日のみに全部來るものなる可し。

(一七〇) 若し彼等が實際に来るものどせは最初の日のみに全部来るものなる可しと言ふ意味なりや?——實際は七十五名は来らざるものと思ふ。

(一七〇) (Mr. Blackwell) 然り十八名位なる可し?——予は彼等が歸宅を許されて退出する時に七十五名と言ふか如き多数を見たること無し。

(一七〇) (議長) 其點に付き彼等が陪審官となる可き週の最初の日の朝誰か出頭し誰か出頭せざるかを知り現在に於けるよりも一層嚴重に罰金を科する爲めに候補者名簿全部即ち七十五名の氏名全部を讀上く可しとの提議か爲されたり。貴下は之を望まじきことと思ふや?——予は之は候補者名簿を有効なるものたらしめ之に載せらるる者の出頭を確實にする方法としても又人々か自分の仕事を通れて他の人々に之を任ずると言ふことを監督する爲めにも誠に望まじきことなりと思ふ。現在の如き状態に於ては出頭すること欲せざる者は罰金を科せらるること有る可き危険を冒して敢て出頭せず而も多くの場合全然之を免かるるなり併し斯くの如きことか慣習として行はれ居ることはアツソシエト又は巡廻裁判書記より注意することと思ふ。彼等は曰く『予か毎朝氏名を呼ひたる一人の紳士有るも彼は一度たりとも出頭したること無し予は彼が果して實際に居る者なりと信するを得ず』。予に斯くの如きことを言ふを聞きたること屢々なり。

(一七〇) 貴下は出頭せざる者の多くに對して罰金を科したること有りや?——否。

(一七二) 予は從來の經驗に於て此罰金を科したること一回も無しと言はんと欲する者なるか如何?——予

も又罰金を言渡し之か確定したること無しと思ふ。予はかつて或一人に對して罰金を言渡したること有り併し乍ら之は其後取消したり而して予は罰金を言渡し之か取消を爲さずして終りたることは一度も無し。

(一七三) 予は當に之を科す可きものなりしと思ふ?——然り恐らく然る可し。

(一七三) 扱て今度は貴下か明確なる意見を有し居れりと承はる陪審員に對する給與の問題に入る可し?——

承知せり。

(一七四) 陪審員に對する給與に關しては貴下は如何なる意見を有せらるるや告げられ度し?——予は陪審員には旅費を支給す可きものと思ふ。之は倫敦に於ては地方に於けるか如く重要ならず何となれば倫敦に於ける運輸機關は誠に容易にして且つ廉價なり陪審員として出頭する者の大部分は電車或は乗合自動車の乗車賃として僅かに數片を要するに過ぎざる可く若し彼等か少しく離れたる地方に住居して汽車にて來るる場合に於ても之等の者は多くは定期乗車券を有し居る可く従つて一錢をも出すを要せざる可ければなり、此問題は斯くの如く倫敦に於ては重要ならず然れ共田舎に於ては特に巡廻裁判に於ては而して特に或州に於ては他の州より一層甚たしきもの有るか其州の比較的遠隔の地に住む陪審員か陪審員として出頭する爲めに時としては可成の額の金を、少く共其陪審員其人の地位に取りては可成重大なる額の金を支出することを要し而も之に對して全然支給を得ざることは誠に不公平極まることなり。陪審官となることは先

つ巡廻裁判の刑事事件に於ける場合に付きて言へは一種の公の義務にして刑事事件に於て證言を供する證人に依りて盡さるる所の義務と誠に良く類似し居る性質のものなり。證人は州より一定の契約の下に即座に報酬を給せらる而して此ことは一時は訴訟上の一問題となりたることなるか吾人の多くは現在之を知る者少しと雖も此處に居らるる中の何人かは——シメイ氏又は其他の何人かは之を知れることと思ふか一部は國庫より支出せらるるものなり。訴追證人は巡廻裁判書記の署名したる州會計吏に宛てたる命令書に依りて報酬を給せらる而して州會計吏は之等の者に其費用を支給す。予は通常旅費としては彼等は三等の賃金を支給せらるるものと承知す。一定の地位の人々醫師自由職業者等の者は支出官に實際に一等にて來りたることを證明する時は時として一等賃金を支給せらる。併し乍ら通例は證人として出頭したる者には三等賃金を支給し若し裁判所迄汽車の便無く二哩以上を隔て居る場合或は停車場より二哩以上を隔たり居る時は彼等は一定の支給を受く其額は予の承知せる所にては通常裁判所又は停車場迄の距離二哩を超えて各一哩に付二片宛なり。之は誠に少し。若し彼等か馬車に乗らざる可からざる時は其費用は更に多額を要す可し。併し實際に於て支給せられ居る所の旅費は左の如し。次に右の外に猶彼等は其時間の損失に對する手當として其地位職業に依りて相當額の給與を受く。彼等は其飲食其他の爲めとしての給與は之を受けずと信す然れ共彼等は之を其時間の損失に對する手當として受くるなり而して其額は其者の地位に依りて多少異れり。予か提唱せんとする所は陪審員の勞務に對する報酬と言ふ意味にて何等かの給與を爲す可し

と言ふことには非ず彼等の實際に支出したる金即ち之等の旅行に要したる費用を支給す可しと言ふに有り而して其外に予は彼等の地位の如何に拘らす總へて一律に例へば二志六片或は此程度の額を支給せんことを欲するなり何となれば通常人の食事の費用は先づ此程度を通常とすと信するを以てなり。

(一七五) 各一日に付きてか?——各一日に付きてなり。次に若し陪審員か裁判所に必要とせられて其爲め汽車が無くなり或は夜晩迄裁判所に止められたるか爲めに巡廻裁判の行はるる町に宿泊せざる可からざる場合には一定額の宿泊料を支給せんと欲す。斯くの如き者に對しては州は之等の者か其夜の中に歸宅し或は其翌朝出立する共勿論特に其旅費は支拂ふ可きものに非ず。之等を受くる代りに彼等は其晩の宿泊料を支給せらるるなり。其額は幾何位を相當とするやは予は之を知らず併乍ら其晩泊らざる可からざる時は先づ五志の程度を可とす。斯くの如きことは屢々生ずること非ざるを以て或は今少し多くするも可なる可し而して此ことに對しては少しは寛大なる態度に出でて多額を與ふるを可とす。

(一七六) 貴下は此給與は其者か陪審官となりたる否とに拘らす之を爲さんとするものと予は解するか如何?——誠に然り。

(一七七) 其者か呼出に應じて出頭したるのみを以て之に此給與を爲す可きものなりや?——然り。何人か之を給せざる可からず。現在に於ては證人の費用は巡廻裁判書記或は其役場の吏員に依りて計算して支出を許さる。其名稱は各裁判所に依つて異れり又其係員の數も異れり併し乍ら巡廻裁判書記の配下に訴追

費用の計算及び支出を爲すことを職とする係有り。併し乍ら斯くの如き場合にても此ことは多くは主として訴追を行ふソリシタアに依りて行はるるものにして此ソリシタアは或訴追に於ける計算書を提出し此計算書中に證人の費用も包含せらるるものにして巡廻裁判書記の所屬吏は例外の場合の外は直接に證人と接衝するものに非ず。時として證人は自分は何處々々より來りたりとか其他のこの説明を求めらるること有り併し乍ら通常之はソリシタアに依りて爲されソリシタアに自己の提出せる計算書の認可を得州より自己に對する報酬のみならず各證人に對する費用等全部の支出命令を得。次に州會計係は此町に其代表者を置くを要すとせられ居れり——此ことに付きては多少の議論有り——而して又自己の訴追に關しての費用を支拂ふ可き各地方には又夫々の市或はボロウ會計係有り而して一般に之等の會計官は巡廻裁判の行はるる市に代表吏を有する州會計係と州會計係が其代理となりて支拂ふ可き旨の契約を爲し居れり仍て州會計吏は之等の會計係に代りて其命せられたる丈の支出を行ふ。一例としてウインチェスタア巡廻裁判に付きテ述へん。サウザムプトン・ボロウ會計係に命せられたる支出の命令は多くはウインチェスタアに事務所を有する州會計係が其代理として支拂を爲し其相互の間は後に於て計算を行ふ。予は斯くの如きことは殆んど一般に通例として協定せられ居る所と信す。孰れにても兎も角證人が受取る可き七志六片とか或は幾何々々とか其旅費其他の費用額丈の支出の命令が巡廻裁判書記より得らるるなり。予の思ふには民事事件の取調を行ふ陪審員に關しても特に右の如きことを取扱ふ右の如き者に代る者を設けざる可からずと思

ふ。巡廻裁判に於ける陪審員も勿論一組の陪審員候補者として呼出さるるものにして彼等は刑事事件を取調るか又時としては民事裁判所にも立會はさる可からさること有り。予は之が最善の方法は陪審員に對する旅費の給與に要する所の費用は訴追費用の一部として取扱ふことなりと思ふ。而して證人の場合に於けると同様に州會計吏に對する支出の命令を發せしめ彼をして直ちに之を支拂はしめ國庫は之に一定の割合の部分を支拂ふとか其他州と國庫との間には又便宜なる協定を爲すこととす可し。併し乍ら訴追費用に關しては國庫と州との間に猶多少の圓滑を缺くもの有り予は信す。之は現在にては純法律的に取扱ふことは不可能なり何となれば予は兎に角現在に於ては國庫が之を支出することは其任意と言ふことになり居りて此點に對しては之を支出せすとしても不服を申立つ可き所無きを以てなり。

(七六) 貴下は陪審員の請求を治安書記に依りて査定せしめんと欲するか?——陪審員の請求は何人かに依りて査定せられざる可からず。予は兎に角巡廻裁判に於て右の如く提議す——四會期裁判に付ては詳しく實際を知らず——即ち之を爲すに最も善き者は執行官代理或は執行官代理の屬僚なる可し。彼は陪審員に對する責任者にして陪審員が何處より來る者なるかを知らず。巡廻裁判書記に關して言へば彼等の行ふ可き仕事の量は非常に異れり併し乍ら巡廻裁判の初の方の日に於ては彼等は訴追費用の査定賦課に非常に忙殺さるるものなり而して議長閣下及び其他の委員諸公も御承知の如く巡廻裁判區には二名の判事の巡廻する所と一名の判事の巡廻する所と有り。而して一般に言へば多くの巡廻裁判區に於て此係の係員は同

數なり。従つて二名の判事の巡廻する區に於ては此係は誠に多忙を極む而して最も陪審員の多く存す可きは實に此地方なり仍て彼等か陪審員の費用の査定を爲すは非常なる困難なり。予の考にては執行官代理は陪審員に付多かれ少かれ責任を有し陪審員候補者の出頭を確實ならしむるの責任を有し又出頭すること能はざる者を免除し出頭せざる可き者は之を候補者より除く等のことを爲す者なるを以て之等の費用の査定を最も良く爲すことを得る者なりと思はる。此仕事は明かに誠に簡單なり。之は唯鐵道賃金が多過ぎざることを監視するのみにして特に二志六片と一定の額に定め置くとする時は一層簡單なり。

(七九) 若し其金か一定の標準に依るとせは何等の困難は存せざる可し?——少しも困難無し。併し乍ら何人かか矢張支給の命令は爲さざる可からず而して之を爲すに付きての主要なる點は其命令を爲す者か其陪審員か眞實出頭したるものなることを確かむることなり何となれば陪審員は現實に出頭せざる時は此給與を受く可きに非ざるを以てなり、巡廻裁判に立會ふ時は常に或陪審員か『今度の汽車に間に合はざる時は自分は今晚歸宅することを得ず』と言ふか如き誠に困りたる場合を聞くこと有り。而して此者か何處より來りたる者なるかを聞く時は此者か其州の誠に遠隔の地方より來りたる者なることを知る可し。若し必要と有らば予は特に州の名を擧げて右の如き例を示すことを得るなり而して予は斯くの如き困難の大なるもの有る地方は委員會に自ら申言する所有る可しと思ふ。比較的小なる州にして而も右の如き點の困難大なるもの有り遠隔の地方より陪審員を呼出し又各陪審員は孰れも平等に此義務を負ふものなるを以て之を

呼出さざらんと欲するも能ざる所有り而して之等の者を呼出して少く共實際に之等の者か費したる實費丈にても少く共之を給與せざることは誠に不當なり。予の意見は陪審義務は公の義務にして陪審員は之に就きて報酬其他を請求す可き性質のものに非ずと思ふ。陪審員に對して報酬を與ふことは望ましからず併し乍ら其公の義務を果す爲めに彼等の費したる實費は之を支給す可きものなりと思ふ。然らば四會期裁判に於ける陪審員は巡廻裁判に於ける者の如く遠き旅行を爲すこと無かる可しと雖も同様のことか四會期裁判にも適用せらる可きなり。大なる州は各々別個の四會期裁判を有する數個の riding 或は division に分たる。而して大なる郡に於ては殆んど皆四つ位の四會期裁判有り従つて陪審員は裁判所に出頭するに餘り遠き間を旅行するを要せず。併し乍ら之等に於ても苟くも旅行する以上は陪審員は費用を要す而して予は猶之等に於ても陪審員の實費丈は支給す可きものなりと提唱す。次に若し右述へ來りたるか如きことを行ふものどせは前述の地方に於けるか如き切實なる必要に迫られ居らすと雖も予は之を倫敦に於ても行ふこと望ましかきことを考ふ。

(七〇) 倫敦に於ける額は極めて少額なる可し?——其額は極めて少額なり。

(七一) 予は貴下に民事事件に呼出されたる陪審員と刑事事件に呼出されたる者との間に差別を設けんと欲するものなりや否やを質問せんと欲す?——予は其點に處する最善の方法を考へたり。倫敦に於ては陪審員は民事事件の爲めのみに呼出さる従つて予は之等は少しく別個の取扱を必要とすと考ふ。巡廻裁判に

於ては通常陪審員は刑事事件並びに民事通常陪審事件雙方の取調への爲め呼出さるるものなり。特別陪審員は勿論全然其立場を異にす従つて予は之を全く別個に取扱ふ可し。刑事事件及び民事通常陪審事件の爲めには全く同一の候補者名簿か存す而して陪審員か出頭したる時は總へて之に給與を與ふるものなり従つて各個の陪審員に對する支給を刑事事件の審理に立會ひたる者及び民事事件の審理に立會ひたる者として分別するに付きて多少の困難有り。併し乍ら予の考ふる刑事事件に於ける陪審費用を地方に負擔せしむると同様に民事事件に於ける當事者は陪審員に對して費用を支拂ふを要すと言ふも正に正當なりと思ふ。併し乍ら當事者は特定の陪審員に對して之を支拂ふことを得ず。此場合に採る可き方法は巡廻裁判に於て陪審事件の登録を爲したる者には陪審費用丈の額の訴訟費用を賦課し此費用は陪審員全般に對して費用を支給したる州に與ふることとせは可なり。斯くする時は陪審員か民事裁判所に陪審官となりたると刑事裁判所に陪審官となりたると或は陪審官として取調に關與せず待合を爲したるとに拘らず陪審員に支給する給與と同額の訴訟費用を得るを得可し。而して陪審員に對しては其孰れの場合なるを問はず其者か眞に出頭したることを認むるを得る場合には全部同額の給與を與ふ可く其給與は訴訟費用として支拂はる可きも一方事件を陪審事件として登録したる當事者より訴訟費用なる形に於て其事件の陪審費用に相當するものが納付せらるるを以て之を訴訟費用を支拂ひたる地方團體に與ふることとす可し。之か之を實際に處理し得る唯一の方法なりと予は思ふ。

(一七三) 何となれば巡廻裁判に呼出されたる陪審員は民事及び刑事事件の差別無く呼出されたるものなるか故なりと言ふや? — 然り而して彼等は民刑兩方の裁判所の一方より他方へと常に呼はれ行き居れるなり。

(一七四) (Mr. Gwynne) 貴下の案に於ては出頭したるも陪審官とならざりし者に對しては何人か費用を拂ふこととなるや? — 或限度國庫の補助を受けて州か之を支拂ふ。之は訴訟費用の一部として取扱はる。陪審員の出頭を求むる爲めに要す費用は之か取調へに立會たる者に支拂ふ費用と同様に訴訟費用の一部なりと言ふを得可し。

(一七五) 併し乍ら予は今貴下の言はれたる所より考ふるに一の候補者の中の或部分の者は民事事件に立會ふ爲めに呼出され或者は刑事事件の爲めに呼出されたる者有りとと思ふか如何? — 然り。

(一七六) 予は民事事件に關しての費用は當事者の負擔となる可きものと思ふか如何? — 然り併し乍ら御判りの如く同一人か同一の日に兩方の裁判所の爲めに陪審員となるものなるを以て之を分つことは出來ざるなり。予の行はんとするは次の如し即ち當事者か或事件に付て其日の陪審費用を支拂ふ時は先づ一人に付平均五志宛を支拂ふものと考へて可なり而して一人に付五志は十二人全部に付ては三磅となる可し。予は此數額は慎重に考慮したる結果に非ず。唯其例として假に言ひ居るのみ併し假に通常陪審事件を登録したる總へての者原告或は被告 — 或は之を其雙方に分割して負擔せしむるとするも可なる可く兎に角巡廻

裁判に於ける通常陪審事件の當事者——をして其陪審費用として三磅を出さしむるとせば此三磅は州金庫に與へられ州金庫は之を以て恐らく巡廻裁判に出頭したる者全部四十八名位の者の費用を拂ふことを得可し。州は獨立して陪審員に對して其旅費の幾何なるに關せず一哩二片の割合にて一定額を猶若し之か定められたりとせば其日當として二志六片を支拂ふ可く陪審員は之を彼等か實際陪審官となりたる否と又陪審官となりたりとして夫か刑事裁判所なると民事裁判所なるとを問はず之等と關係無く獨立して之を受くることとするなり。

(一七六) 其點は判りたり。併し乍ら夫以上更に可成の額を要する場合有りと思はる或者は三十哩も遠方より來り或者は一哩位の所より來る者有る可し?——然り。

(一七七) 斯るか故に或事件の取調べに立會ひたる現實の其者の費用は之を豫め算出するを得ざる可し?——然り。

(一七八) 又四十八名呼出されたる中にては多數の餘分の者も有る可し。恐らく其中の二十四名位の者のみか實際に陪審官となるものなる可し?——然り。

(一七九) 斯るか故に實際に要したる費用は十二磅を出てす共殆んど之に近き多額なる場合に於ても貴下の大體の概算に依りて僅かに六磅位しか徴收せられざること有る可し。其不足は何人か之を出す可きや?——或は然ること有る可し。偶々三十哩の遠くより來りたる者か民事裁判所に陪審官となりたる時は偶然に

も此民事事件の當事者は費用の多く掛りたる陪審員を陪審官に獲ることとなる併し乍ら彼は此者か三十哩の遠隔より來りたる者なるか爲めに何等の益する所は無かる可し。

(一八〇) 少しも利益無し夫か如何?——予は偶々民事事件に陪審官となりたる或特定の者に實際に支拂ひたる丈の額を其民事事件の當事者に支拂はしむることか正當なりとは予には思はれざるなり何となれば之等の者か此民事事件に陪審官ならざりしとせば其日は彼は或は他の裁判所に陪審官となるか或は待合せの陪審員となる等なる可かりし者なる可きを以てなり。之は予か考へ得る所の此場合に實際に處し得る唯一の方法なり。其額は幾何とするも予は州か平均して民事事件の爲めに呼出されたる所の陪審員に支拂はさる可からざることとなる所の額を償ふに足る丈の割合の額を其事件の當事者に負擔せしめんと欲するなり。

(一八一) 貴下は州をして各陪審員に對して各陪審員に付きて一定額以上定まりたる割合の支拂を爲す可しと提議するものなりや?——然り。

(一八二) 而して出頭したるも氏名を讀上げられざりし者に對しても又支給するや?——然り。

(一八三) 州は陪審費用を全部支拂ひ民事及び刑事雙方共之を他より回收し得る丈は回收することとなるや?——然り。事件を取調べたる陪審には其當日の費用としては三磅位をしか要せざる可し。而して此附加せられ居る一點を忘る可からず。陪審員には一日幾何と言ふ割合にて費用を與へざる可からず。巡廻裁判

に於てさへも吾人は倫敦に於けるよりも一層手短かに事件を片付け過ぎると言ふ批難を受け居れり。併し乍ら吾人は一日に通常陪審事件三四件を行ふことは時々有り而して之等多数の事件は皆同一の陪審に依りて取調へらるるものなり。若し之等の各事件の當事者か各々其事件に付きて三鎊宛を支拂ふこととならば州は之に依りて利得することとなる可し併し乍ら兎も角此額は一定し置かざる可からず。而して之を定むることに付きては予は之を爲す適當なる資格有る者に非すと思ふ。予は只之を假に一人五志と言ひて見たるのみ併し乍ら此額は州をして民事事件の爲めに多額の支出を爲すか如きこと無からしむる程度のものならざる可からず。

(一七三) 事件の取調の費用としては既に裁判所より課せらるる訴訟費用か存するには非すや?——右の如きものに足る丈の多額のもの無し。事件登録費用其他の種類の費用は存すか併し乍ら夫は大したる額のものに非す。此費用は高等法院に於ては州裁判所に於けるものよりも少しと言ふことは總へての人の言ふ所にして予も亦事實なりと信す。州裁判所に於ける公判裁判に付きての費用は常に不服か述へられ居る所なり。州裁判所に於ては訴訟物の價格に依つて定まる費用 (ad valorem fee) なるもの有り。高等法院に於ては斯くの如きもの無し。五萬鎊の請求を爲す場合に於ても其事件の登録費用としては其請求五鎊の場合と同額の費用を納むれば可なり。

(一七四) 併し乍ら訴訟提起の費用に充つる丈の訴訟費用は存するなる可し?——然り其費用は存す而して若し出來得るならば此訴訟費用は増額せざるを可とす。併し乍ら若し陪審員に費用を支給することとせば民事事件の陪審費用を刑事陪審費用と同様に州に負擔せしむることを得ず之に對しては國庫並ひに其他總へての者の反對有る可しと思ふ。予は或る巡回裁判に陪審員を呼出す場合若し之に民事事件の存する時は刑事事件のみなる場合に呼出す數よりも少しく多數の者を呼出さざる可からざるものなりと思ふなり。

(一七五) (Mr. Hobhouse) 貴下は之と誠に良く類似したる方法か實際千八百七十年法に依りて作られたるも判事連か之は實行不可能なりと言ひたるか爲めに其翌年廢止の止む無きに至りたることを知らるるや?——予は陪審員に對する或種の給與と言ふことか問題となりたること有るは之を知れり併し乍ら予は之か何故實行不可能なりや其理由を解し得ず。

(一七六) 其法律に於ては事件の取調に關與したる通常陪審員に對する給與の額は一日十志となり居たり而して之か千八百七十一年に廢止せられざる可からざるに至りたるは事實なり?——然り。

(一七七) (Mr. Burchell) 同法に規定したるは其訴訟費用は當事者か公判の登録をする前に豫納す可きこととなり居たり。予は證人の提議も右の如き豫納をなさしむると言ふものなりと解するものに非す併し乍ら證人は此訴訟費用は其事件の公判の際に納む可きものなりと提議せり如何?——然り恐らく之か最善の方法なる可し。予は之を事件の登録の際に爲すこととすと言へりと思ふ。併し乍ら若し之を事件の登録の際に納付することとせば其額は極めて少額にて足る可し何となれば通常可成多數の事件か登録せられて公判

か開かれずに終了するもの有る可く而して當事者に納付せしむ可き額は州か陪審員に支拂ふことを要したる陪審費用の中にて民事事件に依り生せしめられたる丈のものを償ふに足る程度の額とす可きものなればなり。

(一七三) 併し乍ら貴下の提唱するか如き費用は事件か實際に取調へられたる時にのみ當事者に依り支拂はる可きものなる可し?——然り。予は左様に考ふ。

(一七四) (議長) 恰かも特別陪審員か現在費用を支給せられ居ると同様なる風なりや?——予は然りとと思ふ。予は之か最善のものなりと考ふ。

(一七五) 貴下は特別陪審員に一ギイニアを支拂ふことは之を廢止して他の陪審員と同様の標準に依り支拂ふこととす可きものなりと思はるや?——予は特別陪審員か其公の義務を盡すことに對して他の者よりも多くを受く可き何等の理由をも見る能はざるなり。予は旅費と報酬双方共之を與ふことを欲せず。予は特別陪審員に對しては之等の旅費の支給を提議せざりき。若し之等の者に報酬を無くすることとせば予は之等にも又其旅費を支給せざる可からざるものと思ふ而して此旅費は或場合に於ては可成の額に達す可し何となれば特別陪審員は長距離の旅行をもせざる可からざること遙かに多かる可きを以てなり。

(一七六) 併し乍ら貴下の考は總へての陪審員は特別陪審員たると通常陪審員たるとを問はず皆同様の立場の上に置かんと欲するに有る可し?——只之は古くより存する所のものなりとの一事を別として予は寧ろ左様に考ふ。併し予は特別陪審員に付きては別に之を不満とする者有りと思はざるなり。従つて予の氣持にては特別陪審員は之を現在の儘と爲し置かんことを望む。予の理想は不満の存する場合にのみ變史を加ふ可しと言ふに有り而して予は特別陪審員に付きては別に不満の存するもの無く寧ろ反對なりと考ふ。予は彼等に旅費を與ふことを欲せず。予は之等の者には從來の一ギイニアの報酬を與へんと欲す。予か既に述べたる所の——而して之は決して予一箇の意見に非ず——見解即ち特別陪審員は又其順番に該る時は通常陪審員としても陪審官となる可きものなりとの見解の上に立てば特別陪審員には特別の一ギイニアの報酬を與ふ可く若し其義務か特別のものなる時は之に對して特別の報酬を與ふことは理論上當然なり。

(一七七) (Mr. Burchill) 常則として特別陪審員は民事事件にのみ呼出さるるものなる可し?——然り。

(一七八) 而して特別陪審員の評議を求むることは其者の特權なるを以て當事者をして特別陪審員に對して一ギイニア宛を支拂はしむるとするの規則を變ゆる何等の理由をも見すと云はるや?——予は然と思ふ。

予は之は重大なることと思はず。時としては自らは特別陪審を欲せず之を求めざりしに拘らず特別陪審に附する旨の證書か與へられたる當事者に對しては聊か酷なる場合有り、斯くの如き者も亦之等の特別の訴訟費用を支拂はざる可からざるなり併し乍ら予は之は別に重大なる苦痛には非ずと思ふ。若し予を以てせしむれば予は寧ろ之は現在の儘と爲し置かんと欲す併し乍ら此點に付きては別に強硬なる意見を有する者に非ず。予の考にては若し特別陪審員に一ギイニアを與ふことを廢止することせば之等に對しても猶其

旅費を支給せざる可からず而して予は或場合に於ては其額は恐らく一ギイニア以上に昇ること有る可しと思ふなり。

(一七四) (Mr. Snowden) 貴下は陪審員には其實際に支出したる費用を超えて其公の義務を盡したることに對する報酬を與ふるは望ましからずと思ふと言へり如何？——然り。

(一七五) 倫敦の場合に於ては吾人は先日昨年中に陪審官となりたる特別陪審員の莫大なる數を示す所の表を獲たり。其數は數千名に達す。貴下は更に其證言中に於て倫敦に於て陪審官となる者の實際に要する費用は極めて少額なる可しと言はれたり？——然り。

(一七六) 夫は確かに各場合に於て一ギイニアには達せざる可し？——特別陪審員にして其爲めに態々ノウザムバアランドより來るか如き者以外の場合に於ては

(一七七) 併し併ら予は予か先に述べたる昨年度に於て特別陪審官となりたる數千名の陪審員はノウザムバアランド或はウエールズ等より來りたる者には非ざる可しと思ふか如何？——然り併し其中の或者は斯くの如き者も有る可し。一般的に述べたる論を特別の場合に其儘當てはむるは誠に困難なり。予は前述の見解は特別陪審員にも之を適用せんと欲したるものに非ず特別陪審員は全く別個に取扱はざる可からず。

(一七八) 然らば予は貴下の陪審員には報酬を與ふ可からずとの意見は特別陪審員には適用無きものと思ふ可きや？——然り予は特別陪審員の場合は予は又之を別個に取扱はんと欲す。予か只今議長に述べたる所

は予の見解に依れば若し特別陪審員か特別の義務を盡すものなりとせば之等の者に報酬を與ふことも亦理由有る可しと言ふに有り。バアチエル氏は當事者か或特別のことを望むものなり従つて此場合に當事者をして此特別のことに對して費用を出さしむるは正當なりと言ふか如きことを言はれたり。併し乍ら予は陪審義務は一種の公の義務にして各人は市民として各其順番に當る時は假に自己か斯くの如き訴訟と言ふか如き面倒なることに關係を生したる場合には又自分も他人に斯くの如き任務を行ひて貰ふこと有る可きを考へて當然之を盡さざる可からざるものなりと考ふ。何人とも皆犯罪を犯したると否とに拘らず刑事被告人となること有る可く而して斯くの如き場合に彼は陪審の保護を必要とするに至る可し。又彼は自己の民事上の権利の保護の爲めにも陪審を必要とすること有る可し而して彼は此の場合に此保護を順番に無報酬にて勞務を供する陪審員に依りて獲らるるなり併し乍ら此陪審員には其實際に要したる費用は之を與ふ可きなりと予は思ふ。之か予の一般的の意見なり。特別陪審員は如何なる程度迄之か除外例とせらる可きかと言ふことは議長より只今予に質問せられたる所なり而して予は之に關しては別段彼此と強き意見を有するものに非ずと思ふ。予の考ふるに特別陪審員か其通常陪審員としての通常の義務の通常の順番の外に猶特別の順番にて其特別の仕事を行ふことを前提とせば特別陪審員に對して報酬を支拂ふことは正當なりと言ふを得と思ふ。次に予は多くの場合に於て其費用は可成多額に昇る可きを以て此故に彼等に對して給與を與ふるは恐らく正當なる可しと思ふ。予は之に一ギイニアと言ふ一律の額を定めたることは恐

らく正當なる結果を來すものと思ふ。予は之を不満足なりとする何等の重大なる理由無しと思ふ。予一個の考としては制度を變更す可き特別の理由存せざる限りは之を其儘となし置かんと欲するものなり而して此ことに付きても之を現在の儘とせんことを欲するものなり併し乍ら主義としては予は陪審員が陪審員としての通常の任務を盡すことに對しては報酬を與へず只此通常の任務以外に餘分のことを爲したる場合にのみ報酬を與ふ可しと言はんはんと欲す而して予は特別陪審員の場合には此の餘分のことを行ふ場合に該當すると思ふなり。

(七五) (Mr. Gwynne) 併し乍ら貴下は特別陪審員と通常陪審員との間に何等か大なる區別を認むることを得るや? 兩者共孰れも民事事件を取調ふ、只其資格たる課税評價格が異ると言ふのみにして其外は通常陪審員は自己の特定の事件を取調ふことに於て其者の生活に於て特別陪審員と全く同様な勞務を奉仕するものに非すや?—確かに然り。併し乍ら予の意見は特別陪審員たる資格有る者も現在の實際の取扱の如く現行の法律に定めたる通りに民事及び刑事事件の双方に於て他の者と共に通常の順番に於て通常陪審員にも携はる可きものなりと言ふ考なり。若し右の如くせば彼等か通常陪審員となりたる時に於ては彼等は他の者と同様に即ち旅費の給與を受く可く若し其以外に特に特別陪審官となる可き爲めの呼出を受けたる時は予は此場合には彼等に之を與ふことは正當なりと思ふか、其實費のみならず報酬をも與ふ可し之か予か現存の一ギイニアか正當なりと言ふの理由なり併し乍ら予は此點に關しては別に鞏固なる意見を

有するに非ず。

(七五) 貴下は刑事事件に陪審員たる者の責任と民事事件に陪審員たる者との責任との間には別に何等の差異をも認められすや? 人は刑事事件の取調の爲めには或程度の時間を割きて奉仕するの義務有り然れ共民事事件に於ても之を爲すの義務有りと云ふ論には刑事事件に於ける場合程重大なる理由を見るを得すと爲す説は相當の理由有るものと思ふか如何?—予は夫を解し得ざるなり。若し法律家の所謂物のコンシダレーション (Consideration) なるものを求むるとせば刑事事件に陪審官として勞務を供することのコンシダレーションは社會の一般利益にして又一部は他日自己が被告となり其同僚に依りて取調へられ今自己の行ふ所の此陪審制度の厄介になること有る可しと言ふこと之なり。民事事件に於ける場合も全く同様にして之等の者は裁判所に持出さんと欲する事件を有すること有る可く此場合彼は獨立なる裁判官陪審官をして其事件を取調へしむるの利益を有するなり仍て今度は彼か自ら他人の事件に於て其取調を爲す陪審に連りて獨立なる裁判官として其順番を承るなり。予は民事事件と刑事事件とに於て何等重大なる差異無しと思ふ。實際上の困難なる點は其實際上の問題なり。即ち其負擔は平等に分擔せられす或者は他の者に比して一層多く陪審員としての義務を行はざる可からざることなり。之か即ち困難なる問題の存する點なり。之は併し構造上の問題なり併して予は只此構造上に於て出來得る丈此負擔を平等ならしむる所の改造を爲すことか望ましきことなりと言ふを得るのみ。

(一七五) (議長) 其點に關して若し執行官代理又は其他の裁判所の吏員か陪審員か進んで之を求むる爲めに呼出狀を提出したる時は陪審員呼出狀に日附を押捺して以て此者か其呼出狀に應じて自ら出頭したることの證據とならしめ此者か此呼出狀に依り呼出されて出頭したる後間も無く再び呼出さるるか如きことある時に之を提出することを得ること爲さは誠に便宜なる可しとの提議か吾人に爲されたるか如何?—予は夫は誠に實際的なる提案なりと思ふ。予は夫は誠に有用なる制度なりと思ふ而して若し之に吾人か既に前に論したるか如き呼出官吏、執行官代理又は其下僚に此目的の爲めに一種の謂はは候補者名簿を修正するの權限及び或者に免除を許すの權限を附與す可しとの提案を併せ用ふる時は最も有效なるものとなる可し。勿論此ことは予か只今述べたる如く或陪審員か四會期裁判所ボロウ或は其他の四會期裁判所に他の呼出官より呼出されたる場合に於ては極めて有用なるものと言ふ可し。

(一七六) 免除の問題に付きての執行官代理に關する提案は執行官代理は陪審員候補者名簿か作成せらるる前に之を行ふ可し即ち換言せば執行官代理は斯くの如き者は陪審員候補者名簿に登載せざることとす可しと言ふものなりや?—然り。

(一七七) 彼等は現在呼出され居れり而して此呼出は八日の猶豫期間を要するものなりと予は思ふ?—然り予は之を認む。而して此呼出か有りたる時は次の如くなる。若し或者か自己か嘗て陪審官となりしこと有る裁判所或は其他の裁判所の呼出官より呼出を受ける時は貴下の提案に依れば彼は其スタンプを押捺

したる呼出狀に依りて『予は斯く々々の日に陪審官となりたり。予はスタンプを押捺したる呼出狀を有す若し必要と有らば之を示すことを得可し』と言ひ之に依りて免除せらるることを得可きなり。若し此か豫め行はるることとならば彼の氏名は確定的に決定したる候補者名簿には現はれ來らざることとなるなり。

(一七八) 夫は予の考へ通りなり?—之は現在の如き效果無き候補者名簿の代りに確實なる候補者名簿を作る方法なり。

(一七九) 猶外に予等の参考となる可きことにして思付きたることなきや?—別に無し併し乍ら勿論予は未だ予か少しく他とは趣を異にせりと指摘せる所の問題即ち倫敦に於ける陪審員に對する給與の問題を論し居らす。

(一八〇) 其點に關して述べられんことを望む?—其點に付きては予か前に述べたるか如く陪審員に對する旅費の給與と言ふことこの目的は主として田舎の地方に於けるものなりと思ふ。併し乍ら之を決定する時は倫敦に於て之を異にすることを得ざるなり。同一のことは一部、即ち其旅費は極めて廉價にして旅行の距離も少しと雖も或部分は同じく大都市にも適用せられざる可からず。之等の人々は通常裁判所に近接して住居し居れり。併し乍ら若し予か前に提案したる所即ち田舎に於ける陪審員に鐵道賃金は鐵道の存せざる時は一哩に付幾何か宛と其外に其食事に特に餘分に費したる費用として二志六片又は其内外の額を支給す可しとの案を採用するにせは倫敦に於ける陪審員にも亦此二志六片は與へて可なり。次に倫敦裁判所に

於ては當事者に之等を全部支拂はせしむること爲すを得可し併し乍ら之等の費用か拂出さるる所の基金を設けざる可からず此方法は誠に困難なり何となれば此處にては訴追費用を其場に於て直ちに支拂ふ爲めに現金を準備して支出の命令を待ち居る所の州會計係と言ふ如き者無きを以てなり。此支拂の機關の問題に付きては多大の困難有る可し而して予の一箇の考にては（併し乍ら之は予よりも寧ろ貴委員會の言ふ可きことなる可きも）倫敦に於ては陪審員に給與を與ふるを必要とするの強き事情有りとは予は思はざるなり。

(一七九) (Mr. Blackwell) 若し執行官代理をして免除の申立の理由の有無を考へて之に對して決定を爲し或は其免除を許さしむることとし又陪審員が出頭したる時は其費用を支給するの制度を設くる時は或陪審員か其氏名の讀上に對して返答を爲さざりしことか執行官代理より判事に報告せらるる時は此者に對して罰金を言渡すことか相當なることに非すや？——然り確かに其通りなり。

(一八〇) 其意味は若し現行の制度か右の如く改正せらるる時は現在の如き制度に於ては恐らく存す可しと思はるる所の反對理由即ち實際陪審員の不出頭の事由を充分に確かむることを得ざる場合に罰金を科せざる可からずとの反對理由は多少無くせらる可しと言ふなり如何？——然り若し斯くの如き制度か採用せられたる場合に於ても猶候補者名簿全部を讀上くと言ふことを爲すか相當なる可し而して實際問題としては斯くの如きことは之を行ふことを得ず之を行はされは勿論陪審員が出頭したりや否やは之を知るを得ざる可し。

從つて右の如き制度か採用せられたる時は陪審員が出頭したりや否やを確かむる何等かの方法を講ずることを要し而して其手續を行ひ出頭せざりし陪審員に對して罰金を科することは全く正當なることなる可し。

(一八一) 特別陪審員に對する費用の支給に關し若し事件か二日以上に亙る時は陪審員は更に一ギイニア宛を請求して之を獲ると言ふ慣習は可なりと思ふや？——予は余り好まず。予は之に對應する爲めに可成努力したり。斯くの如き特別の報酬か獲らるることは屢々なり併し乍ら予は之に關しては予獨特の意見を有し居れり。予は當事者に私の書面を送り之か斯くの如きことを行ふ可き事件なりや否やを告ぐ。予は一日を一寸越したる許りの場合に於ては大したる差異無しと思ふ。併し乍ら若し之か三日に亙る時は予の氣持にては特別陪審員に報酬を與ふると言ふ主義を取る以上は大體に於て更に一ギイニアを與ふるか正しと言はんと思ふなり。

(一八二) 孰れかの當事者か之を拒絶すること有りや？——然り。

(一八三) 其場合に於て陪審員は夫か孰れの當事者なるやを知るものなりや？——夫は判事及ひアッソシエトに於て如何なる程度に之を陪審員に知らしめざることに注意するやに依りて定まる。予は吾人は常に之に努め居れりと思ふ、若し陪審員か之を予に口頭を以て質問する時は——併し多くの場合彼等は書面を送るものなり——予は之に對して之を通常の慣習通りに處分す可き旨を告ぐ。猶今一つ予か常に行ひ居れる

方法有り。予は常に曰く『予は陪審の評決を終る迄は右の結果如何を告ぐることを得ず』と。予は右の如き方法を採用するは誠に良きことなりと思ふ。

(一七四) 法律の規定には『特別陪審に陪審員たる者は其陪審官となりしことに對して其争點の取調を爲したる判事に於て相當と認めたる額以上の額を受くることを得ず右の額は一ギイニアを超ゆることを得ず』と有り。之に依れば法律は一ギイニアを超えて支給を爲すことは之を禁し居るもの如し如何?——予は之を知らざりき。

(一七五) (議長) 予は此一ギイニアを超えたる額の支拂は當事者の同意に依りてのみ爲さるるものなりと言ふを正しと思ふ?——然り併し乍ら此同意は寧ろ當事者に強制せらるるものなり。之か眞の難點なり。

(一七六) 此の同意は一種の掠奪物となりたりと言ふや?——予の考ふる所に依れば大多數の判事は此ことを處理するに際して出来る丈秘密に行ひ陪審員に對しては陪審の評決の有る迄は其一切のことを告ぐることを得ざる旨を告げ且つ若し或當事者か此同意を與ふることに反對したる場合には陪審員に對しては孰れの當事者か反對したるものなりやを知らしめざる様に注意して以て出来得る限り此同意か強制せられざる様に努力するものと思ふ。若し不用意に『陪審員は特別の超過報酬を受け度き旨を申出たり何々氏—御意見は如何?』と辯護士に向ひて言ふ時は之か陪審員に知れる可きことは明白なり。予は常に曰く『予は

之を秘密にて處理す可し。予は貴下等の通告を當事者に通するの勞を取る可し』予は通常特殊の事件の場合の外は彼等に予か其ことを支持す可きや或は反對す可きやは之を告げす。實際に於ては若し予か其要求を容る可きことを希望する場合には之を支持す併し乍ら予か陪審員に之を與ふることか正當なりと思ふか如き事件に非ざる限り予は之を支持せず、斯くの如き場合は辯護士に言ふ『予は右の如くす可きものと思ふ。併し若し貴下か否と言はれたり其陪審員には誰か之を拒み誰か拒まざりしかは知られざる可し』

(一七七) (Mr. Blackwell) 而して若し通常陪審員か此餘分の支給を請求したる場合は貴下は之を認めんと欲するや?——彼等は少しも獲さるるものと思ふ。

(一七八) 彼等は一志を得るなり?——通常陪審員は彼等は斯くの如き支給は受け得ざる者なることを良く知り居れるもの如し。彼等は此ことに付きて誠に屢々問題として之か注意を求め居れり。

(一七九) (Mr. Burchell) 貴下の營業用家屋に付きて其理事者を陪審員資格者名簿に登載すること爲す可しとの答に關して聞かん事實上は彼等は之等の理事なるか故に陪審員資格者たることを免除せられ居るものには非ざる可し如何?——然り免除せられず。

(一八〇) 彼等は彼等の私の住宅に付きて陪審員となり居れるものなる可し?——然り陪審員となり居れり。

(一八一) 然るに若し彼等か其營業用邸宅に付てきも陪審員資格者名簿に登載せらるるとせば彼等は二つの

課税住宅に對して孰れも陪審員となるの義務を負はせらるることとなる可し?——然り。夫は私人か自己の個人名義にて營業用家屋に於て營業を營み居る場合に於ても又然る可きなり。

(一七三) 夫は例へは或者か店舗を有し且つ私の住宅を有する場合と同様なりや?——然り。之等の者か餘り屢々呼出されざることには注意せざる可からず。

(一七三) 候補者名簿を作成する者か理事として呼出されたる或者か何々街又は何々通に住居する或者と同一人なりや否やを確かむることは寧ろ困難には非すや?——然り。併し乍ら右の如く呼出官に於て事前の調査を爲し特に若し之にマアシー閣下の言へるか如き呼出狀にスタンプを押捺すると言ふ方法を併せ用ふる時は之を救済することを得可し何となれば若し其者か餘りに屢々呼出されること無しと言ふことを條件とすれば同一人か二箇の家屋に付きて陪審義務を負ふことは重大なることに非ざる可きを以てなり問題は之等の者を餘りに屢々陪審官となさざる様に注意することなり。

(一七四) 若し同一の者か斯く々々の場所に於ける會社の理事なりと言ふことか確めらるる迄は右の如きことは行ふを得ざる可し?——然り。右の如き場合には其者か二度目の呼出を受けたる時『予は他の地の家屋に關して陪審官となりたり』と答ふことに依りて之を知り之を行ふことを得可し。

(一七五) 先日倫敦に於ては倫敦の陪審員資格者名簿に登録せらるる特別陪審員全体の中の半数の者か毎年呼出さるるとの證言か爲されたり、然らば若し貴下の提案即ち特別陪審員を同時に中央刑事裁判所及びひ會

期裁判所に於ても陪審官となる可き義務有ることと爲す可しと言ふことか實行せられたりとせば之は特別陪審員に對して更に一層苛重なる負擔を科することとなるに非すや?——予の考にては或一の場所に於て陪審官となりたる時は之は他の裁判所に於て陪審官となりたることと同様に數ふ可しと言ふなり。疑も無く之は誠に杜撰なる可し何となれば或裁判所に於ては他の裁判所に於けるよりも遙かに時間短きものある可きを以てなり。併し乍ら夫にしても予は中央刑事裁判所に於て陪審官となる時は高等法院に於て再び陪審官となることを免せんと思ふなり。

(一七六) 併し乍ら現在毎年名簿に登録せらるる中の半数の者か呼出され居る限り若し之等の者か他に於ても陪審官とならざる可からずとせば彼等か更に再び同年中に陪審官となること無くしては到底必要なる丈の數の特別陪審員は得られざる可し?——予は或者は同一年間中に於ても通常陪審員として陪審官となり更に特別陪審員として再び陪審官とならざる可からざるものなりと考ふ。

(一七七) 倫敦に付きて言へは通常陪審員資格者名簿に登録せらるる者の數は特別陪審員資格者名簿に登録せらるる者の數に比して遙かに多きを以て通常陪審員は其範圍に於て特別陪審員よりも陪審義務に付き若痛少きものなり。既に述べたる如く特別陪審員全員の中半数の者か毎年呼出され居れりとの數字か示され居れるか如何?——其事は寧ろ特別陪審員の古來より存する所の一ギイニアの報酬を存置す可しとの一理由たるもの如し。併し乍ら若し彼等か報酬を與へらるるとせば彼等は大したる苦痛とも言ふを得ざる可

し。

(一七六) 斯くの如くなるを以て倫敦に於ては特別陪審員の苦痛は通常陪審員に比して遙かに大なるもの有り何となれば通常陪審員は僅かに約五六年に一回陪審官となるのみなるを以てなり如何？——夫は特別陪審員の報酬を少くすることを得ることの理由となる可し。

(一七九) 或は之等の者を他の裁判所(通常陪審事件を行ふ?)にも赴かしむることとして以て更に其以上の負擔を負はしむることは差支へ無しと言ふや?——然り。

(一八〇) 之は特に労働者として賃金を稼ぎ居る如き者か猶通常陪審員資格者名簿に登録せらるると言ふか如きことの有る田舎に於て甚たしきを見ることなるか之等の者に一定の報酬或は旅費と外に更に一定の日當其額は貴下は一日なる場合は二志六片とす可く其晩外泊するを要したる時は五志とす可しと提案せられたりと思ふか斯くの如きものを與ふるとするも斯くの如き者は或は之か爲めに其雇傭口を失ひ仕事を失ふこと有る可きを以て到底之等の者に對しては陪審員として呼出を受けたるか爲めに蒙る所の苦痛を無くすることを得ず如何なる報酬を給するとするも其者か其仕事の口を失ひたることを賠償するに足らず従つて之等の者の氏名は若し其本人か之を希望する場合に非ざる限り資格者名簿に登録せざること爲す可しとの證言か爲されたり。即ち之等の者には毎年自らを労働者或は日稼職人と記したる所の申告書を提出することに依りて陪審義務を免かるの特權を與ふ可きなりとの案なり。此證言は貴下には尤もなりと考へらる

るや?——予は餘り感心せず。何人をも全部同一の立場の上に置かんとすることは出來得ざることとは明かなり。一日の仕事罷めざる可からざることによりて或者は他の者よりも多大の苦痛を受く可きこと當然にして時としては或特定の日か或特別の人に取っては特に重要な日たることは有り得可きことなり、判事は通常出來得る限りのことを爲し居れるなり。吾人の前には殆んど常に多くの人々か來りて『予は株式取引所取引員なり而して今日は丁度決算日なり』とか其他種々のことを言ふ而して此場合若し之等の者が居らず其間に合ふ場合には之等の者には歸宅を許すなり。

(一八一) (議長) 或は又若し執行官代理か前に提案したるか如く之等のことを取扱ふこととならば彼は斯くの如き場合には恐らく『宣しい、然らば予は貴下を候補者名簿に登録せざる可し』と言ふなる可し?——彼は恐らく然す可し併し乍ら予は執行官代理か労働者全部を名簿に登録せざることには之を好まず。御承知の如く抑も資格者名簿に登録せられ居る労働者其者の數か余り多からず。

(議長) 然り誠に少し。

(一八二) (Mr. Burchell) 倫敦に於ては勿論其通りなり。判事は『歸りてもし宜』と言ふの機會を有す而して之か許されたる時は彼は歸宅して其仕事に赴くことを得可し併し乍ら裁判所より數哩の遠方より呼出されたる労働者に取りては判事に於て此者に歸宅を許すと言ふ特權も何等の役を爲さざる可し?——然り斯くの如き困まりたる事例も有り得へし。之等の困難なる特別の場合をも洩さるか如き一般的方法は到

底之を建つることを得ず。問題は乞食及び赤貧者又は此程度の者の上に位する總へての階級の者か全部此陪審なる負擔を分擔せざることか果して望ましからざることなりや否や、陪審は特種の階級に限定せず出來得る限り一般的普遍的のものとし特種の階級の者を除外す可からずと言ふことか之等の階級の者及び一般社會の爲めに善きことに非ざるや否やに有り。予としては斯くの如く特種の階級の者を除外することに反對せんと欲する者なり。

(一七三) 次に陪審員を呼出す可き人に免除を許すの權を與ふ可しとの提案に付きて聞かん斯くの如きは陪審を不正に構成するとの嫌疑に扉を開くの所以となるに非すや？ 現在に於ては陪審を呼出す官吏は全く採量權爲きものなる可し？——然り。

(一七四) 若し之に採量權を與ふる時は例へ其根據の有無に拘らず兎に角右の如き疑念か生ずるに至る可し？

(議長) 其疑念とは執行官代理か不正に行動す可しとの疑念なりや？

(Mr. Barchell) 確かに其通りなり。

(一七五) (議長) 予は或者か不正なる行動を取てすることを妨ぐ可き方法は無きものと思ふ？——予は予よりも寧ろ此呼出官吏に斯くの如き權を與ふ可しとの提議を爲したる本人たる議長は多分此制度には判事に對する抗告の方法を設けらるることを認めらるるものなる可し。即ち若し呼出官吏か免除を許さざる時

は其者は判事に對して抗告することを得ることとす可きなり。所てバアチエル氏の場合は之を不當に許したる場合なり。

(議長) 然り當然許す可からざるに拘らず之を許したる場合なり。

(一七六) (Mr. Barchell) 然り現在に於ては執行官代理は實際上全く右の如きことを爲すの機會無し？——

然り。

(一七七) 若し之を彼の採量に委ぬることならば夫は彼の頭に依りて自由に詮衡せらるるに至る可し？——然り。

(一七八) 然らば之は斯くの如き官吏に採量を行ふの權を與ふることに對する有力なる反對理由たる可し？——予は寧ろ其官吏を信用せんと欲す。斯くの如きことか生ずること有る可しと言ふか如きことは予は氣か付かさりき予は之を考へたること無し。併し乍ら予は之に對して大なる反對有るものとは考へざるなり。

(一七九) (議長) 現在に於て兎に角實際には免除の申立はアツシエト或は巡廻裁判書記に依りて處分せられ居るものに非すや？——然り大多數の者は之等に依り處分せらる。

(一八〇) 之等の者に付きても或は之等の者か腐敗せる吏員なるやも知れずと疑ふことを得へし？——然り貴下も御承知の通り何人かに陪審員たることを免れんと欲する者をして之を免れしむるの權を有せしめさ

る可からすと提議したるなり——而して吾人は之を執行官代理或は其代理人を可とすと言へるなり。而して予は此者か陪審を不正に構成す可きこと容易なりと思はれず。若し全員か免除の申立を爲したる時は彼は其中にて或一の意見を有し居れる者のみは全部之を免れしめて然らざる他の者は之を許さることと爲すを得可し、併し乍ら斯くの如きことを爲さんか爲めには彼等の總へてか之を申立つること必要なり。

(一七九) 次に判事其者か偏見を有すると言ふか如きことも屢々言はるる所なる可し?——彼等は偏見を有すること有りと言はんと欲す。

(一八〇) 而して現在に於ては此判事か免除を許す可きや否やを定むる者なる可し?——然り。

(Mr. Burchell) 併し判事は斯くの如き權を有するものなりや?

(議長) 免除の申立を許す權なりや?

(Mr. Burchell) 然り。

(議長) 夫は確かに有す。

(一八一) (Mr. Burchell) 予は病氣の場合以外に於て判事に斯くの如き權限ありと言ふの根據を知らんと欲す?——予は確かに然りと言ふ確信は無し。之を行ふ方法に付ては予よりもバアチエル氏の方が良く知られ居ることと思ふ而して之は或は濫用を生ずるやも知れざるなり。之等の事は總へて一般の人を信用したる上にて之を根本として行はれざる可からず。現在に於ては可成の割合の候補者は全然候補者としたるの

效果無く爲めに必要なる丈の陪審員を獲ること時々有り猶更に之等の效果無き者か多数に存することに備へんか爲めに實際に必要な數よりも遙かに多數の者を呼出さる可からざること誠に多きを以て眞に有效なる所の候補者名簿を作る爲めに現在に於けるよりも一層良き方法を設く可きことは誠に望まじきことなり。斯くて此二つの間に處して何等かの手段を取りて眞に有效なる候補者を必要なる數丈確實に出頭せしむることか誠に望まじきことなり。

(一八二) 確かに其通り。或特定の地位に有る階級の者にして其者の陪審員として出頭することの困難なることか其者か出頭することを甚たく苦痛とするとか或は既に證言にも現はれたりと思ふか巡廻裁判所迄の鐵道賃金を支拂ふことを得ずと言ふか如き事情に存する場合に於ては陪審員として呼出さるるの義務無きこととす可しとの提案を爲したるも全く右の如きことを考慮したるの結果なり。右の如き理由を以て右の如き者に關しては免除の特權を與へんとの提議を爲したるなり?——予は決して陪審員の資格を少しく高くせんとすることに反對する者に非ず。予は其鐵道賃金を支拂ふを得るか如き者——殊に之か直ちに後より賠償せらる可きに拘らす之を調達し得るか如き者——は寧ろ名簿に登載せられざる方が可なり。予は斯くの如き者は到底其事に關して獨立なる判断を行ふか如き地位に有る者と考ふるを得ざるなり、併し乍ら例へは勞働者と言ふか如き特種の階級の者全部を除くと言ふことに付きては予の考へとしては之等の者に對して多少の反對す可きことも有り得へけれ共之は唯予の一個人としての意見のみ。

(一七五) 次に陪審を不正に構成するの嫌疑と言ふことに付て聞かん現行法に於ては孰れの當事者も忌避を行ふことを得るや?——然り。

(一七六) 若し呼出されたる陪審員か其取調ふ可き事件に付利害關係を有すとか或は其取調に關係する利害關係人と友人又は親族なりとの疑有る場合に於ては數種の忌避を行ふを得可し?——然り確かに其通り。

(一七七) 然らば現在の如き制度の下に於て陪審の構成に不正を行ふと言ふか如きことを疑ふことは少しにても根據有るものと貴下は考ふるや?——予は實際陪審の不正構成と言ふか如きことは全然行はれずと思ふ。或は斯くの如きことか行はれ居るやも知れずと雖も予は事實然ること無しと思ふ。

(一七八) 貴下は今迄辯護士たり又は判事となり居たる間に陪審員の忌避せられたることを聞きたること有りや?——然り確かに有り。現在に於ては正式の忌避なる手續を踏むことは多からす何となれば少しにても異議有る時は直ちに之か認めらるも當事者の言ふ通りとせらるるを以てなり。夫は「stand by」を命する手續と稱せられ居れりと信す。併し乍ら實際に於ては何人か陪審員の一人に異議を述ふる時は其者は退席す可きことを求めらる。貴下も充分御承知のことと思ふか眞の難點は陪審員か忌避を好まず忌避せられたる陪審員一人のみか之を喜はざるのみならず他の陪審員迄か之を好まず従つて當事者は自己の好まざる陪審員に對して異議を申立てて恐らくは其知人たる可き殘餘の陪審員等の怒を買はんよりは寧ろ之等の者を陪審官たらしむることに甘んずること屢々多きことなり。

(一七九) 陪審員か呼出を受けたれ共陪審官となる可く其氏名を讀上げられざる時は之等の者は呼出を受けて實際陪審官となりし者よりも一層苦痛なる可しと考ふと二人の證人か證言したりと予は思ふ。貴下も又左様に考ふるや?——予は——數年間缺格者となり居りて——實際呼出されたること無しと雖も若し假に自分か呼出されたるものとせば予は法廷に坐つて傍聽するよりは寧ろ陪審官となることの方を望む可しと思ふ。

(一八〇) 貴下は數日間を要したる事件に陪審官となりし陪審員に對しては判事の或者は一定年限の免除を與ふるの慣習有りや否やを告ぐることを得るや?——然り右の如くなり居れり。

(一八一) 貴下は此免除は同一の日數の間待合せを爲したる陪審員に對しても亦與へらる可きものなりと思はすや?——若し彼等か數日間も裁判所に出頭して待合せを爲したりとせば多分之等にも免除を與ふ可きものなりと思ふ。併し乍ら予は斯くの如きことは實際生せずと思ふ予は若し此事件なかりしとしても彼等か裁判所に出頭す可かりし一定期間丈止められたるに過ぎざる陪審員に斯くの如き免除を爲す可きものと思はす。

(一八二) (議長) 貴下は之等の者を解散することに依りて此免除を與ふるや?——然り併し乍ら予は未だ之を求められたること有りと思はす。予は時偶之を行ひたること有り。予は一月程前に之を行ひたり併し其場合は陪審員は殆んど三週間近く裁判所に止められたるなり而して元來ならば彼等は其裁判所に一週

間止めらるるに過ぎざる筈なりしなり。

(一八三) 恐らく貴下は其次の證言の如きことは聞きたること無かる可し即ち執行官代理は此免除には何等の注意を拂はずと斯くの如きことは聞かざる可し?——否予は陪審員を免除する場合に陪審員に對して予は彼等を免除す可き旨を告げたり併し乍ら予は執行官代理は之に付きては何等の注意を拂はず従つて彼等は之か爲めに何等の利益無きものと信したり。

(Mr. Burchell) 貴下は如何なる權限に基きて執行官代理に之等の者を再び呼出す可からずと命するやを告げられ度し?

(議長) 全然無し。之はとづくに一致したる所なり。

(證人) 予は之を知らざりき併し予は之は決して一般的に行はれ居ることに非ずとは承知し居たり。

(議長) 之は唯單純なる推薦に過ぎず而して此推薦は注意せらるること無きなり。

(一八四) (Mr. Burchell) 貴下は政治的の文書又は口頭誹毀事件に於ては現在 *Lands Clauses Consolidation Act* の下に於て行はれ居るか如く各當事者に陪審を指名し其中より一定數を減ずると言ふ方法か一層好きものなりとの意見なりや?——夫はアンヅリュウス氏の手紙の中に於て論し有りたる所の古の式の陪審召集の方法なり。

(一八五) 然り、政治上の文書誹毀及び口頭誹毀なる二種の事件に於ては之を命する權を有し或は當事者に

此權利を與ふる方か利益なりと思ふや?——予は現在に於ても當事者は此權利を有するものと思ふ即ち彼等は陪審を古式に依りて召集す可き旨の命令を得ることを得。吾人は前に既に論したり。

(一八六) 判事は之を許すの權を有すと言ふか?——予は此權利有りと思ふ。

(一八七) 併し當事者は權利として之を獲ること能はざるものなる可し?——然り。

(一八八) 貴下は彼等に之を當然の權利として與ふるを可とすと思ふや?——予は之は必要無しと思ふ。併し乍ら予は此種の事件は他の事件よりも偏見の可能性可成多き事件なることは之を疑はず。

暫時休憩

(一八九) (Mr. English Harrison) 閣下は現在に於て判事特別會議に立會ふ判事は貧民監督官により陪審員資格者名簿に記載せられたる陪審員の免除の申立を裁判するの權有ることは之を知らる可し?——予は今貴下の言はれたる通りなることを知れり。

(一九〇) 之か行はるるは陪審員資格者名簿か公告せられたる後間も無く九月中に開かるる判事特別會議に於てなり。貴下は其者か陪審員たるの義務を有せざる場合に之を免かるる爲めに裁判を受くるの機會を與ふる方法として之よりも良き方法有りと思ふや?——夫に關しては二つの問題有り。其一つは先づ判事に抗告する爲めには先づ彼は自己か資格者名簿に記載せられ居る事實を知らざる可からざることなり而して

之は即ち之等の者か恐らく寺院の門扉とか或は郵便局とか或は其他の何處かに公告せられたる資格者名簿を見ると言ふことに外ならず而して之は通常の者の多く爲さる所なり。之等の者は現實に其場合に立至る迄は即ち實際に呼出狀が來る迄は斯くの如きことは思附かさるなり。此呼出狀を見て初めて之を免れんと欲するに至るなり。第二のことは陪審員にして其氏名の登載せられたる年中は候補者名簿に登載せられざる可きことを正當とするの權利無しと雖も而も彼は或特定の日に出席せざることに付きては誠に正當なる理由有りと言ふか如き場合は非常に多く殊に或特定の場合に疾病其他の理由に依りて不出頭の正當なる事由を有するに至る者は誠に多かる可く之か爲めに實際に獲られたる候補者名簿は誠に效力無きものたらしめらるるなり従つて寧ろ或者をして或特定の呼出の行はれたる場合之に付き其場合に生したる不服を處分することを得せしむる時は判事か或者を初めに於て全部資格者名簿より取除くよりも遙かに有效なる可し。

(一八二) 各陪審員に對して其者を資格者名簿に登載する以前に通知書を送り其者の氏名か資格者名簿に登載せられ或はせらる可き旨を知らせ且つ何月何日に判事會議が開かる可く其者か若し免除の權を有する時は之に異議を申立つるを得可き旨を通知すること爲す可しとの提議か爲されたるか如何?——夫は陪審員か自己は寺院の扉に貼られたる資格者名簿に登載せられ居れるものなりや如何と言ふことを知るの困難なることに對する極めて良き方策なる可し。

(一八三) 之は資格者名簿を寺院の扉に公告することの代りとして提案せられたるものなるか如何?——然り可なり。

(一八四) 夫は其者に若し資格者名簿に登載せられざる可き權利有る場合には其登載を免かるの完全なる機會を得せしめんか爲めなり?——然り尤もなり。

(一八五) 之は貴下の言はれたる點には完全に符合し居らざるも如何?——予の考にては特定の特定の呼出狀に對して出席することを得ざる正當なる事由を有する者の場合の方か陪審員資格者名簿に全然氏名を登載せられざる可き權利を有する者の場合よりも遙かに多しと思ふ。此後の場合は比較的稀なり。實際は斯くの如き事例の出來るは六十年を超ゆる人なる場合のみなり。

(一八六) 貴下は貴下の言ふ如くせば比較的の小なる州に於ては人々か執行官代理か——予は彼か不正直を行ふとは全然言はず——其免除を行ふに際して其自分の友人に對しては少し依估の沙汰を爲すとの疑念を生せしむるに至ること有る可しと考ふるや?——人民か物事に疑念を懷くことは何とも致し方無し。予は斯くの如き疑念は彼等は現に抱き居れりと思ふ。予は現在の裁判所に於て裁判する代りにウエストミンスターに會合し居たる舊時に於ては現代に於けるよりも遙かに多く左の如きことか生したるものと思ふ。ウエストミンスター・ホールの附近を歩く時は貴下は必ず常に或友人に會し彼は『予は陪審の爲めに此處に來たり』と言ふを聞きたる可し。更に其邊を歩き續くれば陪審員同志か御互に出會ふ可し而して予の或友人

の如きは殆んど毎に其處に呼出されて常に『他の人々は此處には來居らず陪審の呼出を受けず、何故に斯様なりや予には不思議なり』と言ひ居たり。予の考ふるに之は只下級の吏員の不注意に依るものか或は呼出状を出す方法の缺點に依るものに外ならずと考ふ併し乍ら之は時々實際に生ずるなり、而して彼等は之を疑ふ可し。今日に於ては人々は——果して斯くの如きことか存するものなりや否やを知らずと雖も——呼出官吏にチップを與ふるに依りて陪審義務を免かるるを得るものと考へ居れり。

(一八六) (Mr. Snowden) 貴下は忌避を行ふと言ふことは實際に於ては極めて稀なりと言はれたり?——然り正式の忌避と言ふは極めて稀なり。所謂忌避なるものは漸次時代後れの廢物となり居れり而して若し斯くの如きものか實際に生し來る時は之等は通常生ずるものに非ざるか爲め一般人は書物に付きて之を研究せざる可からざるか如き有様なり。我國に於ては陪審員を忌避せざる可からざる程度の陪審員に對する反對は存せず、併し乍ら亞米利加に於ては御承知の如く此陪審員を獲る迄に數日或は時としては數週間を費すなり。

(一八七) 然り併し貴下は更に當事者は陪審員に對して異議を述ふる時は他の陪審員の反感を買ひ事件に偏頗の裁判を受く可き懼有るを以て實際之を行ふことを爲さずと雖も或特定の陪審員に對して當事者か不満を懷くことは屢々存す可しと言はれたるか如何?——予は然りと想像す。予は當事者か常に之を秘密に行ふことを希望し居れることを知り而して彼等か之を非公式に行ふことに付きては勿論其理由有るなり。

當事者は通常裁判所の吏員巡廻裁判書記或はアツシエト等の其法廷に立會ひ居れる者と往來し之等の者に自己の陪審員に付きての反對異議を告ぐ而して之等の者は之を秘かに判事に告げて『此者は退席を貴下より求められたるか可なり』と言ふ判事は之を出來る丈秘密の内に行ふ。若し右のことか適當なる時迄に通告せらるる時は判事は係員に其者の氏名を讀上げざる様に指圖す。之か現在行はれ居れる實際の取扱方なり。

(一八八) 貴下の經驗より判斷して陪審は全く公平に選定せらるるものなりとの意見なりや?——予は然りと思ふ。勿論時としては候補者と爲す可からざる所の者か候補者とせらるるか如き場合有り併し乍ら斯くの如き場合も故意と言ふよりも寧ろ偶然の場合の方が多きなり。

(一八九) 如何なる事由に依りて候補者と爲す可からざるものなりや?——被告人と親族關係有る人とか或は其被告事件と同一種類の犯罪に付且つて有罪の宣告を受けたる者か陪審員になるとか或は此種のことか偶然的に生して而も之か發見せられざること有り。時としては事件の進行中に之を發見して之か告げらるること有り。即ちアツシエトは言ふ『誠に遺憾乍ら陪審員に誰々君か有るか同君は且つて之と同一の事件の被告となりたること有り』と。

(一九〇) 貴下は之迄或者か孰れかの方法に依りて陪審の評決を左右せんことを目的として陪審員となりたりと信す可き理由有る如き事件に遭遇したること有りや?——然り斯くの如きこと有りたり併し乍ら予は

之は通常のことには非すと思ふ。

(一八二) 通常 of 言葉を用ふれば陪審かバックせられたり (Packed) と言ふや? — Packed なる言葉は通常呼出官吏に依る場合を意味す。予は我國に於ては陪審か陪審を召集する者に於て不正に構成せらるると言ふか如きことを疑ふは全く理由無きことなりと思ふ。予は此點に於ては更に疑ふ可きもの無しと思ふ。

(一八三) 併し乍ら然らば如何なる方法に依りて事件の一方の當事者か陪審の評決に影響を及ぼすことを得るや? — 彼は候補者名簿に登録せられたる者か捕へて此者に頼み込むなり。今朝も予は陪審員の或者か斯くの如きことを爲し判事より陪審か解散せられたるか爲めに再び取調べを要することとなりたる或事件を審理することとなり居たるなり。

(一八四) 併し乍ら予か今迄證言を獲たる限りに於ては此陪審員を捕ふると言ふ機會は誠に少しと思はるるか如何? — 予は斯くの如きことか屢々生ずるものとは思はず併し乍ら貴下は斯様な事件を今迄に知れること有りやと聞かれたり。而して予は斯くの如きことか實際に生ずること有りと思ふのみ。

(一八五) 予は特別陪審に關係して貴下に一、二の質問を爲さんと欲す。貴下は其證言の初めの方の部分に於て特別陪審より通常陪審を識別することは誠に困難なること屢々なりと思ふと述へられたり? — 然り特に倫敦に於ては然り。

(一八六) 夫を言ひ換へて次の如く聞いて可なりや? 若し或る陪審か特別陪審なりや或は通常陪審なりや

知らざる場合に於て通常貴下は夫か果して孰れの陪審なるかを知れることを得るや? — 予は確かなること能はず。予は通常予の見當は間違へざるものと思ふ。併し乍ら倫敦に於ては此兩者間には従前に存したるか如き差異無く又吾人の期待するか如き相違無し。特別陪審員は低下し通常陪審員は向上し來りたり。之か爲めに右の如き結果を見たり。

(議長) 一寸中途にて一言御邪魔したし、何となれば之はロウド・チーフ・ジャスチスか予に話したるか如きことに關係有り、予は此の點に付き貴下の意見を聞き度きを以てなり。倫敦市に於ては名簿か代理官 (Secondary) と稱せらるる者に依りて調製せらる。予は代理官とは如何なる者なりやを知らず併し乍ら兎に角同市には斯くの如き者有りと予は信ず。

(Mr. English Harrison) 予は自身ランドクロウゼス、アクトの規定に依る陪審員として代理官の面前に出頭したること有り。

(議長) 恐らく予も斯くの如きこと有りと言ふことを得可きものと思ふも確かなる記憶無し。所で此代理官の名簿を特別陪審の目的の爲めにも利用す可しとのか提議せられたり如何? — 恐らく夫は誠に良き提案と言ふ可し併し乍ら不幸にして予は代理官乃至は其作成の名簿なるものに付詳しきことを承知せざる者なり。若し吾人のギイルドホウル時代の昔に於て獲られたるか如き良き特別陪審を復歸せんと欲せば之は誠に有用なる提案なる可し。

(八七) 之はロウド・チーフ・ジャスチスの提案したる所のものなり。或は同市のソリシタアの中の或者よりも斯くの如き提案が来り居れるやも測られず。若し同市の代理官に依りて名簿に登録せられたる者より陪審員を探ることを得とせば貴下は現在に於けるよりも一層良き階級の者を得るに至る可し？——然り予は恐らく然ることを得可しと思ふ。

(八八) (Mr. Snowden) 事件の孰れの當事者も其事件を特別陪審に依りて取調ふ可きことを求むることを得るや？——然り。

(八九) 然らば事件が特別陪審及び通常陪審の孰れに依りて取調へらるるかと言ふことは事件の性質に依るに非ずして其の一方の當事者の意思に依りて定まるや？——否其當事者は特別陪審の評議に附する旨の命令を得ざる可からず。斯るか故に若し一方の當事者は之を希望し他の當事者は之を希望せざる時は勿論マスターに於て之を決す可く或は又マスターの決定に對して抗告有りたる時は判事に於て決す可きものとす従つて茲に之を許すや否やの問題となるか斯くの如き場合には多少は其事件の性質の如何か影響するものなり。併し乍ら特別陪審を求むる所の當事者は即時に十二ギイニアを豫納せざる可からず而して判事より其事件は特別陪審たるに適當なる事件なりとの證明を得たる場合に於てのみ此費用は相手方より請求することを得るものなり斯くの如く特別陪審事件となるも其費用は其請求者に於て拂ふを要するものなるを以て事實に於ては之か請求有る時は之を許すことか通例となり居れり従つて此命令を得ることは割合に容

易なり。併し乍ら嚴格に言ふ時は之を許すや否やは事件の性質に依り定まる可きものなりとす可きなり。

(九〇) 貴下は事件に於ける如何なる性質か其事件を通常陪審事件とするよりは特別陪審事件とするを適當とするに至らしむるものなりやを大體に於て示されずや？——予の想ふに斯くの如き事件とは出來得る丈多くの智能を備へたる人々を陪審員として必要とするか如き事件ならざる可からざるを以て先づ其事件の困難なること偏頗の行はるる可能性の多きこと事件の複雑せること等なりと思ふ。

(九一) 併し乍ら貴下の經驗に依れば倫敦に於ては特別陪審を選ふことに依りて少しも右の如き點の利益を擧ぐることを得ざるに非ずや？——之を得すとせば只予の言はんと欲する所は倫敦に於ては特別陪審と通常陪審との間の差比較的少しと言ふのみ。倫敦に於ける通常陪審員は田舎に於て普通に見る所の通常陪審員よりも優れ居れり而して其特別陪審員はリイド、バアミンガム、リバアブウル其他之等の地方の特別陪審員の優秀なるに比較して問題とならざるなり。

(九二) 若し通常陪審は特別陪審員をも包含したる陪審員資格者名簿全部の中に就きて之を召集することとす可しとの貴下の考か實行せらるるとせば之に依りて陪審に二種を設くることの必要は無くせらるるに至る可しと考へずや？——否予は之か無くせらるるとは考へず。

(九三) 斯くする時は通常陪審員の中には若し倫敦に於ける特別陪審員資格者と通常陪審員資格者との割合を探る時は、恐らく現在特別陪審を構成する所の階級に屬する所の者か四分一乃至三分一の割合にて混

入することとなる可し？——或は然るか然からざるか予は全く之は判らず。貴下も御承知の如く予の陪審其ものに對する全體の考は予は既に言ひ盡したりと思ふか陪審と言ふ誠に變則的なる裁判か今日の如き成功を納めたるは全く其數に因る即ち其多數の中には強き者智能有る者か有りて此者か恐らく他の者を指導す可きを以てなりと言ふに有り。教育無きものをして此種のことを行はしむると言ふ陪審は全く特種の毛色の變りたる制度にして全く論理を離れたるものなり而して其者の中半分以上の者は斯くの如きことを行ふに適せず只其他の半分の者か之等の者を引きすり行くと言ふ變則なる理窟を超越したる制度なり。

(一八四) (議長) 貴下は御承知なりや否や知らざるか佛蘭西にては民事裁判所に陪審と言ふか如きもの無し如何？——吾人は既に屢々考へたる所なるか英國國民は此陪審なる制度を運用し得る所の唯一の國民なり。吾國は殖民地の多數に於て此制度か失敗に歸したることは著名なる所なり。殖民地と言ひたりと雖も之は屬領と言ふ方が可なる可し。東方諸國に於ては勿論此制度は全然運用すること不可能なり。

(一八五) (Mr. Snowden) 假に特別陪審員なる階級は遙かに多くの智識を有し遙かに良く適當なる能力を具ふる者とせば之等の他の智識少き者の上に其卓越せる智識と能力とを以て勢力を及ぼすに至る可きを以て貴下は此特別陪審員の階級の者を通常陪審の構成員の中に入る時は通常陪審員に至大なる好影響を及ぼすものと思ふや？——然り予は然りと思ふ。之か予か貴下に對して前の如き答を爲したる理由なり。併し乍ら予は之か爲めに之を以て複雑なる事件に於て特別陪審を求むるの權利の代用物となすことを得るとは考

へす。如何なる事件に於て特別陪審か通常陪審より優れりやは貴下か予に質問せられたるか之を定義することは誠に困難なり併し先づ予は銀行取引及び商業取引事件なりと言はんと欲す。假に小農業者よりなる陪審か獲られ之等の陪審を以て銀行取引、小切手とか其他の慣習か問題となれる所の事件を取調へざる可からすとせば彼等陪審員は全く斯くの如きことは知らざる可し。

(一八六) 右の如き事例は所謂専門家に依る陪審なる問題を吾人に提供するものに非すや？——否予は専門家の陪審は之を好まず。

(一八七) 貴下か今述べられたる實例を用ふれば例へは右の如く銀行取引の問題を包含する事件の場合に於ては陪審員は銀行取引の實例に關する智識を有する者に依りて構成せらるるを要せずや？——併し乍ら此場合にも通常人の商取引に關する智識か必要なるものにして特別の専門家の智識は必要ならず。特種の専門家は自個獨特の觀念に依りて獨斷に走り易く之を制せんとするも能はざる傾向有り。

(一八八) 若し特別陪審員と通常陪審員との二種の陪審員の素質の間に差等有り特別陪審員の方が與へられたる證據に付きて理智的なる判斷を下す可きより良き素質を有するものとせば此ことは寧ろ總へての陪審員は皆此階級の中より撰ふ可しとの議論を生み出すに非すや何となれば通常陪審員は特別陪審員よりも智能劣れるを以て通常特別陪審員の下す所と同様なる理智的なる判斷を下すことを期待するを得可からざるを以てなり如何？——予は夫は階級の問題に非すと思ふ。予自身も此階級の問題は充分に理解せざるなり

併し貴下の獲ることを必要とする陪審員は或特定の事物に判断を左右せられ又或特種の考方に拘束せらるるか如きこと無き獨立なる判断力を有する所の人々なり。陪審員には獨立の判断を爲し得社會の通常の物事に付き公正なる智識を有する所の者か必要なるなり何となれば陪審員には世の中の通常の物事は彼等か當然之れを知れるものとして質問を爲すものなるを以てなり。此處に吾人か他の孰れの事件よりも多く屢々遭遇する一種の事件有り即ち accident case なり。此事件に於て陪審員は道路上にて行はるる所の一般の規則及び電車の運轉手の過失とは如何なる程度のものか過失と言ひ得るかと言ふこと其他のことは之を承知し居るものと考へられ居れり。即ち此場合陪審員としては世の中を歩いてゐる場合に一般に起る所の事柄を知れる程度の智識の有る者を必要とす。若し此種の事件を取扱はしむる爲めに田舎の農場より農業労働者を伴來る時は之等の者は右の如きことは全然之を知らざる可し。

(八三) 夫は意見の相違なり、予は農業労働者と雖も充分の資格有る可しと思ふ?——予の見解にては倫敦に於ては特別陪審員は通常陪審員に比して大したる等差無く従つて通常陪審に附せらるるか特別陪審に附せらるるかと言ふことは左して重大なる問題と言ふ程のものに非ざる程度なり。通常陪審員か良くて特別陪審員か特に優れて良しと言ふか如きこと無し。予の考ふるに之は其課税評價格上の資格或は此種のこと原因するものなりと思ふ。孰れにするも兎に角之は屢々生ずる所のことなり。倫敦に於ては特別陪審員は通常陪審員と大したる變り無しと思ふ而して若し之を倫敦のみに限るものとせば予は喜んで特別陪審

の廢止に賛成せんと欲するものなり。之を存置すると廢止するとは大して重大なる影響有るものとは予は考へず。

(八四) 特別陪審員の資格條件は比較的優れたる階級の者を獲る方法としては極めて粗雑なる有合せのものたるに過ぎすと認めらるるか?——他の者よりも優れたる智能を有し又他の者の影響を蒙らざる地位に有り且つ如何なる事件の如何なる結果に對しても獨立なる地位に有り得る者と考へらるるか如き者を獲る方法としては極めて粗雑なる有合せのものたるに過ぎず。

(八五) 其考へは特別陪審員たるの資格として銀行家商人又はエスクワイヤアと言ふ如き者に特別の資格を與へたることより考ふる時は陪審法を立案したる人々の考の中にも存し居たるものの如し如何?——然り之は昔より考へられ居たる所なり。

(八六) 勿論陪審員に此特種の階級を設くるの必要有りと假定して其資格に付きて此財産上の資格の代りに他の種の標準或は職業上の一定の上達程度とか讀書上の一定の能力とか或はエスクワイヤアなる場合には其社會上の地位と言ふか如きものを以て其資格とすると言ふことは望まじきことなり或は又果して可能なることなりと考へらるるか?——予は全く答ふるを得ず。予は之に付考へたること有りたり併し乍ら予は之を如何にせば可なるかは全然判らざるなり。之は或場合にては可成良きことなるか必ずしも常に良き結果を得るものと限らざることなるか競争試験と言ふ如きものを行ひ之に依りて其者か讀書を爲し得るや

及び其者か其事柄に付き知識を有するやを檢へ又其者か陪審官席に着く前に一種の口頭試験の如きものを行ふことを得るとせは誠に可なる可し。

(八四) (議長) 誰か其試験を行ふや? — 予は若し之を行ふことを得るとせはと言ふなり。其意味は明かに行ふことを得ることを認め居るなり。

(八四) (Mr. Snowden) 貴下は旅館或は酒亭の主人等か特別陪審となることに對して之等の者か旅館及び酒亭の主人たりと言ふの事のみを理由として之に反對するものに非すや? — 然り少しも反對するものに非す。

(八四) 貴下は商取引上の或種の地位は其地位に在る者に勿論特別陪審員たる資格を得るものなりと言ふことを認めらる可し。然らば之を形を換へて或者は或特定の商賣を有するか爲めに之を特別陪審員たるの資格無きものと爲す可からずと言はんはんと欲せざるや? — 否予は然言ふことを欲せず。予は陪審は出來得る限り一般的普遍的のものたらしめんと欲す。現在の課税評價格に依る資格に於て困難なる問題となるは旅館及び酒亭の主人は其家屋か特に高價に課税せらるるか爲めに他の同等の地位に有る者に比して一層多く特別陪審員となる傾向有りと言ふことに有るなり。

(八四) 貴下は通常の旅館及び酒亭の主人は其能力及ひ知識に於て他の職業の他の陪審員と匹敵するものなりと迄主張せらるるものなりや? — 予は之か匹敵せすと言ふ可き何等の理由をも有せず併し予は全部

旅館及び酒亭の主人のみよりなる陪審は不可と思ふなり。

(八四) 貴下は陪審員か通俗の言葉を用ひて言へは當事者の一方の手中にマルメ込まれたる場合の一、二の例を存せられ居る可し。之等の場合の陪審員は旅館酒亭の主人なりしや? — 予は左様なる種類の事件を記憶せず。併し乍ら予は右の如きことは斯くの如き種類の者の場合に多く生し易しと思ふ。予は斯くの如きことの行はるる方法は旅館酒亭にて會食すると言ふことに依る場合最も多しと思ふ。而して陪審員をつけて其旅館酒亭に這入ることは這入り易かる可し。

(八四) (議長) 其處てさり氣無く話し掛くるや? — 然り夫と無く話し掛く而して其者か取込み易きや否やを見る而して若し取込み易しと考へたる時は直ちに之をマルメ込むなり。

(八四) (Mr. Snowden) 吾人は先日旅館酒亭の主人は他の階級の陪審員よりも遙かに几帳面に呼出狀に應じて出頭するものなりと言ふことを告げられたり。貴下は此一理由として彼等は之を自己の商賣上の廣告に利用せんか爲めに陪審員となることを好むものなりと言ふことを擧げんと欲するや? 彼等か陪審官たるの地位を利用して其得意客に對して自己の陪審官となりたる事件のことを話すと言ふことを聞かれたること無きや? — 予は之は誠に有り相なることなりと思ふ併し乍ら予は全く斯くの如き場所に入出したること無し。

(八五) 予は唯意見丈を聞きたるなり? — 予は夫は誠に有り相なることなりと思ふ。猶其外に今一つ理

由有り夫は之なり。彼等の最も忙しき時は裁判所か閉廷後の夜分なり。彼等は晝間は店は他人に任せて外出することを得るなり而して彼等に取りては陪審官となることは格好なる氣晴しなり此故に予をして言はしむれば彼等か歸宅して後は其氣晴しの話を好んで喋りたかるものなる可し之も又明かなる一の理由なり。

(一八五) (Mr. English Harrison). 夫は何の陪審員も同じことなりとは思はずや? — 予は之は總へての陪審員に共通のことなりと思ふ。

(一八五) (Mr. Snowden) 若し貴下は特別陪審の全廢には賛成せられざるものならば兩當事者共に特別陪審の評議に附す可しと一致したる場合に非されは特別陪審は許さることとするは如何なりと考ふるや? — 予は斯くの如きことをするを欲せず。予か既に述べたる所なるか陪審は御承知の如く何とか彼とがして兎も角完全に行はれ決して誤謬を行ふこと無き制度なり。惡しき事件を有する者は思ふ可し『吾人は全く酷き目を見るやも知れず併し陪審に馬鹿な者共か出て來りて皆の頭か混亂に陥ると言ふことも有り得可し運は天に有り、兎に角やる丈はやつて見る可した』と。予は斯くの如く自己の主張の正しからざることを知れる者は出來得る丈惡しき裁判官を獲んことを欲す可く然らば之等のことを改良せんか爲めに提議せられたる總へてのことに反對す可し。予は双方の當事者の同意を要することとする時は總へてのものを破壊することとなると思ふ。

(一八五) 併し乍ら誹毀事件に於ては特別陪審を求むるは殆んど常に原告にして被告に非ざることか事實なるに非ずや? — 予は其反對なりと思ひ居たり。予は大多數の事件に於て被告なりと思ひ居たり併し予は其孰れなるやを知らず。予の思ふには陪審か良ければ良き程被告か例へは誹毀は自己の權利行爲なりと言ふか如き抗辯を立つること益々容易なりと思ふ。不當に訴へられたる誹毀事件の大多數の場合に存する所の相手方の抗辯は此抗辯なり。而して通常陪審員に之を認めしむることは誠に困難なり — 殊に特別陪審の場合と比して甚たしく困難なるもの有り。

(一八五) 權利行爲と言ふか如きことは陪審の定む可きことなりや? — 之等の特權を得るに至らしむ可き事實は陪審の判斷す可きことなり。而して其の判斷の如き事實有る場合は果して被告に特權か存するや否と言ふことは判事の判斷す可きことなり併し乍ら此事實の判斷は陪審の判斷に附せざる可からず又惡意の問題の如きも然り。予は餘り統計を好まず従つて此點にては何等の統計を有せず。

(一八五) 予も別に數字を有するに非ず? — 併し乍ら予は或事件か有る場合特別陪審を請求することは殆んど常に被告の利益なりと思ひ居たり。予は原告は恐らく特別陪審員の金に對する觀念は通常陪審員の夫よりも大なり従つて特別陪審員は比較的損害額を多く見積るの傾向有り此理由を以て原告は被告よりも特別陪審員を請求すること多かる可しと言ふ點に於ては貴下の説を認むるものなり。同様のことは accident case に於ても亦言ふことを得而して恐らく誹毀事件の場合に於けるよりも更に一層甚たしきもの有る可

し。大體に概括的に言へば彼等は此額を多く見積るものなり。

(二八五) 予は全く貴下と同一意見なり?——其結果彼等は多額の損害額を與ふるの傾向有り。或陪審員に取りては十磅は大金なり併し他の陪審員に取りては此位は何程の金にも非ず。予は一寸以前に議長に對し此損害の額に付きて一言し度しと言ふことを述べたること有りたり。實を申し上げれば予は此損害の額と言ふものは全く陪審の判斷に委するを相當とし又陪審の判斷に委せられざる可からざるものなるか而も陪審の判斷の最も誤り易き點にして判事は此損害の額と言ふ點に於て陪審を指導すること誠に困難なるものなりと思料す。一フアジングと言ふ如き額を陪審員に説示することは判事及び辯護士共に之を爲すことを話され又實際上絶えず行はれ居る所なり併し乍ら予の解する所にては法律上右の如き以外の金額を説示することは許されず。例へば『本件は五十磅を取らざるを相當とする事件なり』とか『此々の損害を取らざるを相當とする事件なり』と言ふか如きことを言ふを得ず。多くの判事の言ひ得ることは次の如し即ち例へば判事か其事件は陪審か原告に勝の評決を與へ例へば五十磅位の額を與ふ可き事件なりと考へたりとせよ。此場合判事は一寸困る立場となる。一方に於て被告側の辯護士は『若し損害を取らざるものとすも最少額の貨幣を與ふ可し』と言ふ可し此意味は即ち一フアジングを言表す通常の熟語なり。若し被告の辯護士か之を言ふ時は判事は言ふ可し『若し原告の主張か理由有りとの評決を獲られたりとせば其損害額を一フアジングと言ふ如きものとするは正當ならずと予は思ふ。斯くの如き少額の損害は妥當ならざ

るもの如し。其損害額は少く共夫よりは多き相當の價值有る程度の額ならざる可からず』云々と。併し判事は『予は五十磅か相當なりと思ふ』と言ふことは許されず『其額は被告の辯護士か主張し居るものよりは大なるものならざる可からず』と言ふ風に言はざる可からず。

(二八七) (議長) 貴下か判事は右の如きことを言ふを得すと言はるるは判事か斯くの如きことを言ふことを得すとす法律にても有りと言ふ意味にて言はるるものなりや?——予は右の如き法律有りや否やを知らず併し乍ら兎に角斯くの如きことを言ふは穩當ならざることと思ふ。若し之か爲めに敗訴の結果を來す時は上訴裁判所は斯くの如きことは誤れりと判決す可しと思ふ。予は上訴裁判所か辯護士か陪審員に對して費用か幾何の額に昇ると言ひたる場合に之に付きて之と同様のことを言ひて破毀して更に取調をし直す可きことを命じたること有るを知れり。

(二八八) 夫は明かに許されず?——然り兎に角損害額に付一フアジングと言ふ額は屢々言はるる所にして勿論被告側に於ては殆んど常に主張する所なるか此以外に額を特定して損害額を説示すると言ふことは實際に行はれざることなり。然るに陪審は往々にして判事の言ふ所を誤解し易し。予は只損害額を被告の主張する如く一フアジングと言ふ如き額に止めずして先づ二十磅乃至五十磅位にす可しと言ふ意味なりし場合に陪審か之を百磅としたる例を知れり。之と反對に又予は或事件に於ては陪審は當然相當の損害額を取らしむ可き事件なるに拘らず多分原告か『自分は賠償を望むものに非ず、本件は賠償を獲んか爲めに提起

したるものに非す』と言ひたるか爲めなる可しと思ふか一ファジングと言ふ如き名義上のみの損害額を取らしむるの評決を爲し之か爲め損害の賠償を求むると言ふ訴訟の目的は全く破壊せらるるに至りたる場合をも知れり。陪審員に數字を示すことを得るに非されは此損害額の點に付陪審を指導することは誠に困難なり。殊に此陪審の氣持を知ること能はざるものなるを以て此ことは一層困難なり。判事は果して陪審員は數シリング程度に考へ居れるや數磅の程度に考へ居れるや或は數百磅に見當を付け居るや全く之を知るを得ず従つて之に對して用ひたる言葉か思はざる誤解を生し易し。此陪審員の氣持を握して之等の者を巧みに指導すると言ふことは予か最も困難なりと考ふる所なり。

(二六九) 之か對策は如何にすれば可なりと思ふや告げられ度し?—予は之を知らず併し乍ら予は判事か『本件に於て原告の面目を立てて之を賠償するに足る適當なる額は先づ五十磅位のものなりと言ふことは御判りになると思ふ併し乍ら之を定むるは全く諸君等の全權に有り』と言ふ程度のことを言ふ慣習か出來たらは可なる可しと思ふ。

(二七〇) 貴下は Watt v. Watt なる事件を知らるや?—然り知れり。

(二七一) 貴下は上訴裁判所に於ては損害額に付きて上訴せられたる場合には不當に多額を與へられたる原告に對して裁判所は『若し陪審の評決したる損害額を少しく減縮することに同意せされは更に本件を破壊差戻して新しき陪審に附し直す可し』と言ふの慣習有りたることを知るや?—然り。

(二七二) 予は上告裁判所は斯くの如きことを爲すを得ざる可き旨を言へりと思ふ。貴下の意見は如何?—

予は之は最も便宜なる手續なりしと思ふ。之は徹底的に巧みに認められたる慣習なり。勿論上告裁判所か損害額は陪審に於て定む可きものにして前述の如き慣習は裁判所か陪審に代りて損害額を定むると異なる言ふは論理上は正當なり併し乍ら之は誠に有益なる慣習なりや而して予は何等之を不可とする理由をも認むるを得ざるなり。予は之は寧ろ之を舊の如くすることか望ましきことと思はるるなり。

(議長) 御苦勞様なりき、種々助言を與へられ多大の感謝を拂ふものなり。

證人退席す。

證人 Mr. G. I. Simey 出頭取調ふるに左の如し。

(議長) 予は證人と知合なるホップハウス氏に證人の訊問を爲さんことを依頼せんと欲す。

(二七三) (Mr. Hobhouse) 貴下は最近六年間ゾムメルセット州の治安書記を奉職し居れりや?—然り。

(二七四) 而して其前には數年間ゾルハム州の治安書記代理を奉職し居たるや?—然り。

(二七五) ズルハムに於ては貴下は又執行官代理の職務を用ひたること有りと思ふ如何?—二度有り。

(二七六) 貴下は實際に執行官代理に任命せられたりや?—然り。二度目の場合には予は實際に執行官代

理に任命せられたり。

(二八七) 而して貴下は又高等法院に於ける訴訟にソリシタアとなりたる經驗をも有するや?——然り。
 (二八八) 予は先づ第一に貴下の如き州に於ける陪審員資格者名簿の調製のことに關して聞かんと欲す。其調製の手續は大體次の如きものなる可し? 先づ貧民監督官は其陪審員たるの資格有りと思料したる者の氏名を九月の初めの三度の日曜の間公告を爲し次に此名簿か九月の終りに判事に依りて認可せらるると言ふ順序なりや?——然り其通りなり。
 (二八九) 但し判事に對して異議の申立を爲すことを許すものなる可し?——然り。
 (二九〇) 通則として判事に對して異議の申立てらるることは誠に少しと信するか如何?——予は判事か此名簿を認可する際に立會ひたることは唯一回限りなり而して其時は此手續は全く形式のみのもの如く思はれたり。

(二八一) 其名簿は實際判事に依りて署名せられて貴下の許へ送らるるや?——然り予の手許迄送らる。
 (二八二) 而して貴下は之等の名簿を綜合して陪審員臺帳を編成するや?——然り。
 (二八三) 其臺帳は通常陪審員と特別陪審員との兩者を包含するものと信するか如何?——然り。
 (二八四) 而して其臺帳より陪審員か呼出さるるや?——陪審員臺帳は直ちに執行官代理の許へ至る。
 (二八五) 特別陪審員に付きては別個の名簿は存せさるるものと予は思ふ?——然り。今茲に名簿調製の命令書の形式書を有し居れり之は若し委員會の御參考にあらは何時にても喜んで提出致す可し。此右の方に特

別陪審員たる者に付きては其旨を記す可き空欄有り、特別陪審員の場合には此處に「特別陪審員」と記すなり。

(二八六) 貴下は現在の如き資格要件或は之と類似の資格要件か今後も存置せらるるものと假定して此陪審員資格者名簿の調製に付きて何等かの明白なる改善の加ふ可きもの有りと思料せらるるや?——予は予の所謂市民とも言ふ可き人々に付き斯くの如く多數の名簿を作りて何の爲めになるや其理由を知るを得ざるなり。吾人は或目的の爲めに選舉人名簿を有し他の目的の爲めに陪審員臺帳を有す而して予は此或年度の選舉人名簿を取りて以て之に基き多大なる改善を行ふことを得可きものなりと言ふことに考へ付きたり。例へは今年の例に付きて言へば、予は最早千九百十二年度の選舉人名簿に署名を終りたり予は之にクリスマスの直ぐ前に署名を爲したり。予は之等の名簿を再び貧民監督官の許に送り之等の者に充分なる時間を與へて免除せられたる者を名簿より除かしめ——斯くする時は現在よりも一層徐々に慎重に丁寧を爲すことを得可し——次に判事に少く共一箇月位の時間を與へて其認可を鄭重に實質的に詳しく行ひ以て陪審員資格者名簿とし現在の予の考ふる所に依れば寧ろ蒼卒の間に行はるる所調製の方法に代ゆることとするを不可と爲すの理由を知らざるなり。

(二八七) 予は吾人は此二つのことを明かに區別せざる可からずと思ふ。貴下は唯今陪審員の資格に關する法律に付きて重大なる修正を提議せられたり。予は先づ最初に資格の方には別に修正を爲さざるものと假

定して陪審員資格者名簿の調製に關しては如何なる考を有せらるるやを知らんと欲したるなり而して予は貴下は今少し時間を澤山に與へざる可からすと考ふと言はれたるものと承はれるか如何?——予は然りと考ふ。

(一八六) 異議を申立つる爲めにも亦判事か之を考慮するに付きても今少し多くの時間か與へらるるを要すと言ふや?——然り。御承知の如く彼等の氏名は九月の初めの三度の日曜日に寺院又は教會の扉に公告せられ九月の終には判事に依りて之か認可せらるるなり。予は之は餘りに短しと感ずるなり。

(一八七) 貴下は判事の開廷は寧ろ九月に行ふよりも十月にす可しと言はるるや?——然り。予は若し判事か之を欲する時は十月に之を開くことを得る選擇權を判事に與ふ可しと思ふ。予は之は判事に任ずるを可とすと思ふ而して判事は現在之を行ひ居れる状態よりも今少し鄭重に此名簿を點檢することに精出す可きものなりと考ふ。

(一八八) 判事は名簿を通覽し點檢するものと考へられ居れりと信す?——然り予も然りと思ふ。

(一八九) 而して判事は貧民監督官に付き資格を有する者全部か名簿に載せられ居るや否やを調査するものなる可し?——然り、併し乍ら予は右の如きことを實際に經驗したること無し。予は右の如き手續か行はるる際に法廷に立會ひたること無し。予は之は恐らく他の判事附の書記か予よりも良く證言することを得るものと思ふ。併し乍ら予の知れる範圍内に於ては現在に於ては此手續は少しも實質的に意義有るものに

非す。

(一八二) 貧民監督官は全部出席せざる可からざる可し?——然り。

(一八三) 而して質問せらるることに對して何事にても答へざる可からざるものなる可し?——然り其通りなり。

(一八四) 而して其氏名か不當に陪審員資格者名簿に登載せられたることに對して異議を述ふる者は此際出頭して判事の面前に異議を申述ふるの權を有するものなる可し?——然り。

(一八五) 猶貴下は之よりも多き時間か許されざる可からすと爲すものなり。總へての資格者名簿か貴下の許迄送附せらるるを要するは幾日頃迄なりや?——之に付きては一定の日無し。實際問題としては此名簿は通常十月の月に判事附の書記より予の許へ送らる。

(一八六) 貴下は何日迄に陪審員臺帳を作り上げざる可からざるや?——之は其翌年の初まる迄に執行官代理の手に送り置かざる可からず。事實に於て十二月の末頃には既に執行官代理の手中に存せざる可からず何となれば四會期裁判か一月一日に開かるることは屢々多く之には執行官代理は新名簿より陪審員を召集せざる可からざるものなるを以てなり。

(一八七) 然らば此日時を引延して判事に更に一箇月位の豫猶を與ふると言ふことは困難なることに非すや?——一體之はやれば出来るじ又やらされは出來ざるものなり併し兎に角之か爲めに甚たしく多くの時

間を割くを要するものには非ざる可し。

(一八八) 貴下は刑事事件に陪審員を呼出す方法に付きて告げられ度し？

(議長) 民事事件のことを聞かざるものなりや。

(一八九) (Mr. Hobhouse) 予の訊ねんとする所は特別陪審員として名簿に登載せられ居る人々は刑事事件に陪審官として呼出さるるものなりやと言ふことなり？——彼等は之に呼出さる可きなり而して予は(チヤンネル?) 判事は屢々通常陪審員の負擔を少くする爲めに特別陪審員をも混合したる者を呼出すと言ふことは執行官代理の當に採用す可き所の方法なりと言ひ居れるものと信す。

(一九〇) (議長) 予は左様思はず。判事の言ひたることは予の解する所に依れば刑事事件の陪審員は陪審員資格者名簿全體の中より無差別的に呼出す可く其爲めに時としては特別陪審員か呼出さるる者の中に包含せらるること生ずること有る可しと言ふことに有りと思ふ如何？——或は然る可し。

(一九一) 予は判事か特別陪審員を特に刑事裁判所の陪審に陪審官と爲す可しと言ふか如きことを提議せりとは思はず？——予か記憶の中に拔萃し居れる所にては予は確かなりと證明することは能はされ共唯今予か言ひたる所の如きものに似たることか言はれたりと思ふ併し乍ら予の記憶の誤りなるやも知れず。確かに特別陪審員も理論上より言へは刑事事件の取調にも陪審員として呼出さる可きなり。

(一九二) 彼等も亦呼出さる可きなり然るに實際は呼出され居らざるものと予は解するか如何？——實際は

斯くの如きことは實行すること困難なり。

(Mr. Blackwell) 何となれば彼等は常に異議を申出づるを以てなり。

(一九三) (Mr. Hobhouse) 其異議は支持せらる可きものなりや？——否常に必ずしも然りと限らず。或時は支持せらる可き理由有るもの有り或時は然らざるもの有り。多くの異議の申立が強めて乞はるる場合には屢々實際に見る所なるか予は一、二の者は四會期裁判事件か有るならば此陪審となるを求めたり或は或者は手紙を出して言ふ『予は此際通常陪審員となるを欲せず而して若し貴下か之を許さるるならば予は貴下と約束して此次の四會期裁判の大陪審に出頭することなす可し』と。勿論之等に對する答は多くは『御氣の毒なり。併し之には法律か有り而して貴下は此法律に従はざる可からず』と言ふ。而も現在は斯くの如くするも猶可成の困難なる問題か存す。

(一九四) 實際上の手續として四會期裁判所に於ける陪審は如何にして選定せらるるや？——貴下の問は執行官代理に依る選定の意なりや？

(一九五) 然り？——予は予の知れる範圍に於て之は全く出鱈目なりと言はんを欲す。予かヅエルハムに於て執行官代理となり居たる時予等の行ひたる方法を知れり夫は吾人は數個のアルファベット順の帳面を有す而して出頭したる陪審員は全部其氏名を之等の帳面の孰れかの一に記入せらる而して吾人は或者の氏名を候補者名簿に登載する前に夫等の帳面を良く調へて其者を餘り期間を隔てずして再び呼出すか如きこと

無き様に注意を爲す。

(一八六) (Mr. Blackwell) 夫は市に對するものなりしや或は州に對するものなりしや?——市に付きてなり。

(一八七) (Mr. Hobhouse) 次に候補者か呼出さる而して如何にして審陪員か選はるるや?——法律は其氏名票を一つの函の中に入れ抽籤の方法に依りて抽出せざる可からざることとなり居れり併し乍ら予は未だ斯くの如きことの行はれたるを知らず。

(一八八) (Mr. Burchell) 夫は法廷に入りたる後のことなる可し?——法廷に入りたる後のことなり。

(一八九) (Mr. Blackwell) 之は既に候補者名簿の作成後のことなり。併し貴下は如何にして臺帳より候補者か撰ひ出すや?——全く出鱈目に撰ぶ。

(一九〇) (Mr. Hobhouse) 或者か偶然に因り引續きて候補者に撰はるることを防ぐ方法としては如何なる手段を取るや?——勿論予の執行官代理としての經驗は全くヅルハムに於けるもののみなり。予はヅメルセットに於ては如何なることを行ひ居るや知らず併し乍ら吾人等はヅルハムに於ては前述の如き帳簿を作りて同一人を短き間隔を置きて再度呼出することを爲さざること爲し居たり。

(一九一) 其者を特に區分するや?——吾人は其者の氏名をアルファベット順の帳簿に記入し『何月何日呼出したり』と記す斯くて彼は再び呼出さるること無し。

(一九二) (Mr. Blackwell) 貴下は陪審員臺帳中の其者の氏名の所に其呼出の月日を記すや?——別の帳簿——前述のアルファベット順の帳簿なり。

(一九三) 併し乍ら陪審員臺帳中の其者の氏名の場所に其月日を記入するものなりや?——否吾人は陪審員臺帳には少しも手を觸れず。

(一九四) (Mr. Hobhouse) 執行官代理は免除の申立を自ら許可すると言ふことを貴下は知れるや?——時々有り。若し吾人か其免除の申立の理由か裁判所も確かに許すに相違無しと思はるる如きものなる時は時々之を許す、次に予自身の慣習として行ひ居たる所にては若し未だ候補者名簿を確定せざる前にして而も其免除の申立の理由か鞏固なる理由有る時は予は此者の氏名は候補者名簿より除きて其代りに他の氏名を入ること爲し居たり。併し乍ら既に正式に陪審呼出を行ひ終りたる後なる場合に於て或者か免除の申立を爲し來りたる時は予は『予は何とも爲すことを得ず、判事に赴きて免除を求めらる可し』と言ふを例としたり。

(一九五) (Mr. Snowden) 併し乍ら或者か自己か陪審員候補者として呼出されんとし居ることを知る以前に於て如何にして免除の申立等を爲すことを得るものなりや?——之は誤れり御容赦を乞ふ。予は或場合に於ては例へば病氣なる旨の宣誓口供書其他此種の有效なる免除か存し得可しと申し上げ置く可き筈なりしなり。併し乍ら之等の場合にも若し予か實際に候補者名簿を作製して印刷せしめ終りたる場合は(而して

此候補者名簿は巡迴裁判民事事件に於ては之を當事者に交付せざる可からざること屢々有り。名簿は既に確定したるものにして之に付きては總へて之を拒絶し『貴下の氏名は既に候補者名簿に登載せられたり而して若し免除を欲せらるるならば貴下は判事に對して申立てざる可からず』と言ふ。

(一九〇六) (Mr. Hobhouse) 予の解する所に依れば貴下か此法律に對し一、二の點に付き重大なる變更を推唱せらるるものなりと而して其一是陪審員となるの資格に關係するものなり。貴下は予の承知せる所に依れば現在の課税評價格に依る資格を撤廢せんとせらるる者なるか之は如何?——然り。予は此點に關して通常陪審員と特別陪審員との間に區別を設けんと欲す。通常陪審員に關する限りに於ては予は人々は出來る丈多く陪審員とせしめらるるを可とすと思ふ何となれば之は人々を教育す可きを以てなり。然れ共予は地位とか或は不動産の占有と言ふか如きことを以て定めたる標準は何等の意義を認むるを得ざるなり。予は之等の者か陪審員たるの資格と如何なる關係有りやを解するに苦しむ者なり。

(一九〇七) 貴下は如何なる資格要件を通常陪審員に付きては提案せんと欲するや?——之は誠に困難なる問題なり而して予は大體に於て判事チャネル氏の言はれたる所に賛成するものなり。若し之を定むる方法有りとせば予は教育上の標準を設けんことを欲す併し乍ら勿論之を定むるに付きては種々困難有り。予の思ふに現在に於ては當然陪審員とせらる可き者にして陪審員たることを免れ居れる者甚た多しと言はんと欲するなり。

(一九〇八) (議長) 之に對する救濟策を吾人に提議せらるる時は誠に満足なる可し何となれば唯單に缺點を指摘せるのみにて之か救濟案を提案するの準備無き時は何等の用を爲さざる可ければなり?——予は若し之を設けること果して可能なりとせば一種の教育上の標準を以て資格を定むることに賛成する者なり。

(一九〇九) (Mr. Hobhouse) 夫は特別陪審員に付きてなるか?——否通常陪審員に付てなり。

(一九一〇) (議長) 之は如何にせば行ひ得可しと言はるるや?——地方に於ける今日の教育機關は誠に大なるもの有り而して予は右の如きことは決して教育局の爲し能はざる所のことなりとは考へざるなり。

(一九一一) 予の貴下に望む所は其方法の概略を予に示され度しと言ふなり。貴下は現在陪審員となり居れる人々全部に付き何か試験にても行はんと欲するや?——予は一寸辯解し置かさ可るからず。予は右の如き教育上の標準と言ふものは全く特別陪審員のみ適用せんと言ふ考なり。通常陪審員に關する範圍に於ては予は前に述べたるか如き根據の下に於て總へての者か陪審員とせらる可きものなりと考ふ。

(一九一二) 夫は如何なることなりや?——言ひ換ゆれば選舉權を有する者は皆同時に出來得る限り此陪審義務を行はしむることとす可しと言ふなり。

(一九一三) 然らば特別陪審に移る可し。貴下は或者か特別陪審員たるに適するや否やを確かむる爲めに試験を行はんと欲するや?——予は何かを設く可きものなりと考ふ。

(一九一四) 貴下は之を如何にして行はんとせらるるや?——之等の者に或場所に出頭するの義務を負はしめ

此處にて之を試験することとするや？——予は彼等に何等右の如き義務をも負はしめんと欲せず。併し乍ら予は若し陪審員を賠償を與ふ可しとの提唱か認めらるるものとせば予は特別陪審員には通常陪審員より多額を與へんと欲す。

(一九五) 賠償と言ふことは今考ふる可からず？——之から話か問題に這入るなり。

(一九六) 貴下は如何にして之等の者か貴下の可とせらるる所の標準に依りて特別陪審員たるの資格有りと言ふことを確めんと欲せらるるや？——若し或者か特別陪審員資格者名簿に登載せらるることを欲する時は此者をして出頭して特別陪審員名簿に登載せらるるに適するものなることを證明せしむ可し。

(一九七) 併し予は彼等か斯くの如きことは爲さざる可しと確かに思ふ？——予は之等の者は特別陪審員資格者名簿に登載せらるることを希望するなる可しと思ふ。

(一九八) 夫は如何なる理由に因るか？——何となれば特別陪審員たることは彼か智識の優れたる市民なることを表彰するものなり加之若し予の考か採用せらるることは此外に猶特別陪審員には通常陪審よりも多くの給與か伴ふものなればなり。

(一九九) 予は全く貴下の意見を承認する能はず併し先づ夫は夫として貴下は試験の方法として如何なる種類のことを行はんと欲するや？ 貴下は之か爲めに試験委員の如き者を任命せんと欲するや？——予は恐らく右の如きことを爲さざる可からざるものなる可しと思ふ。實の所を言へば予は未だ此ことを充分に考

へ居たるに非す何となれば之は一寸問題か大き過ぐるを以てなり。之は唯試みに提案したりと言ふ程度のものに過ぎざるなり。

(二〇〇) 貴下は特別陪審員試験局と言ふ如きものを設けんと提議せんとするものなりや？——否予は左様に考へず。

(二〇一) (Mr. Hobhouse) 夫は其程度に止めて通常陪審員に關して先に繼續して質問を爲す可し。貴下は國會議員の選舉權を以て通常陪審の資格の根本とせんと提議するや？——然り。

(二〇二) 夫等の中にて免除を認めんと欲するや？——予は之等の者の中にて現在に於ける法律上の免除を認めんと欲す。其免除原因は之を修正せんと欲す。

(二〇三) 國會議員選舉人名簿には多數の勞働者其他の時間を割愛するの餘裕無き者を包含す可し？——然り。

(二〇四) 之等の者に對しては如何なる考なりや？——夫等の場合には予は免除を請求することを許さんと欲す。

(二〇五) 貴下は自己の其日の仕事は誠に大切なる仕事にして罷むることを得すと言ふ所の者には全部之か免除を許さんと欲するや？——否夫は少し廣過ぎると思ふ。貴下の許には總へての種類のものにして免除を與ふ可からざる如き者か之を免れんとして免除を申立て來る者多かる可きなり。

(一九六) 貴下は何等の指針をも與へず判事が自由に免除す可きものなりと考へたる者のみに對して免除を許すと言ふことのみに委せ置かんと欲するや?——御承知の如く現在に於ては此ことは大部分貧民監督官の手に於て行はれ居れり。貧民監督官は可成自在に或は或者を登載せず或は或者を登載することと爲すを得。予は判事並ひに貧民監督官に對して一定の指針となる所の規定を定めんことを望む。

(一九七) 併し夫は少々異れり。現在に於て貧民監督官か自由に何人にも名簿に登載せざることを得と言ふか如きこと無し。現在にては一定の課税評價上の資格要件存して之等は遵守せられざる可からず。此價格以上の者は全部名簿に登載せられざる可からず又價格に足らざる者は名簿に登載せられざるの權利を有す。然るに貴下の言はるる所に依れば國會議員選舉權者は全部皆一應陪審義務有りせられ居れり。若し從つて免除を大々的に許すとするか又は其陪審官となることに對して多大の報酬を與へんとするに非されは勞働者階級の者の間には少からざる困難を生せしむ可きなり。若し此免除を大々的に許すものとせば兎も角陪審員資格者名簿を調製するに關して何人かに現在に於ては全く必要無きか如き程度の大なる採量權を與ふることとなる可し。貴下は之に對して如何にせんと欲せらるるや?——予は先づ國會議員選舉人名簿なるものを採りて以て之を一應の陪審員資格者名簿と爲すと言ふ如きことを行はんと言はす。予は之を以て其基本とし之より予の陪審員資格者名簿を編成するなり。

(一九八) 如何なることを根據として其陪審員資格者名簿を編成す可きや?——先づ第一に現在の法律に依りて明かに免除せらるる所の者を全部削除することに依りて之を爲す。

(一九九) 然らば現在の資格の通りとなるに非ずや?——否予は現在網の目を脱し居る者にして可成多くの者か之に引懸かるものと思ふ。例へば下宿に住む者とか俱樂部に住む者と言ふか如き者なり。

(二〇〇) 別個に課税せられ居らざる所の者即ち下宿人とか別個に課税せられざる賃貸部屋の住居者の如き者は陪審員の中に加ふ可しと言ふことか提議せられたり。之は猶一つの新しき條件を加ふことに依りて實現せらるることを得可し如何?——夫も同一の結果を得る一の方法なる可し。若し其結果さへ獲らるる時は之か如何にして獲られたるか其方法の如何は問題とするの要無かる可し。

(二〇一) 貴下は之等の中には現在多數の者にて當然陪審員となるを要するか如き者が存在すると考ふるや?——然り存すと考ふ。併し乍ら予は之等を陪審員となすの結果か獲らるる限りは予は決して之等の者を陪審員とするの方法を如何にす可しと強めて要求するものに非ず。

(二〇二) 貴下は特別陪審員を刑事事件の陪審にも陪審官たらしむることに付きて何事をか言はんと欲せらるるや?——然り予は特別陪審員をも絶対に刑事事件に陪審官となさざるへからすと考ふ。

(二〇三) 併し夫は彼等の一般的陪審義務と離れてなりや?——然り予は現在に於けるよりも遙かに多く特別陪審員を實際に刑事事件の陪審官とせんと欲するものなり。

(議長) 予は其説を承服する能はず。

(一九三) (Mr. Holhouse) 貴下は二つの別個の候補者名簿を作らんと欲するや?——予は候補者を二つに分たんと欲す。

(一九四) 而して總へての陪審に一定の割合の特別陪審を加へんと欲するや?——然り予は之に何等の反對す可き理由無しと思ふ。予は之を行ひて不可なる何等の事由をも見るを得ざるなり。

(一九五) (議長) 但し此點の難は有る可し即ち之は特別陪審員に可成の過重なる負擔を擔はしむることとなると言ふこととなり然るに非すや?——勿論之は又他の點と關係す。之等は總へて之等の者を更に將來再び陪審官となることより免除することとするの問題と關係するものなり而して若し之等の者が餘りに屢々呼出さるるか如きこと無き様に防禦の方法を講ずるに於ては予は特別陪審員は如何なる資格に於て出頭するかと言ふことの如きは大して問題とするものに非すと思ふなり。

(一九六) (Mr. Holhouse) 貴下か勤務せられたる二つの州に於て貴下か經驗せる所に依れば特別陪審員の割合は幾何位になり居れるや? 彼等は通常陪審員よりも多く陪審員として呼出さるるものなりや?——予はゾムメルセットに於ては全く特別陪審員に關しては經驗したること無し併し乍らヅェルハムに於ける特別陪審員は予の考ふるに少しも特別の苦痛又は不當なる損害を蒙らしめられ居るものなりとは思はず。巡回裁判に於て特別陪審か要ると言ふか如き通知か爲さるること無くして終ることも誠に多し。予は未だ特別陪審員の此點の不平を聞きたること無し。

(一九七) 併し乍ら貴下の言はるる如き制度となりて特別陪審員か刑事事件の陪審の中にも包含せしめらるることとならば彼等は更に一層大なる負擔を擔ふこととなるへし?——然り彼等は疑も無く現在よりも一層屢々呼出さるることとなる可し。併し乍ら若し彼等か之に對して幾何の程度かの賠償を受くることとならば予は彼等は不平を言ふこと無かる可しと思ふなり。

(一九八) 如何なる種類の賠償なりや?——彼等に判事チャンネル氏の提議せるか如き給與を與ふることなり。

(一九九) 彼等に報酬を拂ふことなりや?——然り。

(二〇〇) 貴下は例へば四人の特別陪審員と八人の通常陪審員とよりなる刑事事件の陪審の場合有りとして此四人の特別陪審員のみには一ギイニアを與ふ可しと提議せんと欲するや?——否、予は現在彼等の支拂はれ居る所の一ギイニアなるものは一件に付一ギイニアなりと思ふ。特別陪審員は巡回裁判に呼出し之に數日間立會せて而も一文も與ふるの要無きなり。若し一步を譲りて之に支給を爲すと言ふ主義を採用するとするも予は通常陪審員に於けると同一の原則に依りて特別陪審員にも支給を行はんと欲す。

(二〇一) 予は貴下は若し一定の割合の特別陪審員を刑事事件に加ふるとするも特別陪審員の負擔か通常陪審員の夫より重くなると言ふこと無かる可しと思ふと言はれたりと考ふるか如何?——然り決して通常陪審員の負擔より大となること無し。予は此負擔は今日特別陪審か負擔し居れるものよりも少しは重くなる

ものとは考ふ。

(一九四) 若し陪審員か之は斯くすることか當然なるか陪審員資格者名簿全體より無差別的に呼出され而して貴下は猶其後に於て陪審は斯くの如くして呼出されるものなるか其陪審員の中の或る階級の者は之を特別に他の時期の他の陪審に陪審官ならしめんとすと言ふ時は之は即ち此階級の者に特別の負擔を負はしむるものなること明瞭なり少く共予は左様に思ふ。彼等は特別陪審員名簿に於て既に相當の負擔を負へり然るに其外に猶餘分に負擔せざる可からざることとなる。予は貴下の提議は右の如くにして貴下は之に對して支給を爲す即ち賠償を爲す可しと提議せられたりと思ふ如何?——彼等は現在に於けるよりも一層多くのことを爲さざる可からざるに至る可きは疑無かる可し。

(一九四) 併し乍ら彼等の負擔か通常陪審員の負擔より多くなると言ふことは無しと言ふや?——或は多くなるやも知れず。

(一九四) 若し特別陪審と通常陪審とに共通する一般的名簿を作り之より一般的に陪審員を呼出し次に更に其一般的名簿中より特別陪審員たる所の者の一定數の者を別に撰ひ之等の者の中より餘分に陪審員を呼出すこととならば特別陪審員の負擔の重くなる可きことは確かなりと思ふ?——予は之か爲めに特別陪審員の上に甚たしく大なる負擔を負はしむるの結果となるかは考えず。何となれば巡回裁判には特別陪審員と通常陪審員とを呼出す可く而して陪審としては彼等か刑事裁判に通常陪審員となるか或は特別陪審事

件に陪審員となるやは左迄彼等に取りて重大なるものに非ざる可きを以てなり。

(議長) バアチエル君之は倫敦に於ては困難なる結果を生せずや?

(Mr. Burchell) 貴下は倫敦に於ける陪審員全部を以てする時は之を爲すことを得可し。之は特別陪審員全員を使用し盡す可し。

(議長) 特別陪審員全員を使用し盡すと言ふや?

(Mr. Burchell) 然り。

(議長) 特別陪審員の需要は左様に大となる可きや?

(一九四) (Mr. Burchell) 特別陪審員は斯くなる時は倫敦に於ては其他の各種の義務は全く盡くすを得ざるに至る可し。(證人に對して) 貴下はゾムメルセットに於ける特別陪審員の數を告ぐることを得るや?——否予は告ぐることを得ず。

(一九四) (Mr. Hobhouse) 證人は夫等の數字を後日提供することを得るものと思ふ。如何なるや提供出来るや?——如何なる數字にても御要求あらは出來得る限り御報告を致す可し。

(一九四) 予の欲する所は貴下の關係せられたる二の州に於ける特別陪審員と通常陪審員との數字なり?——貴下の言はるる意味は實際に呼出されたる者の數なりや?

(一九四) (Mr. Burchell) 否、實際に資格者名簿に登載せらるる者の數なり?——予は手紙にて之を御報せ

するを得可し。

(一九五〇) 更に實際に出頭し陪審官となりたる其の數を知らしめることを得るや?——然り予は此數を疑も無く發見することを得。

(Mr. English Harrison) 夫等の數字は統計の中に存し居らすや?

(Mr. Hobhouse) 統計に有るものは古きものなり。

(Mr. English Harrison) 然り併し乍ら之に依れば千九百十年の割合を知るを得るものと思ふ。

(一九五一) (Mr. Hobhouse) 次に陪審員に對する報酬の問題に關し貴下は陪審員には其旅費を毎日一日に付

きて一定額の日當を支給す可しと言ふ判事チャンネル氏の意見と同様の意見なりや?——然り。

(一九五二) (議長) 出頭に對して支給するや?——然り出頭に對して支給す。予は勿論陪審を職業とすることを欲せざるなり併し乍ら現在陪審員が陪審官となる爲めに疑も無く蒙る所の苦痛に對して何物かを支給せらるるは當然なりと考ふ。

(一九五三) 彼等は遠距離を旅行せざる可からざる可し?——然り此ことは州の廣さ大にして鐵道の便不完全なるゾンメルセットの如き州に於ては誠に大なる苦痛となるなり。

(一九五四) 貴下は此費用は何人に調査せしむ可きものと思ふや?——予は其ことに關しては何等實際上の困難を見ざるなり。之か爲めには四會期裁判には特別の書記を置かざる可からざることとなる可し併し乍ら

予は之は別に大したる困難事なりとは考へず。其手續は大體次の如きものとすへし陪審員は先づ告發事務所に赴きて自己か呼出狀に應じて出頭したる本人なることを證明する爲めに陪審呼出狀を提出せざる可からず而して之か提出せられたる時は書記は其者か何處より出頭したるかを調べ其陪審員が出頭する爲めに旅行せざる可からざりし哩數に依り一定の標準に依り定められたる額を算出して給與を認可す而して陪審員は其證書を與へらる。次に陪審員は若し之を欲する場合には其呼出狀にスタンプを押捺して貰ふ而して以上書記か爲さざる可からざること全部にて僅かに陪審呼出狀に其給付す可き額を記入することのみなり而して之を受けたる陪審員は之を直ちに州會計係の事務所に持ち行き其支拂を受くると言ふ順序なり。

(一九五五) 貴下は此費用或は少く共其費用中の相當の部分のものは國庫より支拂して之を支拂ひたる者に交付す可きものと思ふや?——之は全く更に一層大なる問題となるものなり。予は數年以前に於ては刑事訴訟の費用中の大部分のものは事實上國庫より州に支拂せられ居たりと信す然るに之は其後廢止せられたりと信す而して之は地方團體に對する國庫補助金の額を定むる際に全部一括したる問題として此點も計算の中に入れられ居るものなりと考へられ居れり。今日に於ては吾人は此訴訟の費用として何物をも獲られず従つて兎に角此費用は全部州の税の中より支拂はざる可からず。

(一九五六) 特に此爲として特記せられたる額は存せざるや?——特に此爲めのものとして特に記されたる額

は存せず然れ共此額は計算に入れられ居るなり。

(一九五七) 國庫補助金の中に之を見込居れるや?——然り補助金の額は之を基礎として計算せらる即ち國庫補助金の中に之か計算せられ居れり。

(一九五八) (Mr. English Harrison) 之等の費用に相當する額か其の中に包含せらるると言ふは推測なる可し?——確かに然り。

(一九五九) (Mr. Hobhouse) 最近國庫補助金額協定の以前に行はれ居たる支給に基くものなりや?——予は國庫と地方團體との間の國庫補助金協定に於ては孰れの場合にも此ことか計算の中に入れらる可きものと思ふ。

(議長) 予は之以上御尋ねす可きこと無し。

(一九六〇) (Mr. English Harrison) 貴下の關係せるゾンメルセット州に於ては資格者名簿の調製に付きては徴税吏か貧民監督官の義務を行ひ居れることを貴下は知れりや?——屢々多し。

(一九六一) 夫れは常に然るに非すや?——否予は常に然りと思はす。

(一九六二) (Mr. Gwynne) 貧民監督官補なりや?——然り貧民監督官補なり。時としては他の異なる徴税吏を有することもあり。

(一九六三) (Mr. English Harrison) 資格者名簿を調製する者の數の全部の中にて貴下の州にては幾名位の者

か徴税吏に非ざるか之を知るや?——否予は暗にては之を告ぐることを得ず之は一應調査せざるに非ざるは明ならず。

(一九六四) ツェルハム州に付きて同様のことを聞くか同州に於ても徴税吏か此義務を行ひ居れることか普通なりや?——然り予は左様に考ふ。

(一九六五) 併し乍ら貴下は其數は之を示すことを得ざるや?——然り遺憾乍ら出來す予は其數を豫め調査し來らざりしなり。

(一九六六) 貴下はツェルハムに於ては特別陪審員の間に出出か餘りに屢々なりと言ふか如き不平は無しと言ふか如きことを言はれたるか如何?——特別陪審員か右の如き不平を言ひたるを予は未だ聞きたることなし。

(一九六七) 予はツェルハムは人口稠密なる州なりと思ふか然るに非すや?——然り。

(一九六八) 従つてツェルハムには多數の特別陪審員ある可し?——然り多數なり。

(一九六九) 一年に二つの民事巡廻裁判と三つの刑事巡廻裁判有る可し?——然り其通り。

(一九七〇) 貴下は特別陪審員を刑事巡廻裁判に呼出すことは爲さざるものと思ふか如何?——然り——所て一言辯解致し居かざる可からず夫は時としては特別陪審員か通常の方法にて呼出さること有り即ち或特別陪審員か刑事事件を取調ふる爲めの通常の陪審員候補者の中に登載せらるること時々有り。

(一九七) 夫は丁度予か知らんと欲したる所なり。如何にして右の如きことか生ずるや？ 之に關する何等かの規則有りや？ 例へば夫は全候補者中六名とか或は其他一定の割合の者は特別陪審員名簿中より選定すると言ふこととするものなりや或は單に命令書に従ひて候補者を呼出す場合に偶然に生ずるに過ぎざるものなりや？——之は全く偶然なり。予は現在の執行官代理は如何に爲し居れるや又他の州の執行官代理は如何に爲し居れるや全く知らず。

(一九七) 貴下かヅェルハムに居りたる時は如何にせられたりや？ 特別陪審員を呼出したること有りや？——然り時々有り。

(一九七) (議長) 何故に之を呼出すや？——氏名を選定し居る際に丁度其氏名か出て來るなり。

(一九七) 貴下の言はるる意味は陪審員は一般的名簿より呼出すものにして偶々其呼出されたる者の或者か特別陪審員たること有るなりと言はるるや？ 貴下の言はるる所は右の如き意なりや？——然り。

(一九七) 只其丈と言ふ意なりや？——然り只夫丈に過ぎずと思ふ。

(Mr. Gwynne) 然らば確かに屢々生ず可し。

(一九七) (議長) 然らば貴下は貴下の當然爲す可き所を實行し居たるなる可し？——吾人は之を試みたるなり。

(一九七) (Mr. English Harrison) 貴下は貴下の行はれたるか如き慣習か廣く一般に行はれ居れるや否やを

知れりや？——何うも廣く行はれ居れりと言ふを得ざる可しと思ふ。

(議長) 予は總へて通常陪審の爲めには特別陪審員全部の氏名を包含せらるる所の一の名簿か用ひられ少く共用ひらるる可きものなりと考ふるか如何？

(Mr. English Harrison) 然り。

(議長) 而して通常陪審員は其名簿中より呼出さる可く従つて其呼出さるる者の中に特別陪審員か有ること有る可きは勿論なりと思ふ？

(Mr. English Harrison) 夫か證人の行ふと言ひたる所の方法なりと予は承りたり。

(議長) 然り而して夫か予は正しき行り方なりと思ふ。

(一九七) (Mr. English Harrison) 如何にも然る可し。予も左様に思ふ。予は彼の此慣習か一般に行はれ居れるや否やに關して何等かの報告を與ふるを得るや否やを知りたし。(證人に對し) 貴下は告ぐることを得ざるや？——然り予は之を告ぐることを得ず。予は州の執行官代理の一人ならば之を告ぐることを得可しと思ふ。

(一九七) 貴下はゾムソルセットに於て陪審員の呼出に關して不平の言はるるを聞きたること有りや？——其意味は刑事巡廻裁判に於てなりや？

(一九七) 然り？——予は彼等か特別陪審員なるや通常陪審員なるやさへも告ぐることを得ず。

(一九二) ズメルセットはヅルハムに比して人口少なき地方なり?——人口は少く面積は遙かに大なる州なり。

(一九三) 其故に同州に於ける特別陪審員は其數僅少なる可しと思ふ?——僅少なる可し。

(一九四) 而して貴下は貴下の知れる範圍内にては余りに屢々呼出さるると言ふ不平を聞きたること無しと言ふや?——然り予の關知する範圍内にては聞かす。予の彼等を知れる所の四會期裁判所には特別陪審の呼出さるる者多しとは予は思はず。

(一九五) (Mr. Hobhouse) 大陪審の外に於てはか?——大陪審を除きては。大陪審は通常特別陪審員より構成せらる。

(一九六) (Mr. English Harrison) 然らば貴下は特別陪審員か時々刑事事件の取調の爲の陪審に陪審官となることは望ましきことなりと思はるるや?——然り。予は望ましきことと思ふ。予は通常陪審は現在に於ては未だ々々遙かに有力なるものとせらるることを必要とするものと思ふ。予はズメルセットに於ては通常陪審は未だ充分に力強きものに非ずと思ふ。

(一九七) 貴下は夫と同様のことをヅルハムに付きても言はんとするや?——否此程度迄には言はんと欲せず。予はヅルハムに於てはズメルセットに於けるよりも少しは陪審員の標準高きもの有りとと思ふ。

(一九八) 而して貴下は特別陪審員の能力と比較したる通常陪審員の能力の程度は州の各地方に依りて異なるや?——然り。

(一九九) (Mr. Snowden) 陪審員資格者名簿中より候補者を出鱈目に選定する其方法を説明せられたし?——陪審員臺帳中より選定する方法なりや?
 (二〇〇) 然り?——勿論予か執行官代理たりしは僅かに二年間のみ従つて予の謂ふ所は通常慣行せらるる所のものと言ふを得ざる可し。

(二〇一) 併し乍ら貴下は貴下か就任する以前迄行はれ居たる慣習を踏襲せられたるものと思ふか如何?——予は其以前のことは全然知らず。予は他の執行官代理の慣習とする所は如何なるものなりしやと言ふは全然聞知し居らざりき。

(二〇二) 併し乍ら前の執行官代理に仕へ居たる屬僚か居たる可し然るに非すや?——否居らず。
 (二〇三) 全然新しき屬僚のみなりしや?——然り。
 (二〇四) 予は貴下は執行官代理に任命せらるる前に既に此職務を行ひ居たりと承知せり?——然り。
 (二〇五) 貴下か執行官代理となりたる時には其執行官代理の職務を行ひ居たる當時に置きたると同一の屬

僚を其儘に維持したるに非すや?——然り同一の屬僚を其儘になし置きたり。

(一九六) 而して貴下か執行官代理の職務を行ひ居たる當時正式の執行官代理は存したりや?——然り。

(一九七) 貴下は其人に使用せらるることとなり居たるものなりや?——然り。

(一九八) 之か爲めに前の如き答となりたるものなりや?——然り。

(一九九) 然らば貴下は其當時存在し居たる慣習に付承知し居たる可き筈なり?——併し乍ら其執行官代理は其年初めて執行官代理となりたる者にして以前に執行官代理たりしこと無かりしなり。而して彼は予の協同經營者なりき而して彼は予に一切の仕事を委せたりしなり。

(二〇〇) 然らばヅルハムに於ける執行官代理の任命は同一人か常に再び任命せらるると言ふか如き意味にての永久的のものには非すや?——然り永久的のものにて又永久的のものに非す。現在は事實上永久的のものとなり居れり併し過去に於ては然らざりき。即ち現在に於ては或一人か非常に長き期間此職を奉し居れり併し乍ら當時は吾々か此例を破りて此職に就きたるなり。

(二〇一) 『吾々』と言ふは誰のことなりや?——予の協同者と予とを言へるなり。

(二〇二) ヅルハムに於てか?——然り吾々は此例を破りて此職に就きたるなり、夫以來執行官代理か任命せらるる毎に常に其執行官代理は常に夫迄實際に職務を執り居たりし所の辯護士事務所の者を其實務を行ふ執行官代理に任命するもの如し即ち實際の上より言ふ時は予は之は全く一人の人の手に於て専ら行

はれ居るものに外ならずと信するなり。

(二〇三) 執行官代理は何人か任命するものなりや?——執行官なり、執行官は何人にて其好む所の者を任命す。

(二〇四) (Mr. English Harrison) 其執行官の任期の期間中か?——然り其期間のみなり。

(二〇五) (Mr. Snowden) 貴下か實務を行ふ執行官代理となりたる時は執行官は貴下の協同組合者なりしものなりや?——然り。

(二〇六) 然らば貴下か此執行官代理の仕事を引き継きたる時は貴下は此仕事に關する以前の經驗と言ふ如きものは少しも無かりしや?——然り。

(二〇七) 貴下は其前任の執行官代理に其事務に携りたる書記をも雇ひ居らざりしや?——雇ひ居らざりし。

(二〇八) 其他從來此仕事に經驗を有すること有る書記を雇ひ入れたるや?——否雇はず。

(二〇九) 斯るか故に貴下の事務所内には執行官代理の仕事に少しにても經驗の有る者は一人も居らざりしことなるや?——然り一人も居らざりき。此仕事は我々に取りて全く新しき仕事なりき。

(二一〇) 其故に貴下の採用せられたる制度は全く貴下自身にて立案したる制度なりと言ふや?——然り。夫は執行官代理の通常行ひ居れる所を少しも參照せざりしなり。

(二〇二) 貴下の採用せられたる方法は如何なるものなりや説明せられ度し？ 貴下は資格者名簿は手に入れたる可し？——然り。

(二〇三) 貴下の呼出す可き人員は幾名にしたりや？——夫れは時に依りて異なる。巡廻裁判及び四會期裁判の通常陪審員候補者としては大体五十名を呼出すを標準とし時としては之より多少多くし時としては之より少くす。

(二〇四) 假に百名の陪審員を呼出すを要するものとして貴下は手にせられ居れる資格者名簿に付きて如何なる手続を行ふや？——夫は裁判の開延の時季か夏なるか冬なるかに依りて異なる。若し裁判の開延せらるる時季か夏季なる時は吾人は通常州内の遠隔の地に存する教區を探る何となれば夏季には長途の旅を爲さざる可からすとすも大したる苦痛事に非ざる可きを以てなり。併し乍ら若し之か冬なる時は吾人は通常裁判所の所在する地方の教區又は鐵道沿線に近接する教區を探る。

(二〇五) 若し貴下か例へは五十名の陪審員を必要とすし之を夏季に於ては遠隔の地の教區に就きて選ぶとすれば其選定の結果獲られたる陪審員か相互に知合と言ふか如きことを生せずや？——否、然ること無し何となれば彼等は州の各異れる諸地方或者は西北部に或者は西南部に或者は比較的近在なるも鐵道沿線に該らざる地方と言ふか如く各異れる教區に住する者なる可きを以てなり。

(二〇六) 併し乍ら出鱈目に無差別的に陪審員を選ひ出す貴下の方法にては各教區より二名以上を撰ふこと

有る可し？——夫は全く幾名位か必要なるかに依りて異なる。夫は全く偶々其時の事情に依りて異なる。

吾人は先づ名簿に依り幾名の陪審員か必要なるかを調べ次に之を幾何位の教區中より之を撰ひ出すを最も可とするかと言ふことを調べ次に之等の者を全く無差別的に出鱈目に選定す。

(二〇七) 然らば貴下の行ふ所は次の如きものなるや即ち先づ州内にて其時季に陪審員を撰ふか最も適當なりと思料せらるる場所を探り此場所より最も其時に陪審官となすを適當なりと思料したる者を其者か極く最近に陪審官となりたるや否やと言ふか如きことは全く無視して選定す而して此者か最近に陪審官となりたりと言ふか如きことは後に帳簿に付きて見て之を初めて知ると言ふこととなるや？——否、吾人は先づ第一に帳簿を検ふ而して最近に陪審官となりたる者は之を呼出すこと無し。

(二〇八) 予は選定のことを言ひ居れるものにして呼出のことを言ひ居るに非ず？——吾人は最近に陪審官たりし者は選定することさへも之を爲さす。

(二〇九) 併し乍ら如何にして貴下は之を知らるるや？ 最も最初に遠隔教區の資格者名簿を持ち來る可し？——先づ呼出さる可き陪審員の大體の氏名表を作成す。

(二一〇) 如何にしてか？——州の或地方の資格者名簿中より必要數丈の氏名を單純に撰ひ出すことに依りて作る。

(二一一) 夫は此陪審就任者記帳簿を見る前なる可し？——然り。

(二〇三) 夫か予の言へる點なり?——次に此氏名表を出頭したること有る陪審員の氏名をアルファベット順に記したる帳簿と引合はす。

(二〇四) 次に之に記載し有る者の氏名を抹消するや?——然り而して更に此代りを補充す。

(二〇五) 貴下か適當なりと思料したる者を陪審員に撰ふことを妨ぐる何等かのものか其制度の中に存するや?——吾人の行ひたる所は右に述べたる所なり。

(二〇六) 貴下はジュールハムに於て執行官代理の仕事を執るは全く初めてにして貴下か執行官代理となりし以前に於ては此仕事は可なり長き期間或一の事務所の手に於て行はれ居たるものなりし旨述べられたり如何?——然り。

(二〇七) 數年を経過する間に彼等は陪審員資格者名簿に精しく通し過くるに至るに非すや?——資格者名簿は貴下も知る通り毎年變化す、併し夫は言ははほんの僅かの修正と言ふ程度に止まるものと言ふ可し。併し乍ら茲に注意せざる可からざるは執行官代理か候補者名簿を作る際には一般に言へは如何なる事件か公判に出て来るや全く知らざるものなりと言ふ事實なり。執行官代理は此陪審員に於て如何なる事件か取調へらる可きものなりやと言ふことは全然知らざるなり。

(二〇八) 併しジュールハムに於ける執行官代理は常に別に私の法律事務を行ひ居れるソリシタアなる可しと予は思ふか如何?——然り。

(二〇九) 然らば彼は其州のことは極めて詳しく知れる可し?——大體に於て然り。彼は其州に關しての一般的の智識を有し居れり。

(二一〇) 彼は特別陪審員資格者名簿に登録せらるる氏名の中十分の九位の者は多少之を知り居る可し?——否、予は彼か其中の九分の一乃至十分の一の者をも知り居る可しと思はす。

(二一一) 同州は誠に集中的なる州なり。予はジュールハムに付きては可成詳しく知り居れり而して予の考ふるには英蘭土に於てジュールハムに於ける如く相當の地位に在る者か相互に良く知られ居る所の州は他に無しと思ふ其理由は同州の産業は全く一、二の種類に限られ其爲め彼等は始終商賣上の用務の爲め相互に接近交渉し居れりと言ふ事實に因ると思ふ如何?——然り其通りなり。併し乍ら予の知れる限りに於ては予は執行官代理か其陪審員の取調ふることとなる可き事件か孰れなりやと言ふことは殆んど之を知らざる可く又多くの場合に彼は例へ目撃する共陪審員の中の何人をも知らざる場合多かる可し。

(二一二) 貴下の方法の中には執行官代理か故意に其適當なりと考へたる所の者を選定することを防止する方法有りや?——否無し。勿論第一に執行官長か其執行官代理を任命する際に於ては彼の最も信任する所の者を之に任命す可きこと第二には若し執行官代理其者或は其者の法律事務所か職業上或は直接に或は其他何等の方法に於てか取調を受く可き争點に付き利害關係を有する場合には此者か取る可き適當なる方法としては陪審員臺帳其他一切の書類を検屍官に送致して之に陪審の召集を求むると言ふこと有ることを

記憶せざる可からず。予は之を一度爲したること有り。予は予の法律事務所か巡廻裁判に於て取調へらるへき訴訟に利害關係有ることを發見したり仍て予は直ちに陪審の召集を拒絶したり。

(101) (Mr. Burchell) 法律は若し執行官代理か利害關係人なる時は検屍官か之に代りて陪審を召集すべき旨を規定し居れり? — 其通りなり。吾人は常に此點に關しては特別に注意を拂ふ。

(102) (Mr. Snowden) 予は貴下か執行官代理なりし時は自ら直接に陪審員の選定のことを行はさりしものと想ふか如何? — 然り予は書記の監督を爲したり。

(103) 貴下は特別陪審員資格要件たる課税評價格は減額して可なりと思ふや? — 否、予は減額す可しとは言はず只予は財産を所有することと其者の智能との間に如何なる關係有るやを知るを得すと云ふ——只夫丈のみなり。

(104) 扱て夫ては貴下の經驗を有するヅウルハムに付きて聞かむ。例へは一年五十磅と言ふ位の程度の課税評價格の家屋を占有することは即ち其者は其地方に於て相當の社會上の地位を有する者なることを示すに非ずや如何? — 或程度迄は然る可し。

(105) 而して更に夫よりも少き額の場合にても例へは三十磅乃至四十磅位の者の場合に於ても然るに非ずや? — 然り夫は疑も無く其者か或程度の社會的地位を占むることを示すものなり。

(106) 例へは探炭所の支配人の如き者にして一年課税評價格五十磅未滿の家屋に住居する者は甚た多かり。

る可し? — 然り予は其通りなる可しと言ふを憚らず。

(107) 而して之等の人々は現在は通常陪審官となるの資格有るも特別陪審官となるの資格無し? — 然り。

(108) 貴下は通常陪審と特別陪審との區別を繼續せんと欲するや? — 予は存續す可きものと思ふ。

(109) 何故なりや? — 予の思ふに第一に通常陪審員資格者名簿は誠に廣汎に過ぐるものなりと思ふ而して若し或者か民事又は刑事事件の孰れたるを問はず裁判所或は相當なる人々に對して自分か少しく素質の高級なる陪審を好むものなることの尤もなる事情を充分に明かにすることを得たる場合に於ては之は當然許されて可なりと思ふ。例へは茲に予の人格か傷けらるるか如き訴訟有りとせよ予は寧ろ通常陪審員よりも特別陪審員に依つて取調へらるることを——少く共ゾンメルセットに於ては——擇ふ可きは勿論なり。

(110) 夫か即ち通常陪審か改善を必要とすると言ふ事實を指摘するものに非ずや? — 通常陪審を有力なるものとするを要すと言ふや?

(111) 然り? — 然り、併し乍ら一方に於て予は已む可からざる者以外の者には陪審義務を免除す可からざるものなりと予は考ふ何となれば之等の者を陪審官と爲すと云ふことは誠に有益なることなりと予は考ふるを以てなり。

(112) 彼等は初め公平なることを行ふことに依りて漸次經驗を得來ると言ふや? — 否予は左様なる

ことは考へず。予は市民たるの利益を享受する者は同時に何時にても其義務を盡すの心掛を有せざる可からずとの確實なる理想を建設することなると思ふ。

(二〇三) 予は貴下の言ふ所を認む?——予は又陪審義務の思想は出來得る限り奨励する可なりと思ふ。

予は職業的陪審と言ふか如き種類のを招來して之を當然制限す可からざる者に對しても制限するに至るか如き結果を生ずる方法は之を採るを欲せざるなり。現在既に多くの免除有り予は之等のものを更に増加せんと欲せざるなり。

(二〇四) 貴下は國會議員選舉人名簿を陪審員資格者名簿に用ふ可しと言はれたり?——否予は之を陪審員資格者名簿として用ふ可しとは言はず。予は只他の證人か予の承はる所に依れば他の途より達するを得可しと提言したる所の目的に到達するの一方方法として之を提議したるのみ。予の提議する所は只他の途も有る可きも國會議員選舉人名簿を其根本の基本とし之より發して之に依り陪審員臺帳を編纂することとす可しと言ひたるのみ。併し乍ら予は敢て之を強く主張せず何となれば若し他の方法に依りても猶同様の結果を得らるれば満足するものなるを以てなり。

(二〇五) 予は貴下の現在の職務は四會期裁判所に關するものなりと承知せるか如何?——然り。

(二〇六) 貴下は巡廻裁判所とは何等關係無きや?——然り。

(二〇七) 予は之は多分貴下か茲へ來らるる以前なりしと思ふか今朝四會期裁判所の存するボロウに於ては

其ボロウの陪審員は巡廻裁判所に陪審官たることを免除せらるるものなりと言ふことを聞きたり如何?——

—ボロウ四會期裁判所の存する場合なりや?

(二〇八) 然り如何?——併し之等の者は巡廻裁判所に於ける陪審義務を免除せらるるものに非ず。

(Mr. Blackwell) 然り巡廻裁判に於て免除せられず。

(證人) 之等の者は只州四會期裁判に於て免除せらるるのみなり。或者か巡廻裁判所の執行官より免除の證明書を得或は四會期裁判の治安書記より免除の證明書を得る者有るを見る可けれ共之等は決して彼等を保護するものに非ず。之等は相互に免除の效無し。若し或者か巡廻裁判所書記より右の證明書を與へられたる時は此者は爾後二箇年間巡廻裁判所に呼出さるること無し併し乍ら之等の者も猶四會期裁判所或は州裁判所又は其他の裁判所には呼出すことを得るなり而して予は此保護は未だ充分なるものと言ふを得すと考ふるなり。

(二〇九) (Mr. English Harrison) 貴下か呼出を爲すに際しては貴下は或陪審員か例へは四會期裁判所に陪

審官となりたりや否やと言ふことを知るの方法有りや? 通常陪審員の場合を採れば陪審員は四會期裁判

に呼出さるるの義務有り且又巡廻裁判所にも呼出さるるの義務有るものなる可し?——然り。

(二一〇) 而して此者か州裁判所に呼出さると言ふことも可能なる可し?——然り。

(二一一) 貴下は四會期裁判所に陪審官となりたる者を再び巡廻裁判に呼出すか如きこと無き様注意する爲

めに何等かの方法を探るや？——治安書記は四會期裁判の終りに陪審官となりたる者を執行官に報告を爲さざる可からず。

(二〇五) 而して貴下は其事實を記帳するや？——予か執行官代理たりし時は予は右の如く爲し居たり。

(二〇五) 其目的は陪審義務の負擔を廣き範圍の者に普く分たんと努むるに在りや？——然り。其氏名は直ちに出頭者名簿の中に記入せらる。

(二〇六) 夫は例へは州裁判所に呼出されたる陪審員に付きても行はるるや？——否、吾人は州裁判所に陪審官となりたる陪審員の記録は一切有せず。

(二〇五) 然らば其爲め或者か或週に州裁判所に呼出され更に例へは一箇月後に又再び巡廻裁判所に呼出さるると言ふ如きこと有る可し？——否、法律に同一人を一年間に二度呼出すことを得ずとする一般的免除の規定有り。併し若し夫か年を異にする場合には前述の如きことも有り得可し。

(二〇五) 併し乍ら貴下は或者を州裁判所に呼出したりと言ふことを知らざる可し？ 従つて之を知らずして此者を巡廻裁判所に再び呼出すこと有る可し？——然り其通りなり。右の如きことか時々行はるると言ふことは予も之を疑はず。

(二〇七) 貴下は之を防止する何等かの方法有りと思へらるるや？——然り予は州裁判所のレヂストラアをして治安書記と同様に執行官に報告を爲さしむれば可なりと思ふ。

(二〇八) 夫は予の考と同様なり。而して或特定の者か引續きて呼出さるることを防止せんか爲めには一般に何處の裁判所にも右の如きことを行ふを可とす？——予は總へて陪審員を呼出すことを本務とする官吏は皆其出頭したる者に付きて之を執行官代理に報告するを要すると爲すを可とすと思ふ。

(二〇九) 其中には検屍官迄も包含することとす可きものと予は思ふ？——然り予は之を除く可とする理由を解するを得ず。

(二一〇) 検屍官も通常陪審員を呼出す可し？——然り予は検屍官を包含せしむ可からずとする理由を解するを得ず。

(二〇二) 貴下は陪審員を呼出す所の官吏は時々其便宜なる時期に通常の呼出のことを掌る係官に自己の呼出したる所の者の氏名を報告して以て呼出官吏をして其前年度に既に陪審官となりたること有る者の氏名を知らしむ可しと言ふことを主張するは賛成す可きことなりと思へらるるや？——然り予は別に之を不可とするの理由を見るを得ず又此ことは別に困難なることにも非ずと思ふ。

(二〇三) (Mr. Blackwell) 治安書記は四會期裁判所に出頭したる陪審員の氏名を報告するや或は陪審官となりたる者のみの氏名を報告するものなりや？——予は規定の文言は『出頭して陪審官となりたる者』となり居れりと思ふ併し之は未だ實際問題にしたること無し。

(二〇三) 夫は『出頭し或は陪審官となりたる者』としたる方か一層公正なりと思は認められずや？ 若し或

者か一日待合せを爲したる時は此者は實際陪審官となりたる者と全く等しく免除せらるるか相當なるに非すや？——確かに然り。事實上に於て吾人か實際に行ふ慣習は會期の初めに吾人は全部の氏名を讀上げ出頭せざる者には直ちに罰金を科す。

(二〇四) 而して其罰金は強制的に實際徴收するや？——然り極めて嚴格に行ふ。

(二〇五) 貴下の裁判所に於ては一年に幾名位の者か罰金を科せらるるや？——此前の會期に於て吾人は一人の大陪審員に二十磅一人の通常陪審員に十磅の罰金を孰れも不出頭に對して科したり。

(二〇六) 而して夫は其者より取立てたりや？——否未だ夫迄の時間か經過し居らす何となれば此者は宣誓口供書に依り説明する時は議長は此罰金を取消すの權有るを以てなり。

(二〇七) 貴下は之を其者より徴收せんとし居るや？——予は其孰れなるかを知らず。併し乍ら予か其一人の者より提出せられたる宣誓口供書を見たるに之に依れば彼を通常陪審員なりしものか誤つて大陪審員の方に赴き其處にて陪審官とならざりしを以て彼は最早歸宅しても可なりと考へたるものなることか明かとなり居れり。此場合は議長は必ず罰金を取消す可きこと疑無しと思ふ。併し乍ら少く共一回は此罰金か實際に支拂はれたる例を知れり。

(二〇八) (Mr. Blackwell) 何年の間にか？——六年の間なり。此間に今少し幾度も有りたり。

(二〇九) 出頭せざりし者は一人なりしや？——然り。

(二一〇) (議長) 幾何の罰金に處せられたるや？——二十磅なり。

(二一一) 而して彼は之を納付したりや？——然り。

(二一二) 確かに大陪審員には罰金を科せざるに非すや？——否吾人は千九百五年の十月に大陪審員を罰金二十磅に處したること有り。

(二一三) 大陪審員は陪審員資格者名簿と關係無かる可し？——其者は四會期裁判所の大陪審に大陪審員とせられたるなり此大陪審員とせらるるは通常特別陪審員なることを意味するなり。

(二一四) 之を意味すること有る可く或は又之を意味せざること有る可し。兎に角大陪審は陪審員資格者名簿と何等の關係無かる可し？——然り必ずしも關係有るを必要とせず。

(二一五) (Mr. Blackwell) 併し貴下は多くの人々か常に其氏名の讀上に返答を爲さざること付きて罰金を科せられ居れりと言ふに非すや？——否彼等は常に罰金を科せられ居れりと言ふに非す。予は右の場合か實際に罰金か支拂はれたる唯一の例なりと記憶す其場合には彼は確かに何等の辯解の理由をも有せざりしなり。

(二一六) 四會期裁判ボロウに於て其四會期裁判に陪審官たる義務有る者は州四會期裁判に陪審官となることを免除せらるると雖も巡回裁判に陪審官となることは免除せらるるものに非すと言ふ點は確かなりや？
夫は間違無きや？——予は正しと思ふ併し乍ら只今其條文を有し居らす。我々の貧民監督官に與へらるる

指令には『特別の四會期裁判を有する自治團體たるボロウの市民は州の四會期裁判に陪審官たることを免かるると雖も猶巡迴裁判の陪審には陪審官たるの義務有り仍て貧民監督官は之等の者の氏名をも擇はざる可からず』と有り。

(三〇七) 『巡迴裁判の陪審に陪審官たるの義務有り?』——然り之は吾人の法律に付き有する見解なり。

(三〇八) (議長) 茲に予か貴下に質問せんと欲する問題尙一つ有り夫は執行官代理か陪審の免除の申立を聽くと言ふことなり。吾人は執行官代理か實際之を行ひ且つ彼等か陪審員候補者を選定する前に之を行ふと言ふことを聞けり如何?——然り。

(三〇九) 彼等は或數の呼出狀を發するものなる可し然らずや?——然り。

(三〇〇) 彼等は候補者名簿に登載せんと欲する者の數よりも更に多數の者に呼出狀を發するものなりや?——予は左様なることをしたること無し。

(三〇一) 然らば貴下の知らるる限りに於て彼等執行官代理の慣習は彼等か候補者名簿に登載せんと欲する者の數の者にのみ呼出狀を發するものなりや?——然り予の知れる限りにては然り。

(三〇二) 夫等の者の中の一名か免除の申立を爲し或は夫等の者の中の六名と言ふ如き者か免除の申立を爲したりとし執行官代理は其免除を理由有りと考へて『貴下は出頭するに及はず』と言ひたりとせよ然る時は彼は其氏名を候補者名簿に登載するや?——吾人の實際行ひ居れる手續は若し吾人か未だ實際に資格者

名簿を完成し居らす之か印刷を終り居らざる時にして吾人か之等の者は判事に於ても確かに免除を許す可しと考へらるる場合にして而も其申立か時期を失して餘りに遅れたるか如きこと無き場合には其代りとして他の者を呼出居れり。

(三〇三) 夫か丁度問題の點なり。予には其時は最早確かに遅れ過ぎ居れりと思はる?——夫は幾何位前より陪審呼出狀を出すかと言ふことに依りて異なるものなり。

(三〇四) 併し乍ら若し其者か陪審員候補者名簿の作られざる可からざる日の前假に先つ一週間頃に免除の申立を爲したりとするも彼の代りの者を誰か獲るには既に遅すぎるに非すや?——若し事實上に於て他の陪審員を適法に呼出すことを得らるる時は吾人は恐らく之を爲し得可きなり。

(三〇五) 併し乍ら陪審には八日の猶豫期間を置きたる呼出を爲すを要するに非すや?——實際に於ては然り。

(三〇六) 之を爲さざるへからざるなるへし?——然り予は之は純猶豫期間六日となり居れりと思ふ。

(三〇七) (Mr. Blackwell) 六日と猶二日の送達の爲めの猶豫期間を要すへし?——然り。

(三〇八) (議長) 之を一週間とすへし、貴下は一週間の猶豫を置きたる呼出を爲すことを要すへし?——然り。

(三〇九) 予の困難なる點と言ふは之なり即ち或者か免除の申立を爲し來る時には既に貴下に於て再び此適

法の呼出を爲さんとするも期間無きに至りて之を爲す能はざるに至ること多かるへしと言ふなり。然るに非すや？——然り其通りのこと有り。

(二九〇) 夫等の場合にに貴下は如何にするや？——吾人は遺憾乍ら彼の免除を許す能はず判事に之を申立てざるへからざる旨を告ぐ。

(二九一) 而して彼を候補者とするや？——彼の氏名を候補者名簿に載す。

(二九二) 然らば即ち若し或者か候補者名簿か選はるることを要する日より八日或は一週間以上前迄に此免除の申立を爲さざる時は此者を貴下に於て免除することを得ざることなるや？——然り。

(二九三) 其點の如何か關係し來るものなるへし？——最近二三年の間に四會期裁判所に於て予は屢々予に手交せられたる候補者名簿の中に一、二名の氏名か執行官代理に於て除かれ有りたるを認めたること有り併し乍ら予は彼は此場合常に同時に免除申立の理由を説明する宣誓口供書を手交せりと思ふ。之は只單に予に對して之等の事件は裁判所としても當然其免除の申立を許可すべきを相當とするものなることを示すものたるに過ぎず。

(二九四) (Mr. Hobhouse) 出頭を爲さざる陪審員に罰金を科することに關する貴下の經驗は如何？——予は十九年の間に此罰金を實際に納入したる陪審員は唯一人之を知るのみ。ヅェルハムに於ては之無し。彼等は實際は法律に定められたる通りを行はず四會期裁判所の議長は簡單に執行官代理に此ことに付きて

の調査及び報告を求むるのみなり。ゾムメルセットに於ては此ことは之を嚴重に實行す。若し或者か其氏名を讀上げられたる時出頭せざる場合は大陪審員なる時は二十磅の罰金を科せられ通常陪審員なる時は十磅の罰金を科せらる而して予は之は誠に良き慣習なりと思ふ。然し實際に於ては只一の例外ありたるのみにて其他の場合には皆罰金を受けたる者に相當する免除の申立を其後に爲し來りたり。十月の月の如きは誠に之を免かるるの口實を構へ易き月なり併し乍ら實際は皆之を免れ居れり。

(二九五) (Mr. Blackwell) 候補者の中幾割位の者か其氏名の讀上に答へざるや？——時として一名の者に罰金を科せざる可からざること有り併し之より多數なること無し。

(二九六) 候補者名簿には五十名位か登載せられ居ると言はるるなりや？——大體に言へば然り。

(二九七) 其中に就きて何人位か出頭せざるや？——時々一人出頭せざること有り。

(二九八) 五十人中唯一人なりや？——然り彼等は誠に良く出頭す。

(二九九) (議長) 貴下は候補者名簿全部を讀上げすや？——否全部之を讀上ぐ。

(三〇〇) 而して欠席者は五十人中僅かに一名と言ふか？——毎に五十人に一名なり。

(三〇一) (Mr. Snowden) 併し乍ら彼等は候補者名簿に登載せらるる前に一應撰擇せらるるに非すや？——予か前に述べたるか如き範圍に於てのみ撰擇せらる、時としては執行官代理か候補者名簿か作製せられたる後に至りて名簿より氏名を除くと言ふ例外の場合有り併し乍ら彼は常に之には免除の申立の原因を説明

する宣誓口供書を添へて裁判所をして其免餘の申立の理由の有無を一見明瞭ならしめ居れり。

(二〇一) (Mr. Hobhouse) 貴下は今几帳面に出頭するは大部分罰金を科する制度の爲めに因ると思ふや？
 — 予は然りと考ふ。之は誠に有益なる結果を齎し居れり何となれば實際に罰金を徴収するや否やと言ふことは他の陪審員が良く之を知れるを以てなり。

(二〇二) (Mr. Burchell) 執行官に發せらるる陪審召集の命令書に付て聞かん巡廻裁判の幾日位前に此陪審召集の命令書が出さるるや？ — 予は暗には記憶せず忘れたり。予は之は可成前に獲たりと記憶し居れり。

(二〇四) 三週間も前か？ — 夫よりも長きこと屢々多し。全一箇月も前なることに有り。

(二〇五) 一箇月も前と言ふや？ — 予の記憶に残る限りにては然ること有りたりと思ふ。勿論之は随分早き話なり併し乍ら吾人は常に四會期裁判毎に殆んど同時に此命令書を執行官代理に獲せしむる様に注意を爲し居れり。

(二〇六) 而して實際は幾日の猶豫期間を置いて陪審員を呼出すや？ 僅かに六日或は七日位に過ぎざるや或は二週間とするや？ — 吾人は出来る限り殆んど二週間或は三週間と言ふ如き長き猶豫期間を與ふ。

(二〇七) 出来る場合はか？ — 然り。

(二〇八) 八日乃至九日以上の猶豫期間を與へたることを得たるは幾回位なりや？ — 予か執行官代理を爲

し居たる二年の間には毎回之を爲したり。吾人は常に便宜の許す限り長き猶豫期間を置きたる呼出を爲すとの主義に基き行動したり。

(二〇九) 而して其期間は大概何の位なりしや？ — 二週間乃至三週間なり。

(二一〇) (議長) 然する時は呼出されたる者が出頭して免除の申立を爲すに充分なる時間あるへし？ — 充分の時間あり。其れから申上げざる可からざること予か執行官代理を爲し居たる際に一度判事グランサム氏か或陪審員に五磅の罰金を科したること有りたることなり併し乍ら之も徴收はせられざりき。
 (議長) 有難う御苦勞様。

證人退席す

證人調續行次回期日は本月十三日土曜日十一時。

第四日 千九百二十二年一月十三日 (土曜日)

出席者 The Right Hon. Lord Mersey of Toxteth (議長)

Mr. E. R. H. Blackwell, C. B. Mr. W. English Harrison, K. C.

Mr. Tufnell Burchell The Right Hon. Henry Hobhouse

Mr. Michael Heseltine (書記)

證人 Mr. W. G. Andrews 出頭取調ふることを左の如し

(三二) (議長) 貴下に特に數點質問したしと希望し居たる者か有りたり併し乍ら丁度只今其方は見えられず。誰か他の方にて此アンヅリユウス氏に質問せられ度き方ありや? — 予は閣下に差上げたる書面(註)に付きて訂正し度き所有り

註 前述千五百六十一—六を見る可し。

(三三) 貴下か其訂正をせらるる前に予は誰か質問せんと欲する者無きやを確めんと欲す。質問せんと欲する者は無し。貴下は倫敦市に於ける特別陪審員の素質は最近に於て低下したりとの意見なりや? — 否倫敦市に於ては陪審員の素質は殆んど以前と同様なり。

(三四) 予は所謂シチイとしての倫敦市のみに限りに言ふに非ず廣く一般に倫敦に付て言へるなり如何? — 倫敦州全般に付きてか?

(三五) 然り? — 全般に付て言へは其素質は確かに低下したり。

(三六) ロウ・コウトに於て見る所の特別陪審員の素質のことを問へるなり如何? — 夫は著しく低下したり而して予か曩の書面中訂正せんと欲する點は夫に關係有ることなり予は其の資格要件を八十磅の課税評價格と記したり。然れ共予は實は夫か百磅なることを發見したり。

(三七) 夫は僅かなる枝葉のことなり? — 之は教區の貧民監督官か配布する所の書面に有るを其儘寫したるなり。

(三八) (議長) 予は其誤りには氣付き居りたり。

(三九) (Mr. English Harrison) 貴下は Messrs. Hollands, Sons & Coward (法律事務所) の支配人なりや? — 然り。

(四〇) 而して裁判所 (Law Courts) のことに關しては多年の間に莫大なる經驗を有するや? — 然り。

(四一) 而して貴下は其法律事務所か裁判所に提起したる多數の事件に於ける經驗より左様に言ふや? — 然り。予は Mincing Lane に約四十年間も居りたり。

(四二) (Mr. Burchell) 貴下か特別陪審員の素質か低下したりとの意見なりとせば何故に斯くの如き素質

の低下を生したるや其理由を吾人に告げらるれば誠に興味有るものたる可し？——予は低下したりとの意見を有し居れり。而して其低下の理由は昔の方法にては各當事者か各々十二名宛の陪審員を選びて之を除くことを得従つて其結果當事者か最も良しと考へたる所の者二十四名か残さることとなり居たることなり。斯くの如く従前に於ては當事者自らに依りて擇み出されて除去せられ居たる二十四名の者か現在に於ては擇み出されずして陪審員候補者となり従つて之か爲めに現在陪審員の選ひ出さるる基本たる者は従前の者よりも低級の者たるに至るなり。

(三三) (議長) 昔の制度にては四十八名即ち一方の當事者に付て言へば二十四名の中より當事者即ち換言せば原告若しくは被告の辯護士に於て望まじからずと思料したる所の者か除去せらるるものなりや？——然り。

(三三) 従つて其結果残されたる者は比較的質の上等なる者となるものなりや？——然り御説の通りなり。

(三三) 貴下は其ことを貴下の書簡の中に記され居たり如何？——記したり。

(三四) (Mr. Burchell) 其點に關して予の知らんと欲するは斯くの如き選定の權か審判に利害關係を有する當事者に存する限りは之等の當事者は常に取調へらる可き争點に付きて多分偏見を有す可しと考へらる所の者のみを擇み出して除去す可しと斷言することを得るや否や？——貴説の通りなり。

(三五) 貴下は一方の當事者か或者を指名して之等の者を陪審官となることより除くと言ふ方法は有益なるものと考へらるるや？——若し極めて望まじからざる所の一部の者を陪審員中より除くことを得る何等かの方法有りとせば予は右の如き方法は之を取らず然れ共右の如き他の方法無きを以て予は右の如き方法を望まじきものなりと考ふ。

(三六) 現在の制度に於ては陪審官席に陪審官として着席する陪審員は陪審員候補者名簿に依りて讀上げられ當事者は忌避と言ふこと以外に於ては自分自身の事件を審理する所の陪審官なるに拘らず之を撰擇するの何等の方法をも有せざるものなるか故に然言ふや？——其通りなり而して又之か爲めに予の考にては陪審員の素質か昔に於けるものに比較して劣るに至るものと思ふ。

(議長) 予の思考する所にては偏見を有する所の者を除くと言ふことか望まじきことなりと考へられたるものと思ふ。

(三七) (Mr. Burchell) 予は夫か恐らく重要な理由たりしものと思ふ。(證人に對して) 昔の指名除去の方法に依る陪審選定方法か廢止せらるるに至りたるは此漸次陪審員の數を減らす所の方法に依る選定方法に依る時は或一方の當事者か職業等の關係の爲めに他の當事者に味方する偏見を有する陪審員のみによりて陪審を構成せしめらるるの憂目を見ること有りたるか如く右の如きことか一の理由を爲したるに非ずや？——予は其廢止せられたる理由は費用の點なりと思ふ。此方法は多大の費用を要したり。執行官に

對する報酬としての費用が多額なり次に辯護士か陪審員を指名して或者を除去する爲めに其の席に立會ふ所の報酬か又多大なり。若し予の記憶にして誤無くんは之等特別陪審員を指名して其數を減少し行く方法に依る陪審選定は十五磅乃至十八磅の費用を要したり。

(三三) 貴下は右の如き選定方法が現在も猶採用せられ居る所のランド・クロウゼス・アクトに於ては幾何位の費用を要するやを告ぐることを得るや?——其費用は昔の特別陪審に要したる費用と同一なる可し予は最近に此種の事件を取扱ひたること無し然れ共其費用は確かに多大なるもの有り。

(三三) 貴下は只今召集官吏の報酬に要する費用の多きことを述べられたり。ランド・クロウゼス・アクトの下に於ては此費用幾何位なりや告ぐることを得るや?——否只今直ぐには答ふるを得ず。

(三三) 貴下は此頃此種の事件を取扱はれすと云はるるや?——然り近頃取扱はず。

(三三) ランド・クロウゼス・アクトの下に於ける一勅令として召集官吏には初め指名したる者の呼出に付きてニギイニアに次に之より當事者か一定の者を除きたる者を呼出すに付てニギイニアを報酬として與ふることに定められたるに非すや?——予は夫は今少し多かりしと思ふ。予は執行官も亦報酬を受くることを得るものと思ふ。

(三三) 予は今其執行官即ち陪審員候補者名簿を作成して呼出す所の官吏のことを言ひ居たるなり。其報酬がランド・クロウゼス・アクトの下に於て定められたる法規に依りてニギイニアに制限せられたるに非

すや?——遺憾乍ら夫に對しては返答出來ず。

(議長) 御苦勞なりき。

證人退席

證人 Sir Herbert Stephen, Bart. 出頭取調ふるに左の如し

(三三) (議長) 貴下は北方巡廻裁判區の巡廻裁判書記なる可し然らすや?——然り。

(三三) 貴下は其職を幾年位奉職し居るや?——二十三年間と思ふ、千八百八十九年以來なり。

(三三) 然らば貴下は勿論北方巡廻裁判區に於て陪審となることに關して存する各種の事情に附きて多大の經驗を有せらる可し?——予は巡廻裁判所、刑事又ひ民事の双方に書記たり然れ共予自身の直接の經驗は實際は多く刑事裁判所に於けるもののみなり即ち予自身直接には此刑事裁判所に clerk of arraigns として立會ふものにして而して予の考ふる所にては予の職務の中にて最も重要なもの一と考へらるる所のと即ち陪審員候補者名簿に基きて呼出されたる陪審員の中出頭の免除を欲する者有る時或は不出頭を申出つ可き正當の事由有る者有る時之等の者か其旨を申立つる所の申立を直接受理する係吏の役目を行ふと言ふことも亦此裁判所に於てなり。以上のこと全部か皆予の行ふ可き職責なり而して予は之は予の職責中にも重要な部分なりと思ふ。

(三六) 貴下の執務する北方巡廻裁判區はウエストモルランド、カムバアランド及ひランカスシャイアの三州より成るものなる可し?——然り其通りなり。

(三七) 出頭すへき旨の呼出を受くる陪審員の數は之等の各州に於て孰れも同數なりや? 勿論吾人はランカスシャイア州にはランカスタア、マンチエスタア及ひリバブウルの三の巡廻裁判開廷市の存することを承知せり?——然り。

(三八) 予は別々に述べ可し。出頭す可き旨の呼出を受くる陪審員の數はマンチエスタア、リバブウル、アプレビイ、ランカスタア及ひカアリツスルの各々に於て……此五つか北方巡廻裁判區に於ける巡廻裁判開廷市なる可し?——然り。

(三九) 此各々に於て其數は同一なりや?——否

(四〇) 然らば先づ第一にウエストモルランド州の巡廻裁判開廷市たるアツブレビイに於ける其數は幾何なりやを告ぐることを得るや?——アツブレビイに於ては必要有る時には二組の陪審員候補者 (panels) 即ち特別陪審と通常陪審との二組か呼出さる。而して特別陪審員候補者の方は法律に依りて一組四十八名となり居れりと予は思ふ。

(四一) 法律にて四十八名となり居れるや?——予は其點は確信無し何となれば特別陪審員の呼出さるる時は通常予は其所に居らす且つ特別陪審の呼出さるると言ふことか極めて稀なることなればなり。通常陪

審員候補者はアツブレビイに於ては一組四十八名なり而し之はカアリツスル及ひランカスタアに於ても亦同様なり。

(四二) マンチエスタアとリバブウルは各其地に於て取扱ふ事件の數か甚だ多き爲めに之と異なるや?——然り。

(四三) 吾人は先づ此北部の三方即ちランカスタア、アツブレビイ及ひカアリツスルの三市のみに付て問ふ可し……之等にては四十八名の陪審員か呼出さるるや?——然り。

(四四) 貴下の意見にては其數は其處に於て取扱はるるを要するを通常とする事件の數に比して少しく多きに過くると考ふるや?——予は多きに過くると迄は言ふを憚る。併し予は三十六名位にても樂にやつて行くことを得可しと思ふ特に巡廻裁判所の事件の誠に少きアツブレビイに於ては之は明瞭なり。

(四五) 併し乍ら予はアツブレビイにては判事か白革の手袋を貰ふ (註) ことも稀ならざる所なりと思ふか如何?——然り稀ならず。

譯者註 英國の或地方に於ては巡廻裁判判事か巡廻裁判に來りたる際に刑事事件か一件も無き時は其町より祝として判事に白革の手袋を贈らるるを慣習とする地方あり (法曹會雜誌四卷七號所載大森氏英國法廷の感想一三七頁參照) 従つて判事か白革の手袋を貰ふとは巡廻裁判に全く刑事事件の無きことを意味す。

(三兎) 而して又同地方にては巡廻裁判にて審理す可き民事事件も全く無きこと屢々なる可し?——然り屢々なり。

(三兎) 従つてアツブレヴィに於ては巡廻裁判に事件の全然無きこと時々有る可し?——斯くの如きことが法律上許容せらるる様になりてより以來既に二回迄も巡廻裁判を全く開かすに陪審員には出頭を要せざる旨を告知したること有りたり。

(三兎) 左様なることは予は全く知らざりき。予は自身にて一回アツブレヴィにて全然事件の無かりし経験を有し居れり其時は同地には一人の刑事被告人も無く又一件の民事事件も無かりき?——貴下の時代には左様なる場合にも猶陪審員は皆出頭せざる可からざることとなり居たり。

(三兎) 夫にて納得か出来たり。何となれば予は其の際に於て勿論大陪審員が出頭し居りて又之等は必ず出頭することを要したる者なるか予か之等の者に對して質問を爲したることを記憶し居れるを以てなり?——然り。

(三舌) 予は之等大陪審員に對して何等の事件も無きこと明瞭なるに拘らず猶呼出さるると言ふことを苦痛とは思はずやと質問し之に對して彼等より予の得たる答に彼等の少しも苦痛と思はずと有りたることを記憶す。予の思ふに彼等は其際予かアツブレヴィの巡廻裁判を廢止す可しとの意見を有するに非ずやと心配し居たるか故に斯く言へるものと思ふ。併し兎に角彼等は之を少しも苦痛とは思はずと言へり而して又

彼等は同州のマヂストレット(陪審員の意?)は斯くの如き場合には州の各地より選拔せらるるものにして此機會に於て之等の者か會合して州の事務に付意見を交換すると言ふ利益有るを以て之は誠に有益なることと思ふと言へり。以上の如きことか彼等の言ふ所なりき。併し乍ら貴下は彼等の數は四十八名を三十六名に減して可なりと謂はるるや?——予は減して可なりと思ふ。併し乍ら茲に注意せざる可からざる一事有り即ち法律に依れば重罪事件の被告人は二十名迄は陪審員に對して無條件の忌避(絶対忌避)を行ふことを得るものなり従つて若し之等の者か此忌避を行ふ時は三十六名の陪審員候補者の時は僅かに十六名に減せらるることとなり茲に厄介なる困難に逢着することとなるなり而して此忌避と言ふことは事實に於ては極めて稀なることなりと雖も時として殊更に事を好む輩か現はれて斯くの如き權利を實際に行使するか如きこと有る無しとは何人も之を保證することを得ざる可きなり。

(三舌) 予は忌避のことに付きて貴下に質問せんと欲す。貴下は被告人は二十名迄忌避する權利を有すと云はれたり而して予は貴下の其言葉の正しきこと疑無しと思ふ如何?——重罪事件にては二十名に付絶対忌避權有り。之か重罪と輕罪との間に存する差別の一なり。

(三舌) 假に其者か重罪事件の被告人なりとせば此者は何等の理由をも開示すること無くして二十名迄は陪審員を忌避することを得るや?——然り。

(三舌) 而して何等かの理由を以てする時は彼は猶之を超えたる數の者に付ても猶忌避することを得可し

と思ふか如何?—其場合には制限なく忌避し得。

(三五) 貴下は只今忌避の行はるることは極めて少しと謂はれたり。併し乍ら此ことか實際に行はるること稀なるか故に直ちに以て之を廢するを可とすと言ふ論は出て來らざるものと予は考ふ。此點に關する貴見を伺ひ度し?—予か之が行はるること稀なりと言へる意味は正式の忌避と言ふことを聞くは僅かに三年或は四年に一回位のみと言ふなり。併し乍ら審理の前に訴追辯護士或は被告人辯護士か予の前に來りて通常次の如きことを言ふ即ち『予は例へはホワイトヘアベントか或は之等の地方出の陪審員は陪審官として貴ひ度く無し』と言ふ如き言葉を以て予に告ぐることは時々有り。或は又彼等は『予はミスとピジョンとロビンソンとは陪審官と爲さざる様希望す』と言ふことも有り而して之等の場合には予は實際に於て之等の者を陪審官として讀上げす。

(三五) 之等の者は除外するや?—然り孰れの側より斯くの如き問題を持込みたる場合にても之を除外す。併し乍ら斯くの如きことは屢々生することに非ず。

(二五) (Mr. Blackwell) 夫は民事事件に於てなりや刑事事件に於てなりや?—刑事事件に於てのことなり。

(二五) 刑事事件に於てのみなりや?—予は民事事件に付ては御返答すること能はず。予は民事事件に於ける陪審を見ること極めて尠し。民事事件の陪審は誠に少く時としては僅かに一年一回位の程度に過ぎ

す多く共一巡迴裁判に一回より多きこと無し。

(二五) (議長) 貴下は忌避を許すことに依りて何等か事實上有益なる目的か達せらるると思はるるや?—予の考を申し上ければ或は予の言ふことか間違へるやも計られずと雖も若し此忌避の權にして貴下の意見にて濫用せられ居るものに非ずと言ふことを得るとせば貴下は勿論此權利に更に制肘を加ふるは好まじきことに非ずと考へらるるものと予は言ふを憚らずと思ふか如何?—然り。刑事被告人の有する適法なる防禦の方法を奪ふことに付きては何人と雖も少からざる躊躇を感じるものなり従つて予も亦此被告人の忌避權は全く無用のものなりと言ひ捨つることは多大の躊躇を感ず。

(三六) 夫にて了解出來たりと思ふ。斯るか故に曩に論し居たる本論に立歸らんに貴下は誠に有り相にも無き事乍ら若し被告人か極度に多數を例へは無條件忌避を二十名迄も行ふ場合有る時は三十六名にては不足を感ずるに至る可しと言ふや?—不足するに至る可し。

(三六) 僅か十六名しか残らざるか如き場合も生ず可し。併し乍ら兩者のプロバビリチイと便宜とを比較考量して即ち被告人か二十名と言ふ多數を忌避するか如きことの有り相も無きことと四十八名と言ふ多數の者貴下の必要と考ふる數よりも十二名も多き數の者を其仕事を休み家庭のことを捨てて出頭せしむることの如何にも不都合なることを比較して、此ことの不都合なることを一方に置き彼のことの生し相にも無きことを他方に置いて之を比較考量して貴下はアツプレビイに於ける陪審員の數は三十六名位に減少

するか安全且つ宜しきを得たるものなりと思考するや否せを告げられ度し？——予は三十名に減することか安全にして且つ相當なることなりと思ふ。

(二六) 三十名に迄も減すると言ふや？——特に事件繁忙なるに非ざる限り、而して斯くの如きことは稀なることなるか、三十名とす。

(二七) アップレヴィに於ける事件表中に特に重大なるもの有り豫め重大なる事件なりと考へらるる所の事件か二件も三件も存する時には其事實は通常判事か其土地に巡廻に行く以前に於て豫め知ることを得るに非すや？——然り。

(二八) 斯くの如き場合には予は陪審員三十名以上を呼出す手續を取り得るものと考ふるか如何？——予は之を爲すに何等の困難無しと考ふ。

(二九) 而して又多數の陪審員を必要とするに至る可しと思はるる事件には豫め斯くの如き方法にて之か準備を爲し得可し？——然りと思ふ。

(三〇) 次に今度はカアリツスルに移る可し貴下はカアリツスルに付ては如何に考へ居るや告げられ度し？ 同地に於ける事件は予は少しく多きものと思ふか如何？——同地に於ては事件は多少多し。カアリツスルに於て刑事裁判所には予は寧ろ少く共四十名位を呼出すを宜しとすと思ふ。

(三一) 現在は幾名を呼出し居れるや？——遺憾乍ら予は夫か四十八名なりしか或は六十名なりしか確か

なることを記憶せず併し乍ら予は四十八名なりしと思ふ。

(三二) 夫ては夥多なり。貴下は之を四十名に減して可なりと思はるるや？——然り而して予か此數を斯くの如く多數と爲すの理由は先づ第一に裁判所に於ては常に實際に陪審の仕事に携はる陪審員か二十四名有ることを必要とする即ち二十四名の中十二名は陪審官席に着席して事件の審理を聞き同時に他の十二名は評議室に閉ち籠りて既に審理を終りたる事件の評議を爲し居ることを要し二十四名か是非共必要なることなり。次に何名呼出す共實際には其中の或者は醫師の診断書を提出し或は其他の理由を以て出頭せざる者有り結局其全員か完全に出頭すると言ふことは有らざるを以てなり。

(三三) ランカスターに關して何等か意見の述ふ可きもの有りや？——否、唯予は同地に於ける陪審員候補者の數は四十八名か或は六十名なりしと思ふか此點に付カアリツスルに付て述べたる意見はランカスターに付ても其儘適用し得可し。

(三四) 然らば予の承る所にては此點に關して貴下は實際に於ては普通の場合には實際に必要な數を超えて更に多數の者か之等の三地方の巡迴裁判所に於ては呼出され居れりと考へらるるものなりや？——予は無用に多數の者か呼出され居れりと思ふ。

(三五) 予は貴下は如何なる事情の下に執行官代理か候補者名簿を編成するものなるかは直接之を知られざるなる可し？——然り全然知らず。

(二七) 夫は貴下の仕事には非すや?——然り。

(二八) 併し乍ら貴下は陪審員より裁判所に提出せらるる辭任の申立に關して少しは承知せらるる所有る可し?——然り。予は主として之等のことをリバアプウル及びマンチエスタアに於て聞けり何となれば其他の地方に於ては事件が比較的に少く従つて之等のことも左迄多數に無きを以てなり。

(二九) 巡迴裁判區全体に互りて此特定の點に付陪審員より提出せられたる辭任の申立を實際に於て審理裁判する者は何人なりや?——予か之を爲す。

(三〇) 予か聞かんとするは此ことに關して何人か之を知悉せるやと言ふことに非す。貴下は貴下の知れる範圍内に於て之等の者の辭任を許可する何等かの成法上の權限を有するや或は又普通法上に於て認められたる權限を有するや?——予は寧ろ判事の下僚 (officer) として此權限を有すとの意見なり。予は之は彼裁判所の有する權限に基き予か訴訟費用額の確定を行ふ權限を有すると同様なりと考ふ。

(三一) 貴下は之は普通法に依る權限なりと考へらるるや?——然り。

(三二) 慣例即ち慣習に依りて發生せる權限なりや?——然り。

(三三) 孰れにするも兎に角之を行ふ者は貴下なりや?——然り。

(三四) 更に質問せんに之は予自身は知らざることなるか貴下は或場合に於ては或者の辭任を許す可きや否やに付判事の裁決を乞ふこと有りと言ふ如何?——時々有り。

(三五) 夫は稀になりや?——余り屢々には非す。

(三六) カアリツスル、アツブレビイ或はランカスタアにて呼出さるる四十八名或はマンチエスタア及びリバアプウルに於て呼出す其數は知らざるも更に之よりも多數の候補者の孰れに付ても可なるか斯くの如き出頭を免除せられ度き旨の申立の數は多數なりや?——北方の都市に於ける比較的事件の少き場合に於ては此數は大して多からず。之に反してマンチエスタア及びリバアプウルに於ける比較的事件の多き場合に於ては斯くの如き救済を求むる申立の數は可成多數なり何となれば通常は陪審員は一日乃至時として二日位出頭すれば可なるに反して之等に於ては陪審員候補者は二組に分たれ最初の組は通常六日間裁判所に出席することを要求せられ更に第二の組は残余の巡迴裁判の會期中出頭を要求せらる而して其會期は時として更に十四日も要すること有るを以てなり。

(三七) 而して申立は多數なりや?——同一の六十名の候補者を以てする同一の會期か二週間も續く間には此申立——或種の救済を許されんこと申立——は可成多し。

(三八) 或種の救済と貴下の謂はるるは出頭を免除せられ度き旨の辭任の申立以外の何等かの申立のことを意味するや?——予の言ふ所の意味は或種の制限的救済の申立の意味なり。即ち彼等の求むる所は『予は出頭を免除せられ度し。出頭することは甚だ困る』と言ふには非すして『火曜日には予は誠に重大なる要件有り此日に出席することは誠に困る。此日一日出席せざることを許可せらるる譯に行かすや?』と

言ふに有り。而して予の考ふる所にては予の仕事は即ち此種の多数の申立を一々受理し之等の各申立の理由を互に比較考量して必要なる丈の数の陪審員の出頭を確保し且つ出来得る限り各人の之等の特別の救済の申立を許すこととするに有り。

(三三) 予は貴下は公の利害を害すること無しと考へらるる場合は常に之に救済を與ふるを慣習とするものと思ふか如何？——予の目的とする所は總へての人々に陪審義務を行ふに付出来得る限り少き面倒を以てせしむると言ふに在り。斯るか故に予は常に若し或者か或特定の日に特に要用の存する時は出来得る限り其日は暇を與ふることに努力し居れり。

(三四) 貴下は辭任の申出を許可するか爲めに裁判所の事務に支障を來すと言ふか如き例を見たること有りや？——若し無暗に之を許す時は或は斯くの如き場合を生ずることも有りたるへし。併し乍ら予は注意を拂ひて採量を行ふ時は極めて多数の辭任を許可することを得るものと思ふ。

(三五) 多数の辭任を許して而も猶不足無き丈の数の者を維持し得ると言ふや？——然り。或者は實際に必要な日よりも更に多くの日数の間辭任を求むること屢々なり。斯くの如き者は予の許に來りて陪審員として出頭することの誠に苦痛なることを長々と物語る然る場合に予は『其内孰れの日に最も出頭することか困るや？』と質問す而して之に依つて其多数の日の中一日乃至二日か眞に其者が辭任を望み居れる日なることを知るなり。予か之等の者に其二日間丈辭任を許すことを約束する時は彼等は全く喜んで其他の

日に於て出頭することを承諾す。

(三六) 貴下か實際行ひ居れるか如き方法に依りて辭任の申立を處理する時は裁判所の仕事を適當に行ふに差闕ふる程度に陪審員の數を減ずると言ふか如きことは生じたること無しと言ふや？——然り。予の第一の目的は裁判所の仕事の進捗なり。陪審員等の便宜は予の第二の目的なり。予の職務に付て一種の誇りも考へ居ることは即ち此二つの目的を出來得る限り兩つ乍ら達せしむることに有り。併し乍ら裁判所の仕事の進捗と言ふことか最も肝要なることなり。若し之に支障を來す時は予は之を以て甚だ不面目と考ふるなり。

(三七) 予か貴下に之等のことを質問する理由は次の如し。之は予の聞かされたる所に依れば或所にては實際に行はれ居る所なりと言ふか執行官代理か其候補者名簿を作成して裁判所に送附する前に辭任の申立を受け同人に於て相當の理由有りと認めたる者は其辭任を許可することとするか可なりと言ふことか提議せられたり。若し執行官代理か之を行ふ時は其結果は出頭の確實なる候補者名簿か得られ候補者名簿の中には出頭すること能はず陪審官として裁判所に留まること能はさること明かなるか如き者を多く包含せざるに至るへしと言ふへく而して之は事實なり。之か以上の質問を爲したる理由なり。貴下は如何なる考なりや？ 貴下は執行官代理に辭任の申立を處理し相當なりと思料したるものは之を許可するの權を與ふると言ふことは良きことなりと考へらるるや？——予は若し斯くの如き制度か一般に知られ秩序立ちて行

はるるに至らばは誠に宜しきを得たる制度なりと思ふ。其成否如何は全く執行官代理か面倒を惜まず之を行ふや否やに因る而して此執行官代理か之を行ふ時は執行官代理には夫か爲めに要する時間に對し夫相當の報酬を受くることを必要とするものと予は思ふ。

(三六) 予は其を知らず?——併し乍ら予は斯くすることに依りて貴下は執行官代理に重大なる負擔を課することとなると思ふ。

(三九) 兎に角適當に運用せば之は決して惡き制度には非すと貴下は考ふるや?——然り。惡き制度とは思はず。若し其結果予の得る所の候補者名簿の氏名の全部の者か出頭して其氏名の讀上に答へ醫師の診斷書を提出して辭任を申出づる者も無きことならば予は此制度に對して別に反對すべき何等の事由をも有せざるなり。

(三九) 出頭を要せざる旨の免除及び之と同一の事項にて陪審員に對する救濟方法に關することとなるか陪審員か裁判所に出席したる後其呼出狀に其者か出頭したることの證明として裁判所の孰れかの官吏にスタンプを押捺して貰ひ以て其者か後日他の裁判所に呼出されたる時之を提出して『予は既に巡迴裁判所或は何々裁判所に於て陪審官となりたり従つて貴下は貴下の裁判所に拙者を呼出すに付ては宜しく此事實を斟酌して然るへしと思ふ』と言ふことを得せしむることとするを不可と爲す何等かの理由有りと貴下は考へらるるや? 之は四會期裁判所或は其他の陪審員を要する孰れの裁判所にも同様なり。貴下は此陪審

員か出頭したる旨の事實の證明の爲めに呼出狀にスタンプを押捺することに就きて何等かの不都合有りと
思ふや?——予は何等の不都合をも見ず併し乍ら予は斯くの如きことを爲すは全く無用なりと思ふ何とな
れば予は予の許に以前に呼出されたる所の呼出狀を提出する時は予は右の如きスタンプの押捺か無く共常
に之を以て其者か前に他の裁判所に呼出されたる事有る事實を證明するものと認め居れるを以てなり而し
て予は他の人々も同様なるへしと想像す。

(三九) 貴下は夫に依りて其者か出頭したるものと認むるや?——然り。

(三九) 若し其者か出頭したりと述ふる時は貴下は彼の言ふ所を其儘事實として承認するや?——然り。

(三九) 多くの者か極めて短き期間の間に二つの異りたる裁判所に重ねて呼出を受けること屢々なりと而して之は誠に不都合なりと言ふことか提言せられたり而して予か貴下に對して提言せんと欲するは陪審員は出頭したる後に於ては其呼出狀を——或は紛失し或は破棄し去りて——多くは所持せざるものなりと言ふことなり。兎に角孰れにしても彼等は之等の呼出狀を再度の呼出を受けたる時に所持せざるなり然るに若し之等の者か之にスタンプを押捺して貰ひて一種の保護の力を有するものとなる時は之等の者も恐らくは之を大切に保存するに至るへしと思ふ?——確かに彼等の中或數の者は之を保存し居れり其證據には現に予の許に提出せらるるなり。

(三四) 所て次にマンチエスタア及びリバアブルに移りて尋ぬへし。マンチエスタアに於て呼出を受